

平成24年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

平成24年上砂川町議会（第1回定例会）会議録目次

第1号（3月8日）

議事日程	8
会議録署名議員	9
開会の宣告	9
開議の宣告	9
会議録署名議員指名について	9
会期決定について	9
諸般の報告	9
高橋成和の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	9
高橋成和の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	10
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	10
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	10
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告	10
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	11
例月出納検査結果報告（12・1・2月分）	11
町長行政報告	11
教育長教育行政報告	12
選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙（原案可決）	14
同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	14
議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	15
議案第3号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について	15
議案第4号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第5号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第6号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第7号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	18
議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	19
議案第9号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）	20
議案第10号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	25
議案第11号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	26
議案第12号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	27
議案第13号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）	28
議案第14号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）	29
議案第15号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	29

議案第16号 平成23年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	31
町政執行方針	33
教育行政執行方針	38
散会の宣告	41

第 2 号 (3月9日)

議事日程	44
会議録署名議員	45
開議の宣告	45
会議録署名議員指名について	45
議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	45
議案第 3号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	45
議案第 4号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	45
議案第 5号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	45
議案第 6号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	45
議案第 7号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について(原案可決)	45
議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について(原案可決)	45
議案第 9号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)(原案可決)	45
議案第10号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)(原案可決)	45
議案第11号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(原案可決)	45
議案第12号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)(原案可決)	45
議案第13号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)(原案可決)	45
議案第14号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)(原案可決)	45
議案第15号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(原案可決)	45
議案第16号 平成23年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)(原案可決)	45
議案第17号 平成24年度上砂川町一般会計予算	49
議案第18号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	49
議案第19号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	49
議案第20号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算	49
議案第21号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計予算	49

議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算	4 9
議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算	4 9
議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	4 9
議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上砂川町水道事業会計予算	4 9
予算特別委員会設置及び付託について	5 8
休会について	5 8
散会の宣告	5 8

第 3 号 (3月14日)

議事日程	6 0
会議録署名議員	6 0
開議の宣告	6 0
会議録署名議員指名について	6 0
町政執行方針に対する質疑	6 0
高 橋 成 和	6 0
町長 貝 田 喜 雄	6 2
教育行政執行方針に対する質疑	6 5
数 馬 尚	6 6
教育長 勝 又 寛	6 6
休会について	6 7
散会の宣告	6 7

第 4 号 (3月19日)

議事日程	7 0
会議録署名議員	7 0
開議の宣告	7 0
会議録署名議員指名について	7 0
予算特別委員会委員長報告	7 0
議案第 1 7 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計予算 (原案可決)	7 1
議案第 1 8 号 平成 2 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算 (原案可決)	7 1
議案第 1 9 号 平成 2 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算 (原案可決)	7 1
議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 予算 (原案可決)	7 2
議案第 2 1 号 平成 2 4 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算 (原案可決)	7 2
議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算 (原案可決)	7 2
議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算 (原案可決)	7 2
議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算 (原案可決)	7 2
議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上砂川町水道事業会計予算 (原案可決)	7 3

調査第 1 号 所管事務調査について（許可）	7 3
追加日程について	7 3
同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）	7 3
議案第 2 6 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）（原案可決）	7 4
意見書案第 1 号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（原案可決）	7 5
意見書案第 2 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（原案可決）	7 6
教育長あいさつ	7 6
閉会の宣告	7 7

平成 2 4 年第 1 回定例会予算特別委員会

第 1 号（3 月 1 5 日）

議事日程	7 9
委員長あいさつ	7 9
開会の宣告	7 9
開議の宣告	7 9
町長あいさつ	7 9
予算特別委員会の日程について	8 0
予算審査の方法について	8 0
予算審査資料の提出について	8 1
その他の関係について	8 1
議案第 1 7 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	8 1
散会の宣告	1 0 7

第 2 号（3 月 1 6 日）

議事日程	1 0 9
開議の宣告	1 0 9
資料請求について	1 0 9
議案第 1 8 号 平成 2 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	1 0 9
議案第 1 9 号 平成 2 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	1 1 0
議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	1 1 2
議案第 2 1 号 平成 2 4 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算（原案可決）	1 1 3
議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算（原案可決）	1 1 3
議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算（原案可決）	1 1 5
議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	1 1 5
議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	1 1 7

閉会の宣告	1 1 9
出席議員	1 2 0
説明のため出席した者	1 2 1
事務局職員出席者	1 2 1

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 8 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 5 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 8 日～3 月 1 9 日
1 2 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（高橋議員）
 - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（高橋議員）
 - 4) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
 - 5) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
 - 6) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告（議長）
 - 7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 8) 例月出納検査結果報告（1 2 ・ 1 ・ 2 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 選挙第 1 号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙
- 第 7 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 1 号は、即決とする。
- 第 8 議案第 2 号 一般職の職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例制定について

- 第 9 議案第 3 号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 4 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 5 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 6 号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 7 号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 1 4 議案第 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 5 議案第 9 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 6 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）

- 第19 議案第13号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 第20 議案第14号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)
- 第21 議案第15号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第16号 平成23年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)
※ 議案第2号～第16号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第23 町政執行方針
- 第24 教育行政執行方針
-

○会議録署名議員

5番	高橋成和
6番	大内兆春

◎開会の宣告

○議長(堀内哲夫) ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8名であります。

なお、理事者側につきましては全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番、高橋議員、6番、大内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にししたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの12日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長(堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告と第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、高橋議員。

○5番(高橋成和) 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成24年空知中部広域連合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成24年2月29日水曜日午前9時半から。場所でございますが、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件につきましては、議案第1号 平成23年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第3号)。

議案第2号 平成23年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第2号)。議案第3号 平成23年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第2号)。議案第4号 平成23年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第2号)。議案第9号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例。議案第5号 平成24年度空知中部広域連合一般会計予算について。議案第6号 平成24年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について。議案第7号 平成24年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について。裏面をごらんください。議案第8号 平成24年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。議案第10号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。報告第1号 空知中部広域連合介護保険事業計画の策定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 次、続けてください。

○5番(高橋成和) それでは、続きまして砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成24年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成24年3月2日金曜日午前9時から。場所でございますが、砂川市役所議会委員会室。

議件でございますが、議案第1号 平成23年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算。議案第2号 平成24年度砂川地区保健衛生組合会計予算。報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について、水谷副議長。

○副議長(水谷寿彦) ご報告申し上げます。

平成24年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が去る平成24年2月27日午後1時半より滝川市総合福祉センターにおいて開催されました。

議件につきまして、議案第1号 平成24年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算。議案第2号

平成24年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算。議案第3号 平成24年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算。議案第4号 平成24年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

詳しい書類につきましては事務局に保管してありますので、ご参照願います。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告、第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告については、私から報告いたします。

1点目、石狩川流域下水道組合議会につきましては、ご報告いたします。

標記の件につきましては、平成24年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございますが、24年2月28日午前11時。場所につきましては、滝川市総合福祉センター4階講堂でございます。

議件でございます。報告第1号 定期監査報告について。報告第2号 例月現金出納検査報告について。議案第1号 職員定数条例の一部を改正する条例。議案第2号 平成24年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

2点目、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

標記の件につきまして、平成24年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。平成24年1月17日午前11時。
場所は、歌志内市公民館。

議件でございます。議案第1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算(第2号)。

結果慎重審議の結果、全会一致、原案のとおり可決されました。

3点目、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

標記の件につき、平成24年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告します。

日時でございます。平成24年2月29日午後1時30分。場所につきましては、滝川市総合福祉センター2階集会室。

議件でございます。議案第1号 平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算。議案第2号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算(第3号)。報告第1号 例月現金出納検査報告について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

次、例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長(堀内哲夫) 日程第4、町長の行政報告を行います。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) 町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成23年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議

などにつきましてはお手元に配付の報告書のとおりであります。その他2件について口頭にて報告いたします。

1件目として、空知中部広域連合の第5期介護保険料の改定について報告いたします。空知中部広域連合の平成24年度から平成26年度までの3年間にわたる第5期介護保険料が改定されましたので、お手元に配付の資料ナンバー1、空知中部広域連合介護保険料新旧対照表により説明させていただきますので、ご参照願います。

介護保険事業は、空知中部広域連合を保険者として運営しておりますが、65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに改定するとしており、保険料につきましては一般的に現行の区分欄、第5段階の額を基準額として公表しているものであります。このたびの改定は、平成24年度から26年度までの3カ年にわたる介護保険事業と高齢者施策について、広域連合構成の6市町の施策を盛り込んだ第5期介護保険計画に基づき、高齢化や制度定着に伴う介護サービス、介護予防サービスの利用者の増及び介護報酬の増額改定などを勘案し改定するものでありまして、全国的には5,000円を超える大幅な引き上げが見込まれるところがあります。しかしながら、空知中部広域連合にありましては極力負担軽減を図るべく努力したところでありまして、今期限りの軽減措置として国、北海道、そして保険者からの拠出金により北海道に設置されているところでございますが、財政安定化基金から約3,000万円の交付を受けるとともに、連合独自に積み立てをしておりました介護保険準備基金から7,000万円を繰り入れることにより基準月額では現行の3,930円に比べ16.8%、660円増の4,590円と算定されたところであります。

また、保険料は基準額を基礎に被保険者の収入状況に応じて負担をしてもらうよう段階が設けられておりますが、低所得者対策や公平負担の観点から現行の第3段階、第8段階を2つに分けて全体を8段階から10段階に改めることとされたところ

ろでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2件目として、北海道後期高齢者医療広域連合の医療保険料改定について報告いたします。北海道後期高齢者医療広域連合の平成24年度から平成25年度までの2年間にわたる保険料が改定されましたので、お手元に配付の資料ナンバー2、北海道後期高齢者医療広域連合保険料新旧対照表により説明をさせていただきますので、ご参照願います。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月から施行され、北海道後期高齢者医療広域連合保険者として運営しておりますが、被保険者の保険料は2年ごとに改定することとしております。また、保険料につきましては被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて負担する所得割額の合算額となっているところでございます。このたびの改定は、平成24年度から25年度までの第3期保険料となるもので、医療給付費や被保険者数の増加等により本来であれば保険料の大幅な上昇は避けられないものでありますが、従前同様被保険者の負担を緩和するため広域連合剰余金の活用や道にも設置しております財政安定化基金の取り崩し等々の措置が図られ、均等割保険料につきましては年額で3,517円増の4万7,709円に引き上げられたものであります。また、年金収入が少なく軽減措置を受けております低所得者についても年金収入80万円以下で他の所得がない9割軽減の方で351円増の年額4,770円、年金収入153万円以下の8.5割軽減の方で528円増の年額7,156円に、年金収入177万5,000円以下の5割軽減の方で1,758円増の年額2万3,854円に、年金収入188万円以下の2割軽減の方で2,814円増の年額3万8,167円に引き上げられ、所得割につきましては0.33ポイント増の10.61%、そして賦課限度額は5万円増の55万円と算定されたものでありますことを申し上げます、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。勝又教育長。

○教育長（勝又 寛） 行政報告を申し上げます。

平成23年第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますが、英語指導助手の再任用と全国学力・学習状況調査につきましてご報告を申し上げます。

初めに、4年目を迎えております英語指導助手のレノックス・ピーター氏の任用につきまして、一昨年の第4回定例町議会で4年目の再任用をご報告させていただいたところでありますが、このたび次年度の任用に対しまして平成24年8月4日から25年8月3日までのさらに1年間の継続任用を考えているところであります。出身地はカナダ国マニトバ州ウィニペグ市で、ピーター氏は現在本町の単身者住宅に居住し、中学校では各学年の英語授業に指導助手として出席し、生徒とはすべて英会話であり、高校受験用のリスニングの指導を行うなど聞き取りの向上に取り組んでおりますし、小学校5、6年生の英語授業の必修においても英語教育の助手として参加しております。また、小学校のその他の学年には1カ月に2時間程度の指導授業や保育園においても1カ月に1回の割合で英語になれ親しむ外国人との触れ合い事業を実施しております。社会教育事業におきましても小学生を対象としたグッドイングリッシュを月に1回土曜日に実施するなど、多方面にわたり教育行政に携わっており、日本語も上達し、子供たちからも慕われ、真摯に各授業に取り組んでいる姿勢がうかがえ、関係者からも高評価となっておりますので、最長で5年間の再任用が可能でありますことから本年1月に本人の意向を伺い、このまま継続して上砂川町に滞在し、現在の授業等を実施

していただけることになりましたので、子供たちにとっては大変よいことと判断しているところがあります。

次に、全国学力・学習状況調査につきましてご報告を申し上げます。昨年9月の第3回定例町議会におきまして行政報告をさせていただいておりますが、ことしで5回目となりましたが、昨年3月11日の東日本大震災によりまして文部科学省は実施を見送りいたしました。各教育委員会及び学校等における調査結果に基づく改善の継続を支援するため、希望する場合は国が作成した問題冊子などにつきまして9月下旬をめどとして配付することとし、国による全国平均や都道府県別の集計はしないとしてきたところではありますが、北海道教育委員会といたしましては9月27日を基準日として札幌市を除く公立小中学校1,522校が参加し実施することになりましたので、当町におきましても同日に小学校6年生を対象に国語、算数、中学校では3年生を対象に国語と数学を調査を実施したところがあります。

全道の公表結果は12月の末に行われ、全国の比較は示されておりませんが、基礎知識を問うA問題では小学校の算数と中学校の国語で正答率が78%となり、道教委は基礎学力に向上の兆しが見られたと発表しておりますが、知識を活用するB問題では基礎学力のA問題より低く、記述式問題の応用力に課題が見られたところがあります。

本町の小学校は、国語A、Bにつきましては昨年度と比較いたしまして全道平均と同様に低下が見られており、算数Aにおいては正答率が11.4ポイント上昇しており、算数Bでは全道で低下しているにもかかわらず、若干ですが、上昇の傾向にあります。小学校の国語につきましては、漢字を読む問題は高い正答率となっておりますが、書くことへの問題では国語辞典の使い方にかかわる内容につきまして全道平均と同様に正答率が低い結果となっておりますので、わかりやすい表現を工夫することや主語と述語、文と文章にはいろいろ

な構成があることを理解することに課題が見られ、指導の改善ポイントとして相手や目的に応じているか、相手が読んで理解しやすい表現であるかなどの観点から表現を検討することを示すとともに、読書に親しむ習慣を身につけさせ、学年間の順序、正しいつながりに応じた学習指導を重点に行うようにしていくことも大切であります。

一方、中学校では国語A、Bともに上昇しており、国語Aでは昨年度比較で8.1ポイントの上昇、数学A、Bともに上昇し、全道平均で下降している数学Aでは2.5ポイントの上昇で、数学Bでも8.6ポイント上昇しておりますが、いずれも全道平均には及ばない状況となっております。

算数、数学の上昇につきましては、平成22年度から実施の巡回指導教員事業において指導経験の豊富な経験を持つ巡回教員が小中学校に週3時間派遣されており、巡回指導教員と教科教員による複数配置による授業の成果が見えているもので、教員の指導力の向上に期待をしているところであります。また、学習状況調査では学習時間等で平日や土日に学校以外での勉強時間の回答では、小学校におきましては30分より少ない、全くしないなど80%の回答があり、中学校では2時間から3時間以上で37%以上となり、昨年度比較で29%以上の上昇が見られる改善となっておりますので、小学校での家庭学習時間の確保が重要な課題でありますので、学校を通して保護者に伝えていく必要がありますし、生活習慣による学力への相関関係があるものと思いますので、学校と家庭との連携を強化するよう指導してまいります。学校の指導状況に関する調査におきましても放課後を利用した補充的な学習サポート授業として小学校では週2回から3回実施し、夏休み、冬休み期間を利用した補充的な学習サポート授業では小学校が1日から4日、中学校では5日から8日実施しておりますので、継続または回数増を学校現場に求め、学校改善プランに反映させながら適切な指導により子供たちの学力向上を図ってまいりますので、

ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

◎選挙第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

本年4月1日から加入となります砂川地区広域消防組合の規約第5条第2項の規定により組合議会に1名を選出をしますが、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、砂川地区広域消防組合議会議員に高橋議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました高橋議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高橋議員が砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎同意第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、道藤秋夫氏が平成24年3月13日で任期満了となるに伴い、後任に横林典夫氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、上砂川町字上砂川町■■■■■（■■■■■
■■■■■）。氏名、横林典夫。生年月日、昭和■■年■■月■■日。職業、会社役員職。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、町長の提案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、退任されます道藤監査委員よりごあいさつをお願いしたいと思います。道藤監査委員どうぞ。お願いします。

○監査委員（道藤秋夫） 貴重な時間を拝借いたしまして退任のあいさつをいたします。

思えば平成12年に監査委員に任命されてから3期12年の長きにわたりましてこの職務を全うできましたことは、ひとえに理事者、議会の皆様のおかげでありますことを深く深く感謝しております。また、現在国や多くの地方自治体と同じく財政状況を逼迫させないためにも今後理事者並びに議会の皆様の英知と努力によりまして解決されることを期待いたしまして、私の退任のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 道藤監査委員におかれましては、長い間大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

ただいま監査委員に選任されました横林典夫氏がお見えですので、ごあいさつをお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○（横林典夫） おはようございます。ただいま上砂川町監査委員に議員の皆様方のご同意をいただきました横林典夫です。監査委員は非常に重要な役職として考えており、選任されたからには一生懸命努力をしたいと思っております。町理事者並びに議員の皆様方の温かいご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。言葉足らずではございますが、選任同意に対するごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） どうもご苦労さまでした。

◎議案第2号 議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第2号と日程第9、議案第3号について、関連性がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第3号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第2号並びに議案第3号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について人事院勧告に基づき改定し、あわせて独自削減の見直しを行うため関係条例を改正するものであること。

次に、議案第3号であります。議案第3号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の給与、報酬について独自削減の見直しを行うため関係条例を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

条例本文の読み上げは、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第2号及び第3号について一括内容のご説明をいたします。

このたびの改正につきましては、平成23年の人事院勧告に基づき一般職の給与につきまして改正し、あわせまして本町職員の給料、町特別職及び議会議員の給料、報酬等の独自削減についてでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー3をごらん願います。初めに、人事院勧告の概要でございますが、人事院は本年につきましても民間給与との格差解消のため40代から50代の職員の給料を平均0.23%引き下げを行い、給料表の改定率を考慮し、平成19年の給与構造改革における経過措置、いわゆる現給保障につきましても一律0.49%の引き下げをするものでございます。また、この現給保障額につきましても平成24年度で2分の1を減額し、その額が1万円を超える場合は1万円を減じた額とするもので、平成25年4月1日以降は廃止となるものでございます。本町におきましては、人事院勧告を尊重することを基本としておりますことから、これに準拠すべく条例の改正を行うものでございます。

続きまして、独自削減についてでございます。職員の給料につきましては、本則より一律3%を削減するものでございます。また、管理職手当につきましても課長職で本則10%支給を8%支給に、主幹職で本則8%支給を6%支給とするもので、期末、勤勉手当の役職加算につきましても6級職で本則15%加算を10%加算に、4級、5級職で本則10%加算を7%加算に、3級の主査以上職では本則5%加算を3%加算とするものでございます。

特別職である町三役に係る給料の独自削減でござ

いありますが、町長につきましては本則86万7,000円から20%削減し69万4,000円に、副町長で本則69万9,000円から15%を削減し59万4,000円に、教育長につきましては本則63万円から15%削減し53万6,000円とするものでございます。

議会議員にかかわります報酬でございますが、こちらにつきましても一般職の削減率と同様の考え方によりまして一律3%の削減とするもので、議長職で27万9,000円から3%削減し27万600円に、副議長で22万1,000円を21万4,400円に、委員長職で20万1,000円を19万5,000円に、議員で18万5,000円を17万9,500円とするものでございます。

実施日につきましては、平成24年4月1日とするものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第4号 議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第4号と日程第11、議案第5号についても関連性がございしますので、一括議題とし、提案理由並びに内容説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第4号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第5号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されまし

た議案第4号並びに議案第5号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

議案第4号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、児童福祉法の改正に伴い、条例中に規定する助成の対象外となる児童に関する条文を整理するため関係条項の一部を改正するものであること。

次に、議案第5号であります。議案第5号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、児童福祉法の改正に伴い、条例中に規定する助成の対象外となる児童に関する条文を整理するため関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第4号及び第5号について一括内容の説明をいたします。

このたびの改正につきましては、児童福祉法及び北海道医療給付事業補助要綱の改正に伴いまして、これらに準拠し規定しております条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、医療費助成の対象となっております知的障害児通園施設が平成24年4月1日より児童発達支援センターに統合される

ことから、それぞれの条例の受給助成資格の知的障害児通園施設に係る規定を削るもので、施行期日につきましては平成24年4月1日となるものでございます。

それでは、条例本文に入らせていただきます。初めに、議案第4号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」を削る。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

続きまして、議案第5号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」を削る。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第6号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第6号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例を次

のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、公営住宅法が平成24年4月1日より一部改正されることに伴い、関係規定を整備するため関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第6号について内容のご説明をいたします。

このたびの改正は、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により公営住宅法の一部が改正されたことに伴いまして、この法律に準拠し規定しております上砂川町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、これまで公営住宅の入居資格につきましては単身での入居は認めておらず、例外といたしまして老人や障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある方の単身での入居を認めておりましたが、この入居者資格の同居親族の要件が廃止となりまして、すべての公営住宅において単身者の入居が認められることとなりましたが、同居親族要件については自治体の裁量にゆだねられましたことから、昨年建設いたしました中央団地及び東鶉、緑が丘の3階建て公営住宅につきまして町営住宅条例施行規則において一定の制限を課すこととし、これまで同様単身での入居を制限することとしております。また、入居者の収入基準につきましてもこれまでは政令で定める額としておりましたが、同居要件同様に廃止となりましたので、新たに基準額を規定するものでございます。

なお、改良住宅につきましても公営住宅法に準拠しておりますので、同様の改正をするもので、

この条例の施行期日につきましては平成24年4月1日とするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例。

上砂川町営住宅条例（平成9年上砂川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「政令第6条第1項」を「規則」に、同条第2号ア中「政令第6条第4項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に、「政令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に、同条同号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に、同条同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改める。

第39条第2項中「第2号及び第3号」を「第1号」に、「第3号」を「第1号及び第2号を除く。」に、同条同項第2号ア中「政令第6条第4項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に、「政令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に、同条同項同号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第7号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第7号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に

関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、平成24年4月1日をもって上砂川町消防本部が砂川地区広域消防組合へ加入することに伴い、関係条例の整理を行うものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

条例本文の読み上げは、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第7号について内容のご説明をいたします。

本議案につきましては、昨年12月開催の第4回町議会定例会におきまして砂川市、奈井江町及び浦臼町で組織しております砂川地区広域消防組合に加入する議決をいただき、本年4月1日をもってこの広域消防組合に加入することとなりました。本年1月に知事の承認がなされたので、町条例で規定しております消防にかかわる条例につきまして一部改正もしくは廃止をするものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー4をごらんいただきたいと思っております。初めに、一部を改正する条例でございますが、第1条の議会委員会条例から第11条の防災会議条例まで11条例につきまして資料の改正内容に記載してございますが、総務文教常任委員会の所管事務に関する事項、消防運営委員会、消防本部等の規定につきまして削

るもので、また上砂川町火入れに関する条例で規定しております消防長を砂川地区広域消防組合砂川消防署長に、上砂川町防災会議条例で規定しております消防長を町長が任命する者に、上砂川町消防団長を砂川地区広域消防組合上砂川消防団長に改めるものでございます。

次に、廃止する条例でございますが、第12条の上砂川町消防本部及び消防署設置条例から18条の上砂川町火災予防条例までの7条例につきまして、広域消防組合加入後は砂川地区広域消防組合条例の適用となりますことから、これらの条例を廃止するものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げを省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時01分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第8号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第8号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、上砂川町消防本部

の砂川地区広域消防組合への加入により、消防関係を共同処理する団体の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第8号について内容のご説明をいたします。

このたびの議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものでございます。

改正の内容でございますが、提案理由にもございますように本町の消防本部が平成24年4月1日より砂川地区広域消防組合に加入することに伴い、消防関係を共同処理する構成組合に変更が生じますことから規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

なお、構成する自治体の議決後、組合におきまして規約変更に関する総務大臣の許可を得るものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第9号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第9号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億630万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第9号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税515万円の追加で、1億6,334万7,000円となります。

1項町民税265万円の追加で、7,727万8,000円となります。

4項町たばこ税250万円の追加で、2,196万7,000円となります。

8款地方特例交付金410万円の追加で、510万円

となります。

1 項地方特例交付金、同額であります。

9 款地方交付税 1 億9,820万4,000円の追加で、15億3,820万4,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

11款分担金及び負担金87万3,000円の減額で、1,065万5,000円となります。

1 項負担金、同額であります。

13款国庫支出金118万2,000円の追加で、2 億7,414万1,000円となります。

1 項国庫負担金150万1,000円の減額で、1 億1,559万4,000円となります。

2 項国庫補助金98万8,000円の追加で、1 億5,566万5,000円となります。

3 項国庫委託金169万5,000円の追加で、288万2,000円となります。

14款道支出金199万4,000円の追加で、1 億1,765万8,000円となります。

1 項道負担金、179万7,000円の追加で、7,443万4,000円となります。

2 項道補助金71万4,000円の追加で、3,605万4,000円となります。

3 項道委託金51万7,000円の減額で、717万円となります。

15款財産収入30万円の追加で、2,027万8,000円となります。

1 項財産運用収入30万円の追加で、2,024万7,000円となります。

16款寄附金485万7,000円の追加で、486万8,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

18款諸収入1,762万円の減額で、2 億2,547万6,000円となります。

5 項雑入1,762万円の減額で、2 億1,475万3,000円となります。

19款町債2,701万円の減額で、3 億3,779万円となります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金1,441万6,000円の追加で、5,404万8,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1 億8,470万円の追加で、30億630万円となります。

2、歳出、2 款総務費 1 億8,118万9,000円の追加で、3 億1,432万9,000円となります。

1 項総務管理費 1 億8,179万7,000円の追加で、2 億9,452万8,000円となります。

4 項選挙費63万5,000円の減額で、272万8,000円となります。

6 項監査委員費 2 万7,000円の追加で、108万9,000円となります。

3 款民生費148万9,000円の減額で、6 億6,951万8,000円となります。

1 項社会福祉費397万2,000円の追加で、6 億187万4,000円となります。

2 項児童福祉費546万1,000円の減額で、6,710万4,000円となります。

4 款衛生費3,123万3,000円の追加で、2 億3,702万円となります。

1 項保健衛生費3,034万9,000円の追加で、1 億2,786万5,000円となります。

2 項清掃費88万4,000円の追加で、1 億915万5,000円となります。

次ページでございます。6 款農林水産業費120万5,000円の減額で、347万7,000円となります。

1 項林業費、同額であります。

7 款商工費3,020万円の追加で、9,273万2,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費5,244万6,000円の減額で、5 億2,551万1,000円となります。

1 項土木管理費518万9,000円の減額で、7,001万円となります。

2 項道路橋りょう費511万7,000円の減額で、6,184万5,000円となります。

3 項住宅費4,214万円の減額で、3 億9,365万6,

000円となります。

9 款消防費184万円の追加で、1 億3,592万1,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費122万5,000円の減額で、8,714万5,000円となります。

2 項小学校費87万2,000円の減額で、2,776万3,000円となります。

3 項中学校費35万3,000円の減額で、3,268万1,000円となります。

12 款公債費339万7,000円の減額で、4 億5,990万3,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が1 億8,470万円の追加で、30億630万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、町道若草線復旧事業。限度額300万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、1 億3,800万円、1 億229万円。町民センター・体育センター耐震診断事業、370万円、全額減額であります。過疎地域自立促進特別事業、3,230万円、4,700万円。公営住宅建設事業、1 億7,280万円、1 億7,230万円。既設改良住宅改善事業、880万円、850万円。

事項別明細書12ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、最終補正予算でございまして、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でございますので、予算額の読み上げのみとさせていただきます、減額の大き

いもの、追加となります費目を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費1 億8,325万8,000円の追加で、2 億2,870万9,000円となります。平成8年購入の公用車が老朽化により更新するため備品購入費で550万円を計上するほか、25節の積立金では財政調整基金へ1 億7,280万円、地域振興基金へ一般寄附金といたしまして260万円、ふるさとづくり基金へふるさと納税分で225万7,000円を積み立てるものでございます。

10 目町民センター管理費369万6,000円の減額で、1,832万7,000円となります。町民センター・体育センター耐震診断業務の入札による執行残の精査でございます。

11 目地域振興費223万5,000円の追加で、1,050万6,000円となります。中央バス路線維持助成金223万5,000円を追加するものでございます。

総務費、選挙費、3 目北海道知事道議会議員選挙費63万5,000円の減額で、257万3,000円となります。精査でございます。

総務費、監査委員費、1 目監査委員費2 万7,000円の追加で、108万9,000円となります。識見監査委員の報酬の追加でございます。

民生費、社会福祉費、1 目社会福祉総務費719万6,000円の追加で、2 億4,686万4,000円となります。19節につきましては精査でございます。20節の扶助費の1,000万円の追加の主なものにつきましては、障害者自立支援の生活介護及び施設入所支援事業の利用者の増によりまして830万円を、身障者補装具で電動車いすの購入増によりまして190万円を追加するものでございます。28節繰出金239万5,000円の減額につきましては、国民健康保険基盤安定等の繰出金の精査でございます。

4 目特別養護老人ホーム費74万2,000円の追加で、1 億3,406万円となります。施設の消防施設等の修繕124万2,000円を追加するもので、賄い材

料費につきましては精査でございます。

6目デイサービスセンター費20万円の追加で、2,326万円となります。デイサービスセンターのパネルヒーター修繕料の追加でございます。

7目介護保険費7万9,000円の追加で、7,921万円となります。空知中部広域連合負担金で、介護給付の増加による追加でございます。

10目後期高齢者医療費424万5,000円の減額で、8,308万9,000円となります。いずれも精査によるものでございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費546万1,000円の減額で、5,308万5,000円となります。13節委託料で、本年4月より子ども手当から子供のための手当に制度改正となることに伴いまして、システム改修業務委託料を169万5,000円追加するものでございます。20節扶助費でございますが、昨年10月から子ども手当の支給額が変更となりましたので、これに伴います減額精査をするものでございます。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費3,661万8,000円の追加で、1億959万2,000円となります。20節扶助費は、妊婦健康診査の精査でございます。次ページでございます。28節繰出金で、町立診療所事業で80万円を減額精査し、水道事業特別会計では3,810万9,000円を繰り出すものでございます。

2目予備費626万9,000円の減額で、1,190万円となります。いずれも精査によるものでございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費88万4,000円の追加で、8,061万9,000円となります。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金で、単独事業の増による追加でございます。

農林水産業費、林業費、1目林業振興費120万5,000円の減額で、347万7,000円となります。いずれも精査でございます。

商工費、商工費、2目企業開発費3,020万円の追加で、5,471万5,000円となります。誘致企業用

旅費20万円を追加するもののほか、25節積立金で振興公社開発基金へ3,000万円積み立てるものでございます。

土木費、土木管理費、1目土木総務費518万9,000円の減額で、7,001万円となります。土地開発造成事業特別会計、下水道事業特別会計への繰出金をそれぞれ減額精査するものでございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費511万7,000円の減額で、6,184万5,000円となります。除雪車更新事業など入札によります執行残の精査でございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費4,214万円の減額で、3億4,206万7,000円となります。中央団地公営住宅建設工事、既設改良住宅改善工事の入札によります執行残の精査でございます。

消防費、消防費、1日常備消防費250万円の追加で、1億2,767万3,000円となります。砂川地区広域消防組合加入に伴います電話回線移設、モニタリングシステムの修繕料を追加するものでございます。

2目非常備費66万円の減額で、621万7,000円となります。精査でございます。

教育費、小学校費、2目教育振興費87万2,000円の減額で、497万4,000円となります。就学援助費の減額精査でございます。

教育費、中学校費、2目教育振興費35万3,000円の減額で、896万9,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は全道スキー大会出場に伴います補助金7万3,000円の追加でございます。20節扶助費につきましては、就学援助費の減額精査でございます。

次ページでございます。公債費、公債費、2目利子339万7,000円の減額で、5,649万2,000円となります。長期償還利子及び一時借入金利子の精査による減でございます。

続きまして、8ページ、歳入にまいります。2、歳入、町税、町民税、1目個人150万円の追加で、6,526万4,000円となります。所得割の追加でござ

います。

2目法人115万円の追加で、1,201万4,000円となります。法人税割の追加でございます。

町税、町たばこ税、1目町たばこ税250万円の追加で、2,196万7,000円となります。売り上げ本数の増による追加でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、1目地方特例交付金410万円の追加で、510万円となります。いずれも確定精査によるものでございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億9,820万4,000円の追加で、15億3,820万4,000円となります。普通交付税につきまして、交付額の全額を計上するものでございます。

分担金及び負担金、負担金、1目民生費負担金87万3,000円の減額で、1,065万5,000円となります。精査でございます。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金150万1,000円の減額で、1億1,559万4,000円となります。いずれも歳出に連動いたします国庫負担金の精査でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目総務費補助金184万9,000円の減額で、235万1,000円となります。町民センター・体育センター耐震診断事業の精査によります減額でございます。

3目衛生費補助金16万6,000円の減額で、32万円となります。精査でございます。

4目土木費補助金300万3,000円の追加で、1億5,076万3,000円となります。1節道路橋りょう費補助金17万5,000円の追加につきましては、橋梁長寿命化修繕策定事業と除雪車更新事業の精査による減額のほか、地域活力基盤整備事業といたしまして町道のロードヒーティングの維持にかかわります補助金80万円を計上するものでございます。2節公営住宅建設費補助金282万8,000円の追加につきましては、中央団地建設事業の積雪寒冷仕様の特例加算が認められたことによりまして315万8,000円を追加するものでございます。改良住宅改善事業補助金につきましては精査でござい

す。

国庫支出金、国庫委託金、2目民生費委託金169万5,000円の追加で、286万2,000円となります。歳出でご説明いたしました子どものための手当システム改修委託金として歳出同額を計上するものでございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金161万2,000円の追加で、6,278万2,000円となります。国庫負担金に連動いたします道負担金の精査でございます。

2目保険基盤安定拠出金18万5,000円の追加で、1,165万2,000円となります。後期高齢者医療保険基盤安定拠出金で、保険料軽減額の増によります追加でございます。

次ページでございます。道支出金、道補助金、1目総務費補助金320万円の追加で、325万3,000円となります。1節総務管理費補助金で、育児用品等購入事業など、町単独の子育て支援事業につきまして地域づくり総合交付金の対象となりましたことから追加するものでございます。

2目民生費補助金48万5,000円の追加で、963万円となります。歳出に連動いたします精査でございます。

3目衛生費補助金201万4,000円の減額で、205万円となります。

5目農林水産業費補助金95万7,000円の減額で、329万円となります。いずれも歳出に連動いたします精査でございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金51万7,000円の減額で、714万3,000円となります。精査でございます。

財産収入、財産運用収入、2目利子及び配当金30万円の追加で、30万1,000円となります。基金利子でございます。

寄附金、寄附金、1目寄附金485万7,000円の追加で、486万8,000円となります。一般寄附につきましては5件260万円、ふるさと寄附金につきましては6件225万7,000円を追加するものでござい

ます。

諸収入、雑入、5目雑入1,762万円の減額で、2億1,474万9,000円となります。主なものでございますが、特別養護老人ホーム介護サービス収入1,689万6,000円の減、デイサービスセンター介護サービス収入で157万7,000円の減につきましては入所者及び利用者の減による精査でございます。空知産炭地域総合発展基金助成金、いわゆる給付金につきましては昨年12月に低下により基金が廃止となりましたが、本町の交付残額であります175万3,000円を全額取り崩し、公住改善事業に充当するものでございます。

町債、町債、1目総務債2,471万円の減額で、1億4,929万円となります。1節臨時財政対策債につきましては、許可決定による減額でございませぬ。防災対策事業債370万円の減額につきましては精査でございませぬ。3節過疎対策事業債1,470万円の追加につきましては、過疎地域自立促進特別事業の起債対象経費の増によりまして追加するものでございませぬ。

2目土木債530万円の減額で、1億8,550万円となります。それぞれ事業費の減額による精査でございませぬ。

3目災害復旧債300万円の追加で、300万円となります。町道若草線復旧事業が起債対象となりましたことから追加するものでございませぬ。

繰越金、繰越金、1目繰越金1,441万6,000円の追加で、5,404万8,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第10号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第10号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第10号について内容の説明をいたします。

2ページでございませぬ。このたびの補正は、歳入予算の組みかえになるものでございませぬ。第1表、歳入予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税211万円の減額で、8,097万5,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金1,509万5,000円の減額で、7,353万5,000円となります。

1項一般会計繰入金239万5,000円の減額で、4,573万5,000円となります。

2項基金繰入金1,270万円の減額で、2,780万円となります。

4款諸収入1,702万5,000円の追加で、1,721万円となります。

2項雑入1,720万5,000円の追加で、1,720万8,000円となります。

歳入合計で1億7,173万2,000円となるものでございませぬ。

ございます。

事項別明細書4ページ、歳入でございます。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1日一般被保険者国民健康保険税455万円の減額で、7,122万7,000円となります。一般被保険から退職被保険者へ移行及び所得の減による精査でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税244万円の追加で、974万8,000円となります。一般被保険者からの移行により、被保険者の増に伴う精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1日一般会計繰入金239万5,000円の減額で、4,573万5,000円となります。

繰入金、基金繰入金、1日基金繰入金1,270万円の減額で、2,780万円となります。いずれも当初見込んでおりました歳入不足分につきまして、広域連合からの精算還付金が生じたので、精査するものでございます。

諸収入、雑入、3目雑入1,720万5,000円の追加で、1,720万6,000円となります。空知中部広域連合分賦金前年度精算金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第11号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第11号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,509万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第11号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料29万2,000円の追加で、5,586万6,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金6万5,000円の減額で、1,885万1,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額でございます。

5款広域連合支出金5万7,000円の追加で、5万7,000円となります。

1項広域連合交付金、同額でございます。

6款繰越金10万4,000円の追加で、10万4,000円となります。

1項繰越金、同額でございます。

歳入合計が38万8,000円の追加で、7,509万3,000円となります。

2、歳出、1款総務費5万7,000円の追加で、130万4,000円となります。

1項総務管理費5万7,000円の追加で、42万円となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金33万1,000円の追加で、7,347万9,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でござ

ございます。

歳出合計が38万8,000円の追加で、7,509万3,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費5万7,000円の追加で、42万円となります。11節需用費で、低所得者への保険料軽減措置に係る広報経費の追加でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金33万1,000円の追加で、7,347万9,000円となります。連合への負担金でございますが、被保険者数の増により保険料等負担金で64万2,000円を追加し、事務費負担金31万1,000円の減額につきましては精査によるものでございます。

4ページ、歳入にまいります。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料145万1,000円の追加で、4,028万3,000円となります。現年分の被保険者数の増による追加でございます。

2目普通徴収保険料115万9,000円の減額で、1,558万3,000円となります。軽減対象者の増加による減収でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目事務費繰入金31万1,000円の減額で、331万4,000円となります。精査でございます。

2目保険基盤安定繰入金24万6,000円の追加で、1,553万7,000円となります。軽減対象者増による追加でございます。

広域連合支出金、広域連合交付金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金5万7,000円の追加で、5万7,000円となります。連合からの広報経費の交付金として歳出同額を計上するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金10万4,000円の追加で、10万4,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、議案第12号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第12号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第12号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。このたびの補正予算につきましては、歳入予算の組みかえによるものでございます。第1表、歳入予算補正。1、歳入、1款財産収入56万5,000円の追加で、544万9,000円となります。

1項財産売払収入、同額であります。

2款繰入金56万5,000円の減額でございます。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が544万9,000円となるものでございます。

事項別明細書、3ページ、歳入でございます。

2、歳入、財産収入、財産売却収入、1目宅地売却収入56万5,000円の追加で、544万9,000円となります。当初予算において鶴本町第2期分譲地2区画と本町分譲地1区画の売り払いを見込んでございましたが、本年度につきましては鶴本町第2期分譲地2区画と鶴本町分譲地1区画の売却となりましたので、精査し追加するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金56万5,000円の減額でございます。財産収入の増額によりまして、一般会計繰入金56万5,000円を全額減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、議案第13号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第13号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,229万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第13号について内容のご説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入300万円の追加で、7,300万1,000円となります。

1項診療収入、同額であります。

4款繰入金80万円の減額で、1,292万9,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が220万円の追加で、1億1,229万2,000円となります。

2、歳出、2款医業費220万円の追加で、4,731万円となります。

1項医業費、同額であります。

歳出合計が220万円の追加で、1億1,229万2,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、医業費、医業費、1目医業費220万円の追加で、4,731万円となります。特定疾患者の増加によります薬品費の追加でございます。

続きまして、歳入にまいります。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入20万円の追加で、1,000万1,000円となります。

2目保険者負担収入280万円の追加で、6,300万円となります。いずれも特定疾患者の増によります追加でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金80万円の減額で、1,292万9,000円となります。一般会計繰入金につきましては減額し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容

の説明を終わります。

◎議案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第20、議案第14号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第14号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,907万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第14号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款施設サービス収入41万2,000円の減額で、1億6,487万5,000円となります。

1項介護給付費収入37万1,000円の減額で、1億5,044万2,000円となります。

2項自己負担金収入4万1,000円の減額で、1,443万3,000円となります。

2款利用料4万1,000円の減額で、1,996万8,00

0円となります。

1項利用料、同額でございます。

歳入合計が45万3,000円の減額で、1億8,907万8,000円となります。

2、歳出、2款公債費45万3,000円の減額で、2,398万4,000円となります。

1項公債費、同額でございます。

歳出合計が45万3,000円の減額で、1億8,907万8,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、公債費、公債費、2目利子45万3,000円の減額で、768万2,000円となります。長期債償還利子の精査でございます。

続きまして、歳入にまいります。2、歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、2目居宅介護サービス費収入37万1,000円の減額で、128万6,000円となります。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己負担金収入4万1,000円の減額で、1,443万3,000円となります。

利用料、利用料、1目利用料4万1,000円の減額で、1,996万8,000円となります。いずれも通所リハビリテーション利用者の減少による精査による減でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 零時58分

○議長（堀内哲夫） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号

○議長（堀内哲夫） 日程第21、議案第15号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第15号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,355万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第15号について内容のご説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料150万円の追加で、2,976万8,000円となります。

1項使用料、同額でございます。

3款国庫支出金78万4,000円の減額で、811万6,000円となります。

1項国庫補助金、同額でございます。

4款繰入金462万4,000円の減額で、6,106万円となります。

1項一般会計繰入金、同額でございます。

5款諸収入73万円の追加で、73万2,000円となります。

2項雑入73万円の追加で、73万1,000円となります。

6款町債60万円の減額で、6,870万円となります。

1項町債、同額でございます。

歳入合計が377万8,000円の減額で、1億7,355万6,000円となります。

2、歳出、1款下水道費353万7,000円の減額で、4,731万8,000円となります。

1項下水道整備費333万7,000円の減額で、4,317万5,000円となります。

2項下水道維持費20万円の減額で、414万3,000円となります。

2款公債費24万1,000円の減額で、1億2,613万8,000円となります。

1項公債費、同額でございます。

歳出合計が377万8,000円の減額で、1億7,355万6,000円となります。

第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。特定環境保全公共下水道事業、890万円、810万円。流域下水道事業、440万円、460万円。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費112万5,000円の減額で、1,122万6,000円となります。消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

2目下水道建設費221万2,000円の減額で、3,194万9,000円となります。いずれも工事執行残の精査でございます。

下水道費、下水道維持費、1目維持管理費20万円の減額で、414万3,000円となります。マンホールポンプ電気料の精査でございます。

公債費、公債費、2目利子24万1,000円の減額で、2,662万1,000円となります。長期債償還利子の精査でございます。

5ページ、歳入にまいります。2、歳入、使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料150万

円の追加で、2,976万8,000円となります。下水道使用料の増加による追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目下水道事業費補助金78万4,000円の減額で、811万6,000円となります。歳出の補助事業の精査に連動するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金462万4,000円の減額で、6,106万円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

諸収入、雑入、1目雑入73万円の追加で、73万1,000円となります。流域下水道組合負担金前年度精算還付金を計上するものでございます。

町債、町債、1目下水道事業債60万円の減額で、6,870万円となります。歳出の事業費に連動し、起債の精査をするものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第16号

○議長（堀内哲夫） 日程第22、議案第16号 平成23年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第16号 平成23年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成23年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億6,

370万6,000円、補正予定額、2,438万7,000円、計1億8,809万3,000円。

第1項営業収益、1億2,530万6,000円、減額1,308万9,000円、1億1,221万7,000円。

第2項営業外収益、3,840万円、3,747万6,000円、7,587万6,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億6,370万6,000円、補正予定額、2,438万7,000円、計1億8,809万3,000円。

第1項営業費用、1億1,092万6,000円、減額81万2,000円、1億1,011万4,000円。

第2項営業外費用、5,268万円、2,519万9,000円、7,787万9,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予定額8,993万8,000円、補正予定額、減額4,045万3,000円、計4,948万5,000円。

第2項企業債、5,120万円、減額2,650万円、2,470万円。

第3項国庫補助金、2,083万6,000円、減額1,458万6,000円、625万円。

第4項他会計補助金、127万2,000円、63万3,000円、190万5,000円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億4,448万4,000円、補正予定額、減額4,045万3,000円、計1億403万1,000円。

第2項建設改良費、7,330万8,000円、減額4,045万3,000円、3,285万5,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「5,120万円」を「2,470万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条に定めた、企業債利息償還

等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「3,667万4,000円」を「7,415万円」に改め、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「127万2,000円」を「190万5,000円」に改める。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第16号について内容のご説明をいたします。

3ページでございます。平成23年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益2,438万7,000円の追加で、1億8,809万3,000円となります。

1項営業収益1,308万9,000円の減額で、1億1,221万7,000円となります。

1目給水収益1,308万9,000円の減額で、1億1,207万5,000円となります。

2項営業外収益3,747万6,000円の追加で、7,587万6,000円となります。

2目繰入金3,747万6,000円の追加で、7,415万円となります。

収益的支出、1款水道事業費用2,438万7,000円の追加で、1億8,809万3,000円となります。

1項営業費用81万2,000円の減額で、1億1,011万4,000円となります。

1目原水及び浄水費14万9,000円の追加で、1,671万8,000円となります。

2目配水及び給水費96万1,000円の減額で、1,432万円となります。

2項営業外費用2,519万9,000円の追加で、7,787万9,000円となります。

1目支払い利息及び企業債取扱費100万円の減

額で、4,649万1,000円となります。

2目雑支出2,674万2,000円の追加で、2,749万1,000円となります。

3目消費税及び地方消費税54万3,000円の減額で、389万7,000円となります。

次ページでございます。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入4,045万3,000円の減額で、4,948万5,000円となります。

2項企業債2,650万円の減額で、2,470万円となります。

1目企業債、同額でございます。

3項国庫補助金1,458万6,000円の減額で、625万円となります。

1目国庫補助金、同額でございます。

4項他会計補助金63万3,000円の追加で、190万5,000円となります。

1目他会計補助金、同額でございます。

資本的支出、1款資本的支出4,045万3,000円の減額で、1億403万1,000円となります。

2項建設改良費4,045万3,000円の減額で、3,285万5,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額でございます。

事項別明細書、5ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費14万9,000円の追加で、1,671万8,000円となります。修繕費の精査のほか、濁度処理用の凝集剤の追加でございます。

2目配水及び給水費96万1,000円の減額で、1,432万円となります。精査でございます。

水道事業費用、営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費100万円の減額で、4,649万1,000円となります。一時借入金利子の精査でございます。

2目雑支出2,674万2,000円の追加で、2,749万1,000円となります。消滅時効を5年経過の水道料金の不納欠損処理をするものでございます。

3目消費税及び地方消費税54万3,000円の減額

で、389万7,000円となります。消費税及び地方消費税の精査でございます。

収益的収入にまいります。水道事業収益、営業収益、1目給水収益1,308万9,000円の減額で、1億1,207万5,000円となります。事業用使用料の減による精査でございます。

水道事業収益、営業外収益、2目繰入金3,747万6,000円の追加で、7,415万円となります。収入不足分につきまして一般会計繰入金を充当するものでございます。

次に、6ページ、資本的支出でございます。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費4,045万3,000円の減額で、3,285万5,000円となります。補助未採択となりました浄水施設水質測定器設備事業費の減額と、あわせまして入札によります執行残の精査でございます。

次に、資本的収入でございます。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債2,650万円の減額で、2,470万円となります。工事請負費、委託料の資本的支出の減額によりまして精査するものでございます。

資本的収入、国庫補助金、1目国庫補助金1,458万6,000円の減額で、625万円となります。企業債同様、資本的支出の減額による精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金63万3,000円の追加で、190万5,000円となります。補助対象事業の精査により一般会計補助金を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎町政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第23、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） それでは、平成24年度の町政執行方針について申し述べたいと思います。お手元に配付しております資料を読み上げ、ご提案いたしますので、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年上砂川町議会第1回定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成22年4月に町長に就任してから早くも2年が経過しようとしており、この間、人口減少問題や財政健全化問題など多くの課題を抱えての町政運営でありましたが、議員各位や町民の皆様のご協力によりまして、課題解決を図りながら町政を執行してきたところであります。

昨年は、国内政治が混乱を続け国民生活が一向に改善されない中、3月に東日本大震災と福島原発事故が発生し、多くの犠牲者と被災者を生む未曾有の大惨事となり、さらなる政治の混迷と経済の停滞を招く極めて厳しい1年であったと思うところであります。

自治体を取り巻く環境が厳しさを増す状況のもと、本年度予算につきましては、昨年に引き続き行政最大の課題であります人口減少対策や少子高齢化対策の拡充を図るべく、可能な限り各団体等の意向を把握し、予算に反映させるなど町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる町づくりに向け関連予算を措置したところであります。

本町は、地域経済の低迷や人口の流出により税収等の減少が著しく地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤にありますが、限られた財源の有効活用を図り、みずからの創意工夫のもと、町民の皆さんとともに考え行動する協働の町づくりをさらに強固にし、希望の持てる町政運営に努めつつ、課題解決に向け全力を傾注してまいり所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、平成24年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で安心して暮らせる町づくり

1. 安心して子育てができる町づくり

子育て支援事業につきましては、新たに小・中学校の給食費の半額を助成し、子育て家庭の経済的負担軽減を図ってまいります。

育児用品購入券贈呈、保育園給食費の無料化、中学生以下医療費助成につきましては、継続いたします。

保育園につきましては、4・5歳の年長児が小学校就学に際し、円滑に学校生活に移行できるよう、基礎学習などを盛り込んだステップアップ事業を行うとともに、英語指導助手による英語になれ親しむための授業を継続いたします。

保育園内の子育て交流室につきましては、育児中の親子の交流の場であるおひさまルーム事業をベースに利用拡大に努めてまいります。

育児に関する相談につきましては、保育園や乳幼児健診における心理相談など多くの機会を通じて相談需要に対処してまいります。

児童館につきましては、低年齢児の利用が増加傾向にあることから、利用の多い時間帯に児童厚生員を増員し、安全安心対策に取り組んでまいります。

子育て支援ネットワークにつきましては、地域全体で支える子育て環境づくりに向け、活動の強化を図ってまいります。

2. 高齢者や障害者に優しい町づくり

高齢者対策につきましては、介護認定を受けていない高齢者等を対象に、手すり設置や段差解消等の住宅改修費の助成制度を創設いたします。

在宅老人等除雪サービス事業につきましては、応分の負担を求めつつ課税世帯にも対象を拡大いたします。

70歳以上の高齢者の外出機会確保、交流促進及び健康増進に資することを目的に、バス券と入浴券から成る敬老祝い品贈呈事業を創設いたします。

高齢者の生きがい対策につきましては、各町老

人クラブと保育園児との交流事業を進め、生きがい事業を促進してまいります。

ひとり暮らし高齢者等の安全対策につきましては、緊急通報装置の普及と社会福祉協議会と連携した高齢者見守り体制の強化を図ってまいります。

高齢者向けの制度を取りまとめた生活応援ガイドを作成し、制度の周知と利用促進を図ってまいります。

特別養護老人ホーム及び老人保健施設につきましては、入所者が安心して生活できるよう施設の介護備品等を整備してまいります。

デイサービスセンターにつきましては、新規利用者の拡大を図るため家族体験プログラム事業等を通してPRに努めるとともに、積極的に情報発信し利用促進を図ってまいります。

障害者支援につきましては、障害者自立支援法の見直しに沿った各種支援事業を進めてまいります。

3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

健康づくりにつきましては、生活習慣病予防を念頭に、乳幼期からの家庭における食育充実に向けた訪問栄養指導及び園児や小学生を対象にした食育事業を継続してまいります。

各種健診につきましては、受診率の向上を図り病気の予防と早期発見に努めるとともに、健康づくりの指針となる第5期保険計画を策定いたします。

各種がん対策につきましては、女性特有のがん検診や働く世代の大腸がん検診、子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成を継続いたします。

乳幼児期の細菌性髄膜炎等を予防するヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種費用の全額助成と、インフルエンザ感染予防対策としての接種費用助成を引き続き実施してまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、気軽な運動により筋力アップにつながるいきいき百歳体操を地域住民やサポーターが一体とな

って普及拡大に努めるとともに、本年度関係者が一堂に会した百歳体操全町大会を開催いたします。

健康の里づくり事業につきましては、振興公社や各団体と連携し、町民が参加しやすい事業実施に努め、交流機会の確保と町民の健康増進を図ってまいります。

第二 教育と文化をはぐくむ町づくり

1. 次世代をみんなで担う町づくり

学校教育につきましては、職業に対する目標意識の向上を図るため、小・中学校の児童・生徒みずからが企画する学び応援事業として職業に関する講演会の開催に向け支援してまいります。

学習指導要領の改正により本年度から中学校において柔道が必修となりましたので、安全な教育指導を実施してまいります。

放課後子ども教室につきましては、学習アドバイザーの人数を1名から3名に増員し、夏冬春休み中の開催日数もふやすことで学力向上を支援してまいります。

上砂川の発祥の地である福井市鶉地区との交流事業につきましては、インターネットや作品交換を引き続き進めるとともに、小学生の人的派遣相互交流事業を支援してまいります。

2. 生涯学べる町づくり

社会教育につきましては、生涯学習の観点に立ち、乳幼児から高齢者まで多様な学習要求にこたえつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興が図られるよう支援してまいります。

町民センター及び体育センターにつきましては、耐震診断において一部耐震不足との診断結果となったことから、耐震化工事並びに大規模改修工事に向け実施設計を行ってまいります。

ニュースポーツにつきましては、スナッグゴルフの備品を整備し、体験会や体験教室を開催して普及・促進に努めてまいります。

野球場につきましては、危険回避のためスタンド等を撤去し、多目的に利用できる広場として検

討してまいります。

鶉本町自治会が本年度行う福井市鶉地区との交流事業につきましては、今後の町の交流事業並びに小学生の人的派遣相互交流事業の足がかりとなることから、町として積極的に支援してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で環境にやさしい町づくり

1. 快適な生活ができる町づくり

空戸住宅対策につきましては、「町営住宅長寿命化計画」を基本に入居者の理解を得ながら団地の集約や管理戸数の縮減を図るとともに、高齢者等に配慮した住宅改修を進め、空戸の解消に努めるほか、東鶉地区の町職員住宅については、バス停が近く立地条件がよいことから高齢者等を対象に一般開放いたします。

居住環境の整備につきましては、長寿命化計画に基づき下鶉地区の屋根のふきかえ・塗装、朝駒地区の屋根の塗装及び鶉若葉台地区の水洗化を進め、快適性・利便性の向上を図ってまいります。

空戸住宅除排雪事業につきましては、周辺住民の安全確保を図るため引き続き実施してまいります。

朝駒地区単身者住宅につきましては、中央地区単身者住宅同様家賃を軽減し、入居の促進を図ってまいります。

道路網の整備につきましては、町民生活の中心となる町道の安全確保のため、緊急を要するものを優先して整備を進めてまいります。

橋梁整備につきましては、昨年実施した橋梁点検の結果を踏まえ、本年度「橋梁長寿命化計画」を策定してまいります。

道道につきましては、歩行者の安全確保を図るため東鶉歯科診療所から文珠交差点までの歩道未整備区間について、平成25年度の完成に向け、引き続き要請活動を進めてまいります。

除排雪につきましては、安全で安心な道路確保を図るため、現行体制を維持しながら、より一層効率的で効果的な除排雪体制について検討してまいります。

交通の確保につきましては、路線バスの利用者の減少などによりさらなる減便も予想されますが、住民の日常生活を守るとの観点に立ち、便数確保についてバス会社及び関係機関と調整してまいります。

水道事業につきましては、浄水場施設の水質測定器及び薬品注入コントローラ設備等の機器を更新するとともに、浄水場の旧管理人住宅については、老朽化が進み危険であることから除却するほか、鶉本町地区の配水管布設がえ整備を進めてまいります。

下水道事業につきましては、鶉若葉台地区の汚水管及び緑が丘地区のマンホールポンプを整備するとともに、石狩川流域下水道奈井江浄化センターのし尿前処理施設建設に伴い下水道計画に変更が生じることから計画の変更作業に着手してまいります。

分譲宅地につきましては、鶉本町分譲地の3区画の未売却地が完売となったことから、本年度新たに同地区に2区画分譲するとともに、本町・中町分譲地で未売却となっている4区画については、分譲条件の見直しも含め、効果的なPR方法を検討して、完売に努めてまいります。

2. 安全で安心な住みよい町づくり

消防体制につきましては、広域連携による火災・救急などの災害対応力の強化と消防運営の効率化を図るべく、本年4月1日に砂川地区広域消防組合に加入することとなりますが、引き続き消防団など関係機関と連携を図りながら災害に強い町づくりに努めてまいります。

地域防災につきましては、近年の気象変動による台風や集中豪雨などの自然災害に即応するため、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ的確な防災体制の確立を図るとともに、災害時にお

ける障害者等の要援護者支援のため福祉避難所の指定について検討してまいります。

災害時に北海道と市町村間の防災情報の通信伝達を担う北海道総合行政ネットワークの更新整備を行い、災害情報の速やかかつ確実な住民周知に努めるとともに、災害時における住民生活の安心・安全を確保するため、災害用物資の備蓄や防災ハザードマップを整備いたします。

防犯体制につきましては、生活安全条例のもと、犯罪や事故のない、安全・安心な地域社会の実現に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者を対象にした交通安全訪問講座を実施するとともに、交通安全推進委員会と連携し、交通安全運動の一層の推進を図ってまいります。

消費者保護対策につきましては、消費者被害防止ネットワークを中心に、特に被害の多いお年寄りを対象とした消費者被害防止訪問講座などを実施し、消費被害の未然防止や早期発見に努めてまいります。

3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会との連携を図りより一層の減量化に努めるとともに、本年度新たに不法投棄監視連絡員を設置し、不法投棄の早期発見・未然防止に努めてまいります。

中・北空知廃棄物処理広域連合による焼却施設につきましては、平成25年4月の供用開始に向け、可燃ごみの円滑な処理について構成市町と連携してまいります。

し尿収集業務につきましては、本年度から直営方式に変更するとともに、し尿処理については、石狩川流域下水道奈井江浄化センターに前処理施設を建設する方向で協議を進めてまいります。

第四 活力とにぎわいのある町づくり

1. 活力ある商工業を目指す町づくり

商業の振興につきましては、商工会議所の人的

派遣要請に対し本年度対応するとともに、商工会議所や商業者みずからが行う商店街への集客増や購買力向上の取り組みに対し、補正にて対応してまいります。

工業の振興につきましては、誘致企業を含む既存企業の体質強化と経営の安定を図るため、町の融資制度を拡充し支援するとともに、商工会議所と連携して、国・道の各種制度を活用しながら地場産業のさらなる育成・助長に努めてまいります。

2. 地域を支える産業を構築する町づくり

新たな産業の構築につきましては、昨年設立した「札幌ふるさと会」や関係機関等の協力を得て、企業誘致活動を推進するとともに、国、道の制度や空知産炭地域総合発展基金を活用するなどして積極的な活動に努めてまいります。

雇用対策につきましては、緊急雇用創出推進事業の継続のほか、新たにし尿収集業務の直営化に伴う雇用の創出や年間を通じた安心・安全な道路整備など町独自の対策を講じ雇用の確保に努めてまいります。

特産品の開発につきましては、雇用の場の確保も含めニジマスを活用した特産品の開発を進めるほか、先に開発したシイタケノリの販路拡大や新たな商品の開発に努めてまいります。

3. 観光資源を生かした町づくり

観光につきましては、振興公社や各団体等と連携を図り、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心とした各種イベントや特産品を活用した新たな事業を展開し、観光入り込み客の増を図ってまいります。

本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町外観光入り込み客による波及効果も大きいことから、町内外に広くPRするとともに、本年度においても所要の予算措置を講じてまいります。

各団体や町民グループ等が地域の活性化のために実施する各種イベントに対しては、職員の人的

協力も含め引き続き支援してまいります。

第五 みんなで進める町づくり

1. 町民一人一人が主役の町づくり

自治会・町内会活動につきましては、人口減少や高齢化等により役員確保や行事の運営など地域活動の停滞が懸念され、協働の町づくりが求められていることから、職員が地域に入り地域活動を補完する地域サポート制度を構築し、地域と行政が一体となって地域を守る活動を展開してまいります。

地域サポート制度の一環として、各種証明書の発行について1人で外出が困難な方を対象に、電話で受け付け、職員が住民票等を自宅に届けるサービスを実施し、行政サービスの向上を図るとともに、地域住民と職員の交流機会の確保に努めてまいります。

町民の意向反映につきましては、あらゆる機会を通じて行政情報を提供し情報の共有化を図るとともに、町民が参加し意見を出しやすい環境を整えるほか、職員の地域会議への参加を促進するなどして、地域要望の把握や地域課題の解決に取り組んでまいります。

町広報につきましては、読みやすくわかりやすい紙面づくりに努めるとともに、ホームページにつきましては、町外への重要な情報発信源となることから、スピード化を図り的確な情報発信に取り組んでまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、各種子育て支援施策の実施により子供を産み育てやすい環境を整え、各種施策を町外にPRするとともに、定住促進奨励金を継続し、転入者・移住者確保に向けた取り組みを強化してまいります。

福祉バスにつきましては、利用者負担の軽減を図り、住民コミュニティーの増進がなせるよう努めてまいります。

2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり

本町の財政運営につきましては、町税等の自主財源が乏しく、地方交付税に大きく依存する状況

にあります。財政健全化計画により一定の成果を上げてきたところであります。

本年度の財政見込みにつきましては、町税はもとより地方交付税におきましても増額は期待できないことから、当初予算編成に当たりましては、効率的な財政運営を考慮しつつ、人口減少や少子高齢化対策に重きを置き、定住施策や高齢者対策、さらには町内の雇用対策等について所要の予算措置を講じたところであります。

追加補正を含めた今後の財政運営につきましては、年度途中においての優先すべき課題や住民のニーズを見きわめながら、効果的な事業の実施に努めつつ、中・長期的な財政見通しのもとに健全で効率的な財政運営がなせるよう努めてまいります。

3. 広域的な連携を進める町づくり

広域連携・共同事務につきましては、行政の効率化と住民の利便性向上を図るもので、本年4月に砂川地区広域消防組合に加入し、災害対応力の強化と消防運営の効率化を図ってまいります。

奈井江町、浦臼町及び歌志内市との1市3町による教育行政の共同事業につきましては、体育館やプールなどの社会教育関連施設の相互利用を本年4月から開始し、利便性の向上や住民相互の交流促進を図ってまいります。

全国的に進んでいる戸籍システムの共同運用につきましては、5市5町での協議において共同運用することによって経費負担が軽減できるとの検討結果が出たことから、平成25年10月の本格稼働に向け、諸準備を進めてまいります。

行政各般にわたる新たな広域連携につきましては、多種多様な観点より将来展望を見きわめ、広域連携が可能な事務事業の点検に努め、関係市町へ働きかけ事業の具体化に努めてまいります。

以上、平成24年度の町政執行について私の所信を申し上げさせていただきましたが、地方財政を取り巻く環境は、東日本大震災の影響や長引く景気低迷などにより先が見えない大変厳しい状況と

なっております。こうした中にありましても町民の皆さんが住みなれた上砂川町で生涯にわたり安心して暮らせる町づくりを目指し、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第6期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきたくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第24、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。勝又教育長。

○教育長（勝又 寛） 平成24年度の教育行政執行方針を述べさせていただきますので、本文をごらんいただきたいと思っております。

平成24年第1回定例町議会の開会に当たり、平成24年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

教育を取り巻く現況は、「ゆとり教育」から学力向上への偏重が取りざたされ、新学習指導要領が昨年度は小学校、本年度は中学校で導入され教育環境が大きく変わろうとしております。

このような中、未来に向かって成長する子供たちに対して、教育に携わる者が変化におくれることなく、持てる力をこれまで以上に発揮しなくてはならないものと考えており、学校現場での学力向上を初めとして家庭内での教育力や生活習慣等の課題解決に努めてまいります。

21世紀を担う上砂川の子供たちが、毎日楽しく登校し心豊かに学ぶことができるように学校と家庭・地域がそれぞれの役割と連携を図り、思い出に残る学校環境づくりに努めてまいります。

生涯学習を通じる中で町民の皆さんが生きがいを持って健康で毎日の生活に張り合いを感じながら、楽しく学ぶことができる機会の提供に努めてまいります。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

(1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、中学校での新学習指導要領への移行に伴い新たに体育で武道が必修となり、本町においては柔道を選択いたしましたので授業での安全な指導に努めるとともに、教科全体が適切に指導されるよう努めてまいります。

本年度も小学校・中学校での学力向上に向け基礎学力の定着と現状を把握するため、全国学力・学習状況調査のほか、本町独自で行っております全国標準学力調査を実施し、その結果を踏まえて各学校において指導方法や学習形態の学年別改善プランを作成し家庭学習の時間確保への指導や放課後及び夏・冬休みの補習授業の回数増を図ってまいります。

放課後や週末など児童が安心して活動できる場の確保につきましては、ボランティアの協力を得ながら平成22年度より「学習」・「スポーツ」を指導する「放課後子ども教室」を実施しておりますが、本年度については新たにボランティアを募り、「学習」の指導日数の拡大及び指導者の増員により内容の充実を図るなどして基礎学力の向上につなげてまいります。

児童・生徒の学習意欲の向上につきましては、職業への目標意識を持たせるために、「学び応援事業」として、児童・生徒がみずから企画する職業教育講演会の開催に向けて支援してまいりま

す。

教職員の指導力向上につきましては、道教委事業である学校巡回指導教員制度を活用して、各小中学校に週2回4時間の算数・数学の指導を行っており引き続き指導教員の派遣を要請し、教科指導において若手教員などが経験豊富な教員から実践的な指導を受ける機会を確保できるように努めてまいります。

指導に携わる教職員みずからが専門的知識や教養を高めるために、各種研修事業への積極的な参加を勧めてまいります。

指導力向上のため年3回のサークル別研究集会の開催・研究集録等の作成を行い、教育実践を図るための組織活動を進めている教育振興会などを支援してまいります。

特別支援教育につきましては、福祉部門及び関係機関等と連携し、特別な対応が必要な子供の情報を早期に把握し適切な支援に努めるとともに、障害のある児童・生徒に対しては、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートが必要ですので、本年度も小学校に特別教育支援員を1名配置してまいります。

就学前園児への教育につきましては、家庭学習が身につくよう保護者に対する啓発を行い、保育園において4・5歳の年長児が小学校就学に対応できるよう基礎学習などを中心としたステップアップ事業を行うことから、保育園と小学校が連携して指導内容や学習成果の評価などについての情報交換会を実施してまいります。

家庭・地域から信頼される開かれた学校づくりの推進につきましては、学校評議員による外部評価を行うことにより、広い視点から意見をいただき、教員の指導改善関係研修会への参加や学校改善への指導・助言を行ってまいります。

英語教育につきましては、JETプログラムによる英語指導助手を活用して、中学校におきましては正しい発音や正確な聞き取り能力の指導、小学校5・6年生の必修授業において、基礎学力の

向上を目指すとともに、その他の学年並びに保育園児への日常のあいさつ・自分や物の名前などの基礎英語と発音によるなれ親しむ授業につきましても継続して取り組んでまいります。

芸術鑑賞事業につきましては、本年度で5年目を迎えますが、みずから企画して実施する事業であり、高い文化に触れられる機会でありますので、一般の方々にも鑑賞できるようポスター等で周知し、引き続き実施してまいります。

学校給食につきましては、保護者負担の軽減を図るために本年度より保護者に対し給食費の半額を助成するとともに、パンと米飯の加工賃全額公費負担を継続し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

本町の母村である福井県福井市鶉地区との交流につきましては、小学校において写真などの作品や学校便りの交換などが行われており、本町を開拓した先人の歴史を顧みて郷土への愛着心をはぐむために、学校・保護者に呼びかけてPTA交流委員会の設置や地域の方々の協力や理解を得ながら、派遣や受け入れ体制が整い次第、本年度中の人的派遣の総合交流事業を進めてまいります。

(2) 児童・生徒の指導

問題行動を抱える児童生徒の健全育成につきましては、規範意識や倫理観が低下していることから、学校全体の協力体制により、すべての教職員が共通理解に立ち、児童生徒の性格的な差や障害を踏まえ個々に応じた対応と学校内における集団生活のルールや校則を児童生徒及び保護者に周知徹底を図り、児童生徒みずから規範を守り行動するという自律性が持てるように指導に努めてまいります。

このことから「上砂川町児童生徒問題行動等対策協議会」を中心に早期発見・早期指導が可能となるよう迅速かつ正確な事実確認を行い、校内指導や家庭への支援さらには関係機関との連携により、問題解決に努めてまいります。

長期欠席となっている児童生徒への対策につき

ましては、学級担任が中心となり家庭訪問などで日常生活の動向把握及び接点を保ちつつ、児童・生徒にとって居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

インターネット・携帯電話の普及に伴う諸課題の対応につきましては、依然として児童生徒が有害情報によりトラブルに巻き込まれることも危惧されますことから、実態の把握に努め情報モラルの適切な指導を継続してまいります。

(3) 教育環境等の整備

教育環境の整備につきましては、小中学校の児童生徒玄関等の整備を行い安全な学校環境を提供するとともに、老朽化している上砂川中学校給食室の床の補修を行い衛生環境の改善を図ってまいります。

保護者負担の軽減を図るため教材費の助成や部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代等経費の補助、日本スポーツ振興センター傷害保険掛金等の全額公費負担の支援を続けてまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

読書活動につきましては、「楽童くらぶ絵本DEココロ」の実施場所を公民館としていましたが、他の公共施設での実施も検討し、読書の楽しさをさらに多くの子供たちに広めてまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、学校行事等の支援事業を行っており、昨年度に引き続き多くの住民が学校に通う子供たちのためにさまざまな支援を行える体制を構築してまいります。

町民センター、体育センターは、文化活動の拠点として多くの町民が利用されており、さらに災害時の避難場所でもあることから、昨年度は耐震診断を実施しましたが、平成25年度に耐震補強及び大規模改修事業の実施を目指すため今年度は実

施設を行ってまいります。

奈井江町・浦臼町及び歌志内市との社会教育関連施設の1市3町での利用につきましては、本町町民と同様の使用料金で利用できることにより、住民相互の交流及び施設の利用促進・有効活用を促進してまいります。

男女共同参画につきましては、女性の参加とともに男性が担う役割も求められておりますので、推進協議会が中心となり男女が支え合い・分かち合う社会形成に向けた活動交流会の実施や各団体等の参加を支援してまいります。

年代別の事業につきましては、第5次社会教育計画に基づき、通年行っております幼児期のおひさまルーム・少年期の体験活動及び成年・成人期の学習活動・高齢期の寿学級等を昨年度に引き続き実施してまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術、文化の振興につきましては、昨年度に引き続き文化活動の中心的組織である文化協会主催である郷土の美術祭と学校教育振興会が主催する児童生徒作品展を、体育センターで開催し、より多くの町民に観覧していただけるよう支援してまいります。

日本古来の伝統文化の一つであります「百人一首」につきましては、昭和53年から大会を開催しておりますが、参加者が減少しているために少人数による練習会を重ね、かるた交流会を通して伝統文化を守るためにも底辺の拡大を図ってまいります。

上砂川町の唯一の郷土芸能であり、昨年正式に上砂川の伝統芸能として公認した「上砂川獅子神楽」の継承に向け、今後とも保存会に対し会員の増及び指導者の育成について支援してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力するとともに「スーパ

ードッジボール大会」につきましても、子ども会育成連絡協議会の協力を得まして、引き続き開催いたします。

健康増進の観点から新たな軽スポーツとして昨年度指定をした「スナッグゴルフ」の体験会や教室を開催し、さらなる普及拡大に努めてまいります。

町営球場につきましては、利用がほとんどないことから老朽化が著しいスタンド等の撤去を行い、多目的広場などの活用方法を検討してまいります。

以上、本年度における教育行政執行方針を申し上げますが、これら実現のため関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、執行に万全を期して努力してまいりますので、町議会議員並びに町理事者各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成24年度の教育行政執行方針といたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日9日は午前10時から本会議を開催いたしますので、出席方よろしく願います。どうもご苦労さまでした。

（散会 午後 1時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 3 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名について | 第 1 2 | 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号） |
| 第 2 | 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について | 第 1 3 | 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 3 | 議案第 3 号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について | 第 1 4 | 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 4 | 議案第 4 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 5 | 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 5 | 議案第 5 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 6 | 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 2 号～第 1 6 号までは、
質疑・討論・採決とする。 |
| 第 6 | 議案第 6 号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 7 | 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計予算 |
| 第 7 | 議案第 7 号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 第 1 8 | 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 第 8 | 議案第 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について | 第 1 9 | 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第 9 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号） | 第 2 0 | 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算 |
| 第 1 0 | 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号） | 第 2 1 | 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算 |
| 第 1 1 | 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） | 第 2 2 | 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算 |
| | | 第 2 3 | 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上砂川 |

- 町土地取得事業特別会計予算
第24 議案第24号 平成24年度上砂川
町下水道事業特別会計予算
第25 議案第25号 平成24年度上砂川
町水道事業会計予算
※ 議案第17号～第25号まで
は、予算の大綱・提案理由・内容
説明までとし、予算特別委員会に
付託する。
第26 予算特別委員会設置及び付託につ
いて

○会議録署名議員

5番	高橋成和
6番	大内兆春

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8名であります。

なお、理事者側につきましては中島税務出納課長が出張のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番、高橋議員、6番、大内議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第2号 議案第3号 議案第4号
議案第5号 議案第6号 議案第7号
議案第8号 議案第9号 議案第10号

議案第11号 議案第12号 議案第13号
議案第14号 議案第15号 議案第16号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、議案第2号から日程第16、議案第16号につきましては既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第3号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第4号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第5号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第6号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第7号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 消防広域加入に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第9号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第10号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成23年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第11号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

て議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成23年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第12号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成23年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたし

ました。

日程第13、議案第13号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成23年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第14号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第15号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成23年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第16号 平成23年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成23年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第17号 議案第18号 議案第19号
議案第20号 議案第21号 議案第22号
議案第23号 議案第24号 議案第25号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第17号から日程第25、議案第25号までにつきましては、関連性がございますので、一括議題とし、提案理由並びに予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第17号 平成24年度上砂川町一般会計予算から日程第25、議案第25号 平成24年度上砂川町下水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第17号から議案第25号につきまして提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第17号 平成24年度上砂川町一般会計予算から議案第25号 平成24年度上砂川町下水道事業会計予算までについて提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文、1ページをご参照願います。議案第17号 平成24年度上砂川町一般会計予算。

平成24年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億8,680万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定によ

り起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、119ページをお開きいただきしたいと思います。議案第18号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算。

平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,559万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次は、127ページをお開きいただきしたいと思います。議案第19号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,102万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次は、135ページをお開き願います。議案第20号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算。

平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ279万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次、141ページでございます。議案第21号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計予算。

平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,020万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、157ページをお開き願います。議案第22号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算。

平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,253万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

次に、173ページでございます。議案第23号
平成24年度上砂川町土地取得事業特別会計予算。

平成24年度上砂川町土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

続きまして、177ページでございます。議案第24号
平成24年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成24年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億6,824万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億5,000万円と定める。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

次に、193ページでございます。議案第25号
平成24年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成24年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,963戸

(2) 年間給水量40万7,326立米

(3) 1日平均給水量1,116立米

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億6,156万4,000円。
第1項営業収益1億1,105万1,000円。第2項営業外収益5,051万3,000円。

支出、第1款水道事業費用1億6,156万4,000円。
第1項営業費用1億1,297万4,000円。第2項営業外費用4,849万円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,455万9,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入8,992万4,000円。第1項出資金1,986万4,000円。第2項企業債4,600万円。第3項国庫補助金2,069万2,000円。第4項他会計補助金336万8,000円。

支出、第1款資本的支出1億4,448万3,000円。
第1項企業債償還金7,442万3,000円。第2項建設改良費7,006万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、4,600万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償

還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,068万円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、4,878万9,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、336万8,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,986万4,000円とする。

平成24年3月8日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以上、議案第17号から議案第25号まで提案理由を申し述べましたが、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き予算の大綱、内容の説明を求めます。
奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第17号、平成24年度一般会計予算から議案第25号、平成24年度水道事業会計予算まで一括して内容のご説明をいたします。

お手元に配付しております予算の大綱を読み上げ、説明とさせていただきますので、その後予算書本文へ入らせていただきたいと思います。

それでは、お手元に配付しております平成24年度各会計予算の大綱、1ページでございます。平成24年度予算編成方針。本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により、一定の成果を上げたものの、自主財源である町税は人口流出等による減少傾向にあり、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めなければなりません。このような財政状況の中にあっても、本町の重点課題であります人口減少対策のための移住定住施策、子育て支援施策のほか高齢者施策、雇用施策、教育関連施策の充実など、子供からお年寄りまですべての町民が安心して暮らせる町づくりに向け、限られた財源の有効活用を図り、第6期上砂川町総合計画に基づき予算編成を行ったところ です。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめてございますが、一般会計で24億8,680万円、特別会計、8会計でございますが、10億4,018万円、合計で35億2,698万円となっております。

以下、平成24年度各会計予算の概要について説明いたします。初めに、一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は24億8,680万円で前年度比9.6%、2億6,390万円の減となりました。減額の主な要因は、中央地区公営住宅建設事業の終了によるものですが、重点施策である公的住宅の住環境整備による定住対策事業や子育て支援の小中学校給食費助成事業、災害時の避難所である町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修実施設計のほか、高齢者対策の敬老祝い品贈呈事業や在宅老人等除雪サービス事業の拡大、さらには町内の雇用の創出を図るための雇用対策事業などに係る経費につきまして予算計上したところ であります。

次のページでございます。次に、歳入の概要でございます。主なものを記載しておりますので、6ページもあわせてご参照願います。町税、個人、法人町民税や固定資産税など、前年度比6.1%減

の1億4,851万3,000円としました。

地方譲与税、地方譲与税から特例交付金までは、前年度交付額を勘案し計上しました。

地方交付税、国の地方財政計画に基づく増加と公債費の償還終了による減額などを見込み、普通交付税で13億2,000万円、特別交付税で1億2,000万円を見込み、総額では前年度対比7.5%増の14億4,000万円としました。

使用料及び手数料、公住使用料やごみ処理及びし尿処理証紙収入など、前年度比1.7%減の1億9,666万4,000円としました。

国庫支出金、公営住宅建設補助金や子ども手当支給に対する負担金などの減により、前年度比53.3%減の1億2,190万9,000円としました。

道支出金、北海道知事・道議会議員選挙費委託金やふるさと雇用再生特別対策事業の減により、前年度比10.8%減の1億9万円としました。

諸収入、介護サービス収入や高額療養費など、前年度比0.2%減の2億3,574万5,000円としました。

町債、公営住宅建設事業債や臨時財政対策債などの減により、前年度比55.9%減の1億5,690万円としました。

次に、歳出の概要でございます。7ページもあわせてごらん願います。人件費、前年度末退職と砂川地区広域消防組合加入などにより、前年度比18.8%減の5億4,024万4,000円としました。

扶助費、子ども手当、障害者自立支援費、各医療費など、前年度比0.9%減の2億3,715万1,000円としました。

公債費、23年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比2.7%減の4億5,069万1,000円としました。

物件費、ふるさと雇用再生特別対策事業の終了や消防広域加入により、前年度比2.1%減の3億4,342万9,000円としました。

補助費等、各団体への負担金の所要額を見込むほか、砂川地区広域消防組合、広域連合負担金な

ど、前年度比47.2%増の5億1,352万7,000円としました。

投資的経費、中央地区公営住宅建設終了と町営住宅水洗化、道路維持費及び町民センター耐震及び大規模改修実施設計など、前年度比75%減の1億440万8,000円としました。

貸付金、中小企業融資及び商店街近代化融資貸付金により、前年度比25.1%増の1,264万2,000円としました。

繰出金、国民健康保険事業特別会計など8特別会計繰出金合計で、前年度比14.7%増の2億3,555万7,000円としました。

次ページでございます。続きまして、各特別会計予算の概要でございます。5ページもあわせてごらん願います。初めに、国民健康保険事業特別会計、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比8.1%増の1億8,559万4,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者広域連合への分賦金など、前年度比8.5%増の8,102万9,000円としました。

土地開発造成事業特別会計、公債費の減と鶴本町分譲地造成費の相殺により、前年度比48.7%減の279万7,000円としました。

町立診療所事業特別会計、薬品費等管理経費など、前年度比0.6%増の1億1,020万1,000円としました。

老人保健施設事業特別会計、管理費の増などにより、前年度比3.7%増の1億8,253万5,000円としました。

土地取得事業特別会計、公債費の元利償還金で前年度同額の373万1,000円としました。

下水道事業特別会計、下水道污水管布設工事費の減少などにより、前年度比5.1%減の1億6,824万6,000円としました。

水道事業会計、収益的収支では検満量水器取りかえ修繕費や長期債償還利子など、資本費では水道施設整備事業の増により収益、資本費合計で前年度比0.7%減の3億604万7,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては予算審議の中で各担当よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、平成24年度の主要事業につきましては、8ページから15ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入らせていただきます。初めに、議案第17号、一般会計予算でございます。3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。次ページでございます。歳入、1款町税1億4,851万3,000円、1項町民税7,009万3,000円、2項固定資産税4,700万1,000円、3項軽自動車税58万4,000円、4項町たばこ税2,022万円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3款利子割交付金70万円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金3,600万円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款自動車取得税交付金300万円、1項自動車取得税交付金、同額でございます。

8款地方特例交付金100万円、1項地方特例交付金、同額でございます。

9款地方交付税14億4,000万円、1項地方交付税、同額でございます。

10款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

11款分担金及び負担金1,106万1,000円、1項負担金、同額でございます。

12款使用料及び手数料1億9,666万4,000円、1項使用料1億7,352万7,000円、2項手数料239万4,

000円、3項証紙収入2,074万3,000円。

13款国庫支出金1億2,190万9,000円、1項国庫負担金1億1,140万円、2項国庫補助金939万3,000円、3項国庫委託金111万6,000円。

14款道支出金1億9万円、1項道負担金7,760万8,000円、2項道補助金1,816万円、3項道委託金432万2,000円。

15款財産収入1,970万7,000円、1項財産運用収入1,967万6,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

16款寄附金1万1,000円、1項寄附金、同額でございます。

次ページでございます。17款繰入金120万円、1項基金繰入金、同額でございます。

18款諸収入2億3,574万5,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,264万2,000円、4項受託事業収入52万6,000円、5項雑入2億2,251万6,000円。

19款町債1億5,690万円、1項町債、同額でございます。

歳入合計が24億8,680万円であります。

歳出、1款議会費4,325万2,000円、1項議会費、同額でございます。

2款総務費1億3,296万5,000円、1項総務管理費1億2,211万4,000円、2項徴税費403万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費184万6,000円、4項選挙費370万8,000円、5項統計調査費20万1,000円、6項監査委員費106万1,000円。

3款民生費6億7,263万1,000円、1項社会福祉費6億1,102万2,000円、2項児童福祉費6,106万9,000円、3項生活保護費30万円、4項災害救助費24万円。

4款衛生費2億3,722万8,000円、1項保健衛生費1億1,077万7,000円、2項清掃費1億2,645万1,000円。

5款労働費892万9,000円、1項労働費、同額でございます。

6 款農林水産業費270万1,000円、1 項林業費、同額でございます。

7 款商工費4,814万6,000円、1 項商工費、同額でございます。

8 款土木費 2 億1,194万8,000円、1 項土木管理費7,895万1,000円、2 項道路橋りょう費4,990万2,000円、3 項住宅費8,309万5,000円。

9 款消防費 1 億6,265万2,000円、1 項消防費、同額でございます。

10 款教育費9,253万2,000円、1 項教育総務費650万6,000円、次ページでございます。2 項小学校費2,967万7,000円、3 項中学校費3,596万9,000円、4 項社会教育費844万1,000円、5 項保健体育費1,193万9,000円。

11 款災害復旧費 1 万3,000円、1 項農林水産業施設災害復旧費、同額でございます。

12 款公債費 4 億5,069万1,000円、1 項公債費、同額でございます。

13 款職員費 4 億2,011万2,000円、1 項職員費、同額でございます。

14 款予備費300万円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計が24億8,680万円であります。

第 2 表、地方債。起債の目的、臨時財政対策。限度額、9,200万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

北海道総合行政情報ネットワーク更新整備事業、240万円、同上、同上、同上。

町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修実施設計事業、1,010万円、同上、同上、同上。

過疎地域自立促進特別事業、4,700万円、同上、同上、同上。

既設改良住宅改善事業、540万円、同上、同上、同上。

合計 1 億5,690万円。

次に、議案第18号、国民健康保険特別会計予算でございます。120ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。歳入、1 款国民健康保険税7,397万9,000円、1 項国民健康保険税、同額でございます。

2 款使用料及び手数料 1 万2,000円、1 項手数料、同額でございます。

3 款繰入金 1 億1,159万8,000円、1 項一般会計繰入金5,439万8,000円、2 項基金繰入金5,720万円。

4 款諸収入5,000円、1 項延滞金及び過料2,000円、2 項雑入3,000円。

歳入合計が 1 億8,559万4,000円となります。

歳出、1 款総務費 1 億8,543万9,000円、1 項総務管理費 1 億8,448万8,000円、2 項徴税費95万1,000円。

2 款諸支出金 5 万5,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計が 1 億8,559万4,000円となります。

次に、議案第19号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。128ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。歳入、1 款後期高齢者医療保険料5,949万8,000円、1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料1,000円、1 項手数料、同額でございます。

3 款広域連合支出金 6 万円、1 項広域連合交付金、同額でございます。

4 款繰入金2,125万6,000円、1 項一般会計繰入金、同額でございます。

5 款諸収入21万4,000円、1 項延滞金、加算金

及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計が8,102万9,000円となります。

歳出、1款総務費99万円、1項総務管理費10万6,000円、2項徴収費88万4,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,972万9,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額でございます。

4款予備費10万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計が8,102万9,000円となります。

次に、議案第20号、土地開発造成事業特別会計予算、136ページでございます。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款財産収入194万1,000円、1項財産売払収入、同額でございます。

2款繰入金85万6,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計が279万7,000円となります。

2、歳出、1款宅地造成費279万7,000円、1項宅地造成費、同額でございます。

公債費、廃款、公債費、廃項。

歳出合計が279万7,000円となります。

次に、議案第21号、町立診療所事業特別会計予算でございます。142ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款医療収入7,000万1,000円、1項診療収入、同額でございます。

2款分担金及び負担金1,982万円、1項負担金、同額でございます。

3款諸収入600万円、1項雑入、同額でございます。

4款繰入金1,438万円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計が1億1,020万1,000円となります。

歳出、1款総務費6,409万円、1項施設管理費、同額でございます。

2款医業費4,511万円、1項医業費、同額でござ

います。

3款諸支出金5万円、1項償還金、同額でございます。

4款公債費85万1,000円、1項公債費、同額でございます。

5款予備費10万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計が1億1,020万1,000円となります。

続きまして、議案第22号、老人保健施設事業特別会計予算でございます。158ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款施設サービス収入1億6,288万2,000円、1項介護給付費収入1億4,876万円、2項自己負担金収入1,412万2,000円。

2款利用料1,951万3,000円、1項利用料、同額でございます。

3款諸収入14万円、1項雑入、同額でございます。

歳入合計が1億8,253万5,000円となります。

歳出、1款老人保健施設費1億5,836万円、1項総務費、同額でございます。

2款公債費2,407万5,000円、1項公債費、同額でございます。

3款予備費10万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計が1億8,253万5,000円となります。

続きまして、議案第23号、土地取得事業特別会計予算でございます。174ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款繰入金373万1,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計が373万1,000円となります。

歳出、1款公債費373万1,000円、1項公債費、同額でございます。

歳出合計が373万1,000円となります。

続きまして、議案第24号、下水道事業特別会計予算、178ページでございます。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金411万2,000

円、1項受益者分担金、同額でございます。

2款使用料及び手数料2,951万7,000円、1項使用料、同額でございます。

3款国庫支出金680万円、1項国庫補助金、同額でございます。

4款繰入金6,891万5,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

5款諸収入2,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入1,000円。

6款町債5,890万円、1項町債、同額でございます。

歳入合計が1億6,824万6,000円となります。

歳出、1款下水道費4,537万3,000円、1項下水道整備費4,124万1,000円、2項下水道維持費413万2,000円。

2款公債費1億2,277万3,000円、1項公債費、同額でございます。

3款予備費10万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計が1億6,824万6,000円となります。

第2表、地方債。起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。限度額、500万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

流域下水道事業、510万円、同上、同上、同上。

資本費平準化債、4,880万円、同上、同上、同上。

続きまして、議案第25号、水道事業会計予算でございます。196ページをお開き願います。平成24年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収

益1億6,156万4,000円、1項営業収益1億1,105万1,000円、1目給水収益1億1,090万9,000円、2目その他の営業収益14万2,000円、2項営業外収益5,051万3,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金4,878万9,000円、3目他会計負担金165万4,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出、1款水道事業費用1億6,156万4,000円、1項営業費用1億1,297万4,000円、1目原水及び浄水費1,764万6,000円、2目配水及び給水費1,454万5,000円、3目業務費154万5,000円、4目総係費2,466万8,000円、5目減価償却費5,380万円、6目資産減耗費76万円、7目その他の営業費用1万円、2項営業外費用4,849万円、1目支払い利息及び企業債取扱費4,414万8,000円、2目雑支出60万3,000円、3目消費税及び地方消費税373万9,000円、3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次のページの資本的収入及び支出にまいります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入8,992万4,000円、1項出資金1,986万4,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額でございます。2項企業債4,600万円、1目企業債、同額でございます。3項国庫補助金2,069万2,000円、1目国庫補助金、同額でございます。4項他会計補助金336万8,000円、1目他会計補助金、同額でございます。

資本的支出、1款資本的支出1億4,448万3,000円、1項企業債償還金7,442万3,000円、1目企業債償還金、同額でございます。2項建設改良費7,006万円、1目簡易水道等施設整備事業費7,006万円。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第26、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第17号から議案第25号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第25号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には川上議員、副委員長には数馬議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして、本日の

日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日10日から13日までの4日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、10日から13日までの4日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の12日と13日につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 4 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 3 0 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

5 番 高 橋 成 和
6 番 大 内 兆 春

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8 名であります。

なお、理事者側につきましては全員出席しております。

本日より横林監査委員が出席しておりますので、ご紹介いたします。

○監査委員（横林典夫） きょう初めてなので、皆様よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 定足数に達しておりますので、平成 24 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、5 番、高橋議員、6 番、大内議員を指名

いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件については、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇ 高 橋 成 和 議 員

○議長（堀内哲夫） 5 番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5 番（高橋成和） 初めに、貝田町政が誕生し、2 年が経過しました。昨年掲げた第 6 期総合計画の主要政策がスタートし、着実にその成果があらわれてきているように私自身感じております。私は、これまで 2 回にわたり執行方針に対する質問をしてきましたが、自分も含め町民が望んでいる思いを十分に酌み取っていただき、主要施策について手厚い支援措置をいただいていることに大変感謝しているところでございます。基本構想にある生涯にわたって安心して暮らせる町について、これからの新たな施策について今後も微力ながら協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本題に入りますが、今年度の町政執行方針を拝見し、少子高齢化対策を重点とした子育て、教育支援や高齢者支援について抜群の成果があらわれており、昨年度も含め対象となる保護者や町民からも大変喜ばれております。平成 23 年度につきましては震災等もあり、地域全体が未来に向けての希望を見出せない悲壮感漂う 1 年でありました。

今もその状況は変わっておりませんが、そのような苦しい状況の中で行政運営と町づくりのかじ取りをされている貝田町長には大変感謝しているところでございます。

これから申し述べることは、課題解決に時間を要することは十分承知しており、自分自身が日々の生活の中で、あるいは地域活動に接する中で息の詰まる閉塞感や焦りからくる言葉ですので、ご了承いただきたいのですが、若年、壮年層に向けての雇用支援策、そしてその年代をターゲットとした定住促進の取り組みについて、産業の振興も含め、てこ入れの強化が必要かと思えます。産業基盤が脆弱である本町において、早急にこの問題を解決していかなければならないと思えますし、執行方針の今後の基本計画に基づいた取り組みについて、第4と第5の柱の主要施策について力を入れていく必要があると思えます。

自分が地域に携わってきた中で今感じることでございますが、今後町の将来を担う若年、壮年層の世代が地域コミュニティを形成していかなければ町の将来はないと思えます。核家族化も要因の一つかと思えますが、この世代の人口減少によって今まさにその機能を失いつつあります。また、町内企業の後継者不足やこの町に居住している就業形態が町外となっていること、そして地域経済の悪化により仕事以外に目を向けられなくなり、一人一人がゆとりを持てなくなっていることも理由に上げられます。これらの世代の町づくりに対する参画というものが希薄になっているような気がいたします。今現在は団塊の世代や高齢者の方たちがいますので、円滑に各地区の取り組みについても機能しておりますが、今後自治会運営も含め、それらを引き継げる世代がいなくなるという危機的状況に陥っていることは確かであり、その問題を打開するために今年度から職員を中心とした地域サポート制度が導入されました。今後の地域コミュニティの活性化につながることは間違いのないと思えますし、大変ありがた

い制度でございます。しかし、これからの将来を見据えると、これまでも産業の振興において団体別懇談会等でも意見が出されておりますが、若年、壮年層世代の雇用の創出や定住化をもっと図らなければならぬと思われま

す。いろいろと新しい施策に取り組みはしていますが、生涯にわたり持続できる抜本的な解決には結びついていないのではないかとと思われま

す。町内に居住している、あるいはこれから定住していただける若年層の方が町内の企業に勤務しながら地域コミュニティへの協力も含め、町づくりにも使命感を持って臨んでくれる人材の確保が今後必要なのではないかとと思われま

す。今申し述べたことがしっかり後世に引き継がれ、確立することにより持続可能な町づくりにつながると感じております。私自身もことしから壮年の世代になりますことから、今まで地域に携わってきた経過を見ると自分自身が何もできないことで焦りを感じてしまうところが正直なところであり、この問題について解決策は今のところないのかもしれないと、そんなふう感じております。若年、壮年層に向けての雇用対策と定住対策の目標や地域コミュニティの参画について、これから総合計画の後期基本計画に臨んでいくに当たり、いまだ一度町長が抱えているビジョンについてお聞かせ願

ともあり、広報や保健予防活動等の資料を確認することはあっても実際健康の里づくり事業に参加していないことから認識不足なところもあり、大変恥ずかしい思いもしましたが、確実に住民参加の促進だけでなく町外からの参加の促進にもつながる観光事業になっているのではないかと、そんなふうに思います。これは、担当課の職員が苦勞をしながら協力してこれまでの成果が出ていることを私たちは評価していかなければならないと思います。町長が行政組織の効率的運営の中でも求めている職員の資質向上につながり、効率的な行政機構の新たな形ができてきているのではないのでしょうか。

私たちが当たり前のように思っている事業でも町外の方から見れば我が町だからできるすばらしい取り組みなのかもしれません。このような今後も町の特徴を生かせる事業に手厚い予算措置や専門性のある人材配置の強化を図るべきではないかと思ひますし、町外からの集客を目的とした健康に関するツアーや長期滞在型観光事業にこれまで以上に力を入れていくべきではないかと思ひます。例えば期間限定にはなるかと思ひますが、パンケの湯の奥の道道芦別砂川線の115線を活用したウォーキングイベント等の実施や新しい体験型プログラムの企画ができないかと思ひます。芦別市側の道道沿線の景観などを利用したりしながら新しい事業ができれば、今後の健康の里づくり事業の発展につなげていくことができないのでしょうか。この道路については、歴史をたどれば石炭の運搬に利用されていた道路とお聞きしておりますし、自分も何度か車でこの道路を利用し芦別市まで行ったことがあります。四季を通じて景観がとともきれいなことで知られております。今現在は工事中のため通行どめとなっておりますけれども、自分がこれまで見た中で利用価値が大変あるような気がいたします。どうしても今以上の新しい事業をすると予算や人材の確保が必要となり、経費もかかるのでしょうかけれども、町長の見解と

今後の目指すべき観光事業のあり方についてお伺いいたします。

次に、第二、教育と文化をはぐくむ町づくりの条文中に福井市鶉地区との交流事業について共通して述べられております。今年度の主要施策の中にも総合計画に基づいた事業として、小学校を含めた人的派遣交流に力を入れていくということで、上砂川発祥の地の方たちとの交流は大変よいことだと思いますし、後世に歴史を継承し伝えていくことは今後も町づくりをしていく上で大切なことだと思います。今回私がお願ひしたいのは、この中に産業振興の構築についても一緒に取り組んでいただけないかと思ひます。札幌ふるさと会との交流を通じて行うのも大切でございますが、上砂川発祥の地の方たちとの交流を通じて福井市に私たちの町のPRをしていくことができないかと、そんなふうに思っております。過去に福井市鶉地区に貝田町長も訪問されておりますが、そういった本町の産業振興につながる可能性があるのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

福井市というスケールメリットを活用し、人的交流を足がかりに我が町の特産品のPRをして、将来的には企業誘致活動や新産業の創出につなげていくことはできないのでしょうか。今後もこの町の開拓の歴史や文化を学び、後世に伝えるために町民の機運が高まるような取り組みが必要かと思ひますが、町長の考えをお聞かせ願ひます。

最後に、この町の長所である行政と住民の連携の強さを最大限に生かし、協働の町づくりのもと今年度も課題解決に向けてかじ取りをしていただけることをお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 5番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

1件目のご質問、重点プロジェクトに基づいた

基本計画の方向性についてであります。若年、壮年層に向けての雇用支援対策、その年代をターゲットとした定住促進の取り組みについて、産業の振興も含め、てこ入れが必要であり、産業基盤が脆弱である本町においては早急にこの問題を解決しなければならないとのご指摘のとおり、まさにこれこそが人口減少に歯どめをかける最大のポイントであり、行政最大の課題である人口減少対策として若い世代の雇用を確保しなければ絶対的対策にならないと私も思っているところでございます。

議員もご承知のとおり、本町唯一の基幹産業であった石炭産業なき後、若年層はもとより多くの離職者の雇用確保のため新たな産業を構築すべく、町民総意のもと企業誘致に力を入れ、誘致専門員を配置しつつ、相当数の年月を費やし、最大時31社で700名の新たな雇用を確保いたしました。景気の低迷等により現在では11社300名まで減少し、雇用の場の創出に向けた道などへの働きかけも功を奏せず、現在に至る状況となっているものであります。新しい産業の構築を最終目標に据え、雇用の場を確保する中で町を維持しなければならないとの思いは町長就任以来何ら変わるものではなく、だれにも負けないと思っておりますが、具体策を講じられず、おのれ自身にむち打つ日々の連続であります。

こうした状況のもとで、若い世代にこの町に残ってほしい、できるならば他市町から移り住んでほしいとの思いで子育て支援や移住定住対策などさまざまな施策を展開しておりますが、すべては一時的な効果の追求であって抜本的対策にはならないとご意見がございましたが、大きな雇用の確保を可能ならしめるには産業興しの地場資源に乏しいことから、何と云っても企業誘致が第一と思うもので、そのことを実現するにはさまざまな条件整備が必要であり、閉山後の企業誘致も多くの時間と労力を費やしたところであります。先行き不透明な現下の経済情勢では早急に解決できる

妙案もなく、一朝一夕に結果を導き出すのは大変難しいことではないでしょうか。我がふるさと上砂川町を未来に向け守っていくには、大きな効果を求める努力とともに、できるものから着実に実施していくことが必要であり、急激な人口減少だけは避けなければならないと思うものであります。

私は、子育て支援や住環境整備のほか、し尿収集業務の直営化や国の緊急雇用制度にかかわる単独雇用制度の上積み、さらには道路維持清掃業務者の通年雇用など可能な限りの雇用対策を進めることが人口の定着を図る一つの手だてであると認識するものでありますし、企業誘致に向けた札幌ふるさと会等による情報収集などもその対策になるものと信じて疑わないものであります。今後は、商工会議所と連携した誘致活動も必要であると思うもので、これらのことを一つ一つ進めることが計画に掲げたビジョンそのものであると考えるものであります。

また、若年層の方が地域コミュニティへの協力も含め、町づくりにも使命感を持って臨んでくれる人材の確保が必要とご意見につきましては思いを同じにするものであります。地域コミュニティ活動に非協力的なのは必ずしも町内に働く場がない、仕事以外に目を向ける余裕がないとの理由だけではなく、その多くは地域活動の必要性を感じない、面倒で煩わしい、魅力を感じない、このことによるところが大きいのではないのでしょうか。このような状況を改善するためには、行政のみだけでなく、地域が主体となって地域活動の必要性及びコミュニティ形成の大切さを説明し、地域に取り込むことが肝要と思うものでありますので、住民の代表であります議員におかれましては従前に増してその役割を担っていただきたくお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、若い世代が定着し、地域コミュニティに参画できる町づくりが必要なのは周知の事実でありますので、今後あらゆる

機会を通して町民の意見や思いを拝聴、把握し、活力ある町づくりに向け、具体的対策を講じてまいりたいと考えているところであります。目指す効果や求める結果は大変大きく、高いハードルや壁を超えていかなければなりません、行政と議会、そして地域住民が一丸となって取り組み、近い将来理想とする町づくりがなせるようご協力とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2件目のご質問、健康の里づくり事業についてであります。本事業は町民の健康増進及び交流機会の確保並びにパンケの湯の集客力アップを図ることを目的に振興公社と各団体の皆さんの協力を得て平成18年度から実施しており、事業の推進にあつては事業効果を見きわめ、必要に応じ専門職の配置や必要な予算措置を講じるなどの対応をしているところであります。この事業には、パンケの湯の無料送迎バスの利用者も含めると年間5,000人を超える方が利用、参加する現状となっております。事業開始当初は、参加者のほとんどが町民の方でしたが、最近はワンデーウォークやかんじきウォーキングなどの事業にあつては新聞への記事掲載やホームページへの掲載などのPR活動により、岩見沢市や深川市など町外からの参加者が2割を超えるなど徐々にではありますが、町外にも浸透してきている状況にあります。議員から介護予防事業を含め、上砂川らしさを出したすばらしい事業であり、一定の成果があるとの評価をいただき大変ありがたく、そして大変心強く思うものであります。

また、健康をテーマとした関連事業の拡充を図り、町外からの集客も含め、観光事業を進めるべきとのことにつきましては貴重なご意見であると受けとめるものであります。観光資源の少ない本町にあつて、観光をメインとした町づくりは大変難しいものであります。唯一の集客可能な観光資源であるパンケの湯のさらなる活用を期し、会議所や商店街をも取り込む形の中で新しい上砂川

の顔を売り出していけないかなど多種多様な検討を加えつつ事業内容の拡充を図り、必要に応じた人的措置や予算措置を講じ、本事業の推進に力を注がなければならないと意を新たにしているところであります。

さらに、健康づくり事業の発展と観光事業の推進ということで議員よりご提言のありましたパンケの湯奥の道道芦別砂川線を活用したウォーキングイベント等の実施方についてであります。現在本町では平成19年度に北海道と北海道健康づくり財団が推奨するすこやかロードの認定を受けた2つのコースを活用してウォーキングイベントを実施しており、年々参加者がふえる傾向となっております。このことを踏まえてのご提言と思うところであります。道道芦別砂川線にあつては札幌建設管理部滝川出張所の管轄で、現在橋梁の崩落のおそれがあるとのことで通行止めとなっておりますことから今すぐの利用は大変難しい状況にあります。すばらしい景観が続き、ウォーキングコースとしての魅力や集客要素があると考えますので、事業実施の可能性について管理者と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

健康の里づくりをテーマとした関連事業の推進にあつては、限られた観光資源を生かしつつ、一方では視点を変えた斬新な発想によるソフト対策の導入により事業内容の拡充とパンケの湯の入り込み客の増が図られるよう関係者が一つとなり、あらゆる機会を通してPRに努めるとともに、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3件目のご質問、福井市鶉地区との交流事業についてであります。議員が述べられました小学生を含めた上砂川発祥の地の方たちとの人的交流に力を入れることは大変よいことであり、後世に歴史を継承し伝えていくことは今後も町づくりをしていく上で大切なことと思うとのことにつきましては私自身も大変意義のある事業と思う

ところで、教育委員会と鶉本町自治会を中心に進める本事業の実現に向けて最大限の支援をしていきたいと考えているところであります。

過去に私自身、福井市へ訪問させていただいたところであり、すべてを掌握できる行程での訪問ではありませんでしたが、福井の歴史を学び、鶉地区住民の皆さんとの交流の機会を設けていただき、我が町上砂川をPRし、できれば上砂川に移り住んでほしいまでをお願いをしてきたところでありまして、交流の大切さや重要性を考えさせられた訪問でありました。このことから、上砂川の発祥の地である福井の歴史と上砂川の生い立ちを学ぶ機会を設けなければならないとの思いで子供たちを中心とした人的交流の実現に向け動き出したところであり、現在教育委員会を中心に子供たちの交流事業について取り組んでいるところであります。

こうした中、去る3月2日から4日までの日程で福井市鶉地区から本町へ公民館職員と町内会役員の2名の訪問があり、毎年8月に実施している鶉地区の夏祭りに本町の子供たちを受け入れたいとの夢プラン鶉の里づくり委員会、富澤会長さんからの熱い思いがしたためられた親書を受け取ったところであり、何としてもこの事業を進めなければならないとの思いを強くしたところであります。福井市鶉地区では子供たちの受け入れ態勢が整っているとのことでありますが、残念ながら本町ではすべての準備が整っていない状況にあり、多くの保護者の皆さんが事情を承知しないと思われるので、子供たちの人的交流の実現を目指し、鶉地区との協議を進めるとともに、早急に保護者や町民に対し子供たちが本町の歴史を学び、後世に継承していく大切な事業であるとの理解を求め、機運を盛り上げてまいりたいと考えており、事業計画ができましたならば改めて議会と協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議員ご指摘の交流事業のみに終わらせず、

今後産業振興がなせるよう取り組むべきとのことにつきましては大変有意義なご意見で私も賛同するところであり、1件目のご質問でも答弁させていただきましたが、このような発想こそが上砂川の将来に向けた町づくりに当たって大変重要な位置づけをなすものと思っておりますので、大いに意を注いでまいりたいと考えるものであります。

福井市のスケールメリットを生かした町づくりということで、特産品のPRを初めとし、人脈を構築しつつ、産業振興や企業誘致につながる可能性について問われていますが、どんな場合でも否定的な答えを出してしまうと次につながらないのが世の常であります。このことだけは避けなければならないと思うところであります。わずかでもチャレンジする価値を見出す中で、意のある者が積極果敢に取り組むことにより結果を導き出せるのではないのでしょうか。言い方を変えますが、少ないチャンスを逃すことなく、協働の町づくりの理念や精神を大切にしまして私自身も頑張っておりますが、皆さんにもともに頑張ってもらいたいことによりあすの上砂川が見えてくると、私はそう思うところでございます。いずれにいたしましても、広範多岐にわたる町民ニーズを抱えつつ、産業の振興を図り、町づくりを進めるには行政のみの力だけでは限界があり、時間ばかりを費やすものと考えますので、議員各位のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（高橋成和） ありません。町長、ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第3、教育行政執行方

針に対する質疑を行います。

本件についても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇ 数 馬 尚 議員

○議長（堀内哲夫） 4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 私は、平成24年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針に対する質問をいたしますので、ご答弁をお願いいたします。

質問の内容は、教育行政執行方針1ページの1、学校教育の推進、(1)、学習指導の充実の中で述べられておりますが、中学校の新学習指導要領で必修となりました武道についてであります。なぜ今さら武道かということはさておくといたしまして、問題は安全面についてであります。本町では柔道を選択したということで、教育行政執行方針では安全な教育指導を実施するとしておりますが、そう簡単な問題ではないと思うのであります。人間は格闘技になったとき、だれしも相手に負けたくないという気持ちが働きます。たとえ稽古であっても危険を認識し、相手を気遣って柔道を行うというのは難しいと思うのであります。また、指導する先生方も柔道を習得された方は少ないのではないのでしょうか。柔道を知らなければ危険を認識することすら難しいと思います。

2月27日の北海道新聞にこれまでの28年間で頭部外傷で中高校生を合わせて114人が死亡し、275人が重度の障害を負ったと載っております。これらの生徒は大部分がクラブ活動の事故で、柔道がある程度知っている生徒だと思っております。しかし、一般の生徒はまだまだ危険の度合いが高くなると思いますし、最近の医療情報では直接頭部を打撲しなくても強く揺さぶられただけで脳が損傷すると指摘されております。以上のことから、児童生徒を危険な事故から未然に防ぐ観点から私は以下の4点について質問いたします。

1、柔道を選択した理由についてお尋ねいたし

ます。

2、年間の授業時数はどのくらいを予定されているのでしょうか。

3、指導に当たる先生方の講習会等は実施されるのでしょうか。

4、生徒に対する安全対策について、いかに考えておられるかお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの4番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。勝又教育長。

○教育長（勝又 寛） 4番、数馬議員のご質問、平成24年度から中学校で実施される柔道の安全対策についてお答えいたします。

平成24年度から中学校体育授業における武道の必修化につきましては、教育基本法の改正を受けまして新学習指導要領において日本の伝統と文化や礼儀作法の尊重が盛り込まれ、これまで選択制でありました武道が必修化となり、剣道、柔道、相撲の3科目のうち1科目を各学校において選択するように定められましたので、本町におきまして北海道教育委員会よりどれか一つを選択するように求められたところであります。議員のご質問の4点につきまして、関連がございますので、経過を含めて一括してお答えいたします。

初めに、上砂川中学校で柔道を選択した経過でございますが、現在中学校の体育教員のうち学生時代に柔道を選択し指導できる教員が多く、また女子生徒にも取り組みやすいこと、さらには今後継続して授業を行うことが可能であること、また道教委におきまして昨年度武道の必修化に向けた実践校を指定し、課題とされました中学校で初めて学習することによる柔道嫌いをなくすため、生徒の取り組み状況を見きわめた指導方法の改善により柔道に対する抵抗感が緩和されたことを受けまして柔道を選択したところであり、昨年12月議会において柔道着の購入経費を計上したところであります。

次に、柔道の授業についてであります。柔道の授業対象者につきましては中学校1、2年生が対象となるもので、現在畳が敷かれております格技室において実施することとなっております。授業時数につきましては、2学期の10月と11月にかけて全体育授業105時間のうち10時間を集中的に行うこととなっております。授業内容も初めて柔道を行う生徒がほとんどのため、柔道着の着方から始まり基本動作であります礼の仕方、すり足や受け身、固めわざを中心として行い、危険を伴う投げわざ、絞めわざや試合等につきましては安全対策として実施しないこととしております。

指導体制と生徒への安全対策についてでございますが、ご指摘のとおり柔道は危険を伴うもので、特に全国的に部活動における事故が多数発生しており、事故防止のため安全対策が急務となっております。上砂川中学校においては、柔道部が設置されていないことから事故の発生はございませんが、これから授業として柔道を選択いたしますので、指導方法も含め、その安全対策が求められるものと認識しております。

授業において指導する教員に対しましては、23年度より道教委主催による体育教員の研修に出席しており、指導方法、安全対策などの研修を受講しておりますが、引き続き研修会への参加をさせ、指導体制及び安全面について指導者としての向上を図るよう努めてまいります。生徒への安全対策につきましては、学校に対しまして生徒が勝手に試合などを行わない監視体制や安全指導にかかわる対策を講じるよう指導してまいりますとともに、保護者への安全対策に向けた中学校の取り組みの周知についても指導してまいります。いずれにいたしましても、柔道の授業により生徒にけがをさせないよう学校と連携し、指導体制や安全対策に万全を期してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再

質疑があれば許可いたします。

○4番（数馬 尚） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日15日から18日までの4日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、15日から18日までの4日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の15日、16日の2日間については、予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、19日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 9 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 2 6 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 1 7 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計予算
議案第 1 8 号 平成 2 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 1 9 号 平成 2 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算
議案第 2 1 号 平成 2 4 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算
議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算
議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 4 同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）

- 第 6 意見書案第 1 号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
- 第 7 意見書案第 2 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

○会議録署名議員

5 番	高	橋	成	和
6 番	大	内	兆	春

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8 名であります。

なお、理事者側につきましては全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 24 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、5 番、高橋議員、6 番、大内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 1 7 号 議案第 1 8 号 議案第 1 9 号

議案第20号 議案第21号 議案第22号

議案第23号 議案第24号 議案第25号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第17号から議案第25号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

川上予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告を願います。

○予算特別委員長（川上三男） 平成24年度予算特別委員会委員長報告。

それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第17号平成24年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計8件について、3月15日、16日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第17号平成24年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第18号平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から議案第25号平成24年度上砂川町水道事業会計予算まで8件の特別会計についてそれぞれ討論、採決の結果、原案可決すべ

きものと決定いたしました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第17号平成24年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号平成24年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第18号平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第19号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第20号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第21号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第22号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第23号 平成24年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成24年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第24号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第25号 平成24年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成24年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長、議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により、閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に同意1件、議案1件と意見書案2件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎同意第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

慣例によりまして、林企画振興課長は退席願います。

〔企画振興課長 林 智明 退場〕

○議長（堀内哲夫） それでは、提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、勝又寛委員が平成24年3月31日で辞任することに伴い、後任に林智明企画振興課長を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求め

住所、上砂川町字■■■■ (■■■■
■■■■)。氏名、林智明。生年月日、昭和■■年■■
月■■日。職業、上砂川町職員。備考、任期、前任
者の残任期間。平成24年9月30日までであります。

本件は人事案件でありますので、全会一致をも
ってご同意くださるようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終
わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、
討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり
同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 教育委員会委員の任命に
つき同意を求めることについては、町長の提案ど
おり同意することに決定いたしました。

〔企画振興課長 林 智明 入場〕

○議長(堀内哲夫) ここで、教育委員会委員に
任命されました林智明氏からごあいさつをいた
だきます。よろしくをお願いいたします。

○企画振興課長(林 智明) 議長からご指示が
ありましたので、ごあいさつをさせていただきます。

ただいま議員各位よりご同意をいただき、まこ
とにありがとうございます。私は、囚らずもこの
ような職務を命ぜられ、身が引き締まる思いで
あります。私自身、教育行政は初めてであります
が、町長が進める子育て支援施策の中で教育は大
変重要な役割を担っていると思っております。も
とより微力ではございますが、本町の教育行政推
進のため全力を尽くす所存でありますので、議
員各位におかれましては今後とも一層のご指導
、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単
であります

が、あいさつとさせていただきます。今後とも
どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第26号

○議長(堀内哲夫) 日程第5、議案第26号 平
成23年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)に
ついて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議
案第26号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算
(第8号)について提案の理由を申し述べますの
で、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ
れ2,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ30億3,480万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該
区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月19日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、
よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求め
ます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、
議案第26号について内容のご説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算
補正。1、歳入、9款地方交付税2,850万円の追
加で、15億6,670万4,000円となります。

第1項地方交付税、同額であります。

歳入合計が2,850万円の追加で、30億3,480万
円となります。

2、歳出、4款衛生費2,850万円の追加で、2
億6,552万円となります。

2項清掃費2,850万円の追加で、1億3,765万5,000円となります。

歳出合計が2,850万円の追加で、30億3,480万円となります。

事項別明細書3ページ、歳出でございます。3、歳出、衛生費、清掃費、2目じん芥処理費2,850万円の追加で、1億911万9,000円となります。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金の追加でございます。広域連合で焼却施設建設事業として一般財源分を起債の借入れにより事業を実施することとしてございましたが、国の第3次補正予算によりまして起債借入れ分につきまして特別交付税で措置されることとなりましたので、この特別交付税分2,850万円を負担金として追加するものでございます。

続きまして、歳入にまいります。2、歳入、地方交付税、地方交付税、1目地方交付税2,850万円の追加で、15億6,670万4,000円となります。ただいま歳出においてご説明いたしました特別交付税2,850万円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成23年度上砂川町

一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、意見書案第1号から日程第7、意見書案第2号まで2件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号と意見書案第2号の本文読み上げについては内容の説明を省略することに決定いたしました。

日程第6、意見書案第1号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書を議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 水谷寿彦 数馬尚

高橋成和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第1号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第2号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 大内兆春 横溝一成
水谷寿彦

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第2号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を

提出する。

平成24年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎教育長あいさつ

○議長（堀内哲夫） 本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。ここで退任されます勝又教育長よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願います。

○教育長（勝又 寛） 退任に当たりまして貴重なお時間をいただきまして大変にありがたく思っているところでございます。

私、町職員として40年、そのうち4年間を教育長として過ごさせていただきました。議長さんを初め、各議員さんにつきましては大変長い間お世話になったことについてお礼を申し上げたいと思っております。40年の職員の中で14年間、教育行政に携わらせていただきました。このような中で、今日まぐるしく学校教育の現場が変わっておりま

す。子供たちも大変だろうし、先生方も今大変な時代を迎えているかなというふうには感じてございます。しかしながら、子供たちを私たちは入学式、それからこの前も土曜日、卒業式ありましたけれども、子供たちがすくすくと育っている姿は間違いなく育っているなど、あとは大人がそれを見守ってやる環境づくりが大変かなと思っております。今後とも上砂川の子供たちに各議員様のご協力とご支援を厚くお願いを申し上げたいと思っております。

これから上砂川町も少子高齢化、それからいろんな面で大変な時代を迎えておりますけれども、議員各位におきましてはまず健康第一で町民のためにご活躍をいただきたいということをご祈念申し上げます。退任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 勝又教育長、大変ご苦勞さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で平成24年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 号)

平成24年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月15日（木曜日）午前10時00分 開会
午後1時46分 散会

○議事日程 第1号

委員長あいさつ

町長あいさつ

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第17号 平成24年度上砂川町一般会計予算

○委員長（川上三男） ただいまの出席委員は、柳川委員から欠席の届けがあり、7名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） 直ちに会議を開きます。

◎委員長あいさつ

○委員長（川上三男） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本予算特別委員会に付託されました案件は、平成24年度一般会計予算並びに8本の特別会計予算でありまして、一般会計で24億8,680万円、特別会計を合わせますと35億2,698万円で、前年度と比較しますと2億5,036万2,000円の減額予算となっておりますが、人口減少対策のための移住定住対策や子育て支援施策、高齢者施策、教育環境対策等の施策に重点を置いた予算となっておりますので、議会としてもそのあたりを踏まえて十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員各位のご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

◎開会の宣告

◎町長あいさつ

○委員長（川上三男） ここで貝田町長からごあいさつをいただきます。

○町長（貝田喜雄） 皆さん、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

昨日は、執行方針の質疑において貴重なご意見を賜り、大変ありがとうございました。本日より2日間で平成24年度の町づくりに向けた各施策や具体的事業を盛り込みました一般会計予算を初め8つの特別会計のご審議をいただくところでございますが、委員の皆さんの活発なご質疑をお願い申し上げます。

平成24年度の予算編成に当たりましては、執行方針や予算の大綱でも触れさせていただきましたが、本町の財政状況は地域経済の低迷や人口の流出により税収等の減少が著しく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤にあります。行政最大の課題であります人口減少対策や少子高齢化問題に対応すべく、可能な限り各団体等の意向を把握し、子育て支援施策や高齢者施策、雇用施策の拡充を図る経費について盛り込み、さらに災害時の町民の避難場所であります町民センター、体

育センターの耐震化と大規模改修に着手すべく今年度は実施設計についても予算計上したところがあります。

平成24年度一般会計予算は24億8,000万円の予算規模となりまして、特別会計の10億4,000万円と合わせ総額35億2,000万円強で、昨年度実施いたしました中央団地建設工事の終了等により前年度対比で6.6%の減となったところでございますが、年度途中におきましても引き続きさまざまな機会を通しまして町民の皆様や各団体の要望等も拝聴し、優先すべき課題について補正予算にて対応してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今後におきましても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、町民の皆様が安心して生き生きと暮らせる町づくりに向けまして職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

平成24年度の予算の内容につきましては、それぞれの担当課長から申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたしまして、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（川上三男） それでは、これより議事に入ります。

議題の①、予算特別委員会の日程については是洞議会議務局長から説明をいたします。

○事務局長（是洞春輝） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

審査日程は、本日15日とあす16日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求などについて協議をしていただき、その後平成24年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で審

査を進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査をすべて終え、あす16日は国保会計以下すべての特別会計と水道事業会計について審査をしていただくことと思います。以上2日間の日程で付託になりました案件についての審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようにご参集願います。

◎予算審査の方法について

○委員長（川上三男） 議題の②、予算審査の方法については是洞議会議務局長から説明いたします。

○事務局長（是洞春輝） 予算審査の方法について説明をいたします。

9日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書によりまして各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度対比、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合については説明を省略し、前年に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見直し、重要な継続事業等について説明をしていただきたいと思います。質疑については、原則的には款の説明が終了した後、目ごとに受けることとなります。また、討論、採決につきましては議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計

につきましては全課長の出席をお願いいたします。特別会計につきましては全課長、担当係長等が出席し、対応をしていただくことといたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（川上三男） 議題③、予算審議資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。

○2番（水谷寿彦） 町民センター、体育センターの耐震診断、行ったと思うのですが、昨年。その診断の結果というのですか。中学校のときもちょっと見せていただいたのですけれども、どこの部分がどうだとかという図面を提出いただいたのですけれども、町民センターの部分についてもちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（川上三男） はい。

○教育長（勝又 寛） 後ほど資料を整えて、提出させていただきます。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎その他の関係について

○委員長（川上三男） 議題④、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第17号

○委員長（川上三男） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第17号 平成24年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。是洞議会議務局長。

○事務局長（是洞春輝） それでは、議会費について説明いたします。

予算書の28ページをお開き願います。1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,325万2,000円、前年度比較2,846万6,000円の減で、財源はすべて一般財源でございます。主な内容は、報酬額の改定により1節報酬が124万2,000円増の2,144万7,000円、3節職員手当等72万8,000円増の800万8,000円などの増と4節共済費の負担率の改定で505万1,000円減の1,133万3,000円となり、9節旅費が19万4,000円増の74万4,000円で職員随行費、旅費の増となるものでございます。その他については昨年同様の経費でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

2款総務費に入ります。総務費については、西村総務課長、林企画振興課長、高木住民課長、永井教育次長、中島税務出納課長、是洞監査事務局長に順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長（西村英世） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の30ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管

理費、本年度予算額4,719万円、前年度比較で226万4,000円の増、財源はすべて一般財源でございます。本目は、町行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明をさせていただきます。4節共済費でございますが、本年度予算額1,155万円、前年度比較で172万5,000円の増となっております。臨時職員の増と社会保険掛け率の変更による増でございます。11節需用費でございますが、本年度予算額966万円、前年度比較で37万円の増となっております。庁用及び自動車用燃料費におきまして、燃料単価の増によるものでございます。

32ページをお開きください。3目財政管理費、本年度予算額19万9,000円、前年度比較で5万3,000円の減、財源はすべて一般財源でございます。本目は、予算書、決算書作成経費のほか、起債管理に係る経費を計上しております。14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額13万9,000円、前年度比較で5万3,000円の減となっております。起債管理システムの運用変更による使用料の減でございます。

4目会計管理費、本年度予算額95万円、前年度比較で11万3,000円の減、財源はすべて一般財源でございます。12節役務費でございますが、本年度予算額88万円、前年度比較で12万9,000円の減となっております。証紙売りさばき手数料におきまして、し尿収集量の減少によります証紙取扱額の減によるものでございます。

5目財産管理費、本年度予算額2,517万8,000円、前年度比較で540万1,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が1,967万4,000円、一般財源が550万4,000円となっております。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。11節需用費、本年度予算額1,410万円、前年度比較で1,047万7,000円の増額は、職員住宅修繕料におきまして鶉本町地区5棟14戸の水洗化及び屋根ふきかえ3棟と塗装2棟の修繕による増でございます。水洗化につきましては、下水道の

流末に近い地区の住宅から順次、また屋根の修繕につきましては住宅維持のため公営住宅と同様に古い年次の住宅から順次修繕を行うものでございます。また、東鶉地区の平家1棟2戸の住宅につきまして、段差の解消など高齢者向けの対応をしながら一般開放をしております。14節使用料及び賃借料、本年度予算額1万円、前年度比較で35万8,000円の減となっております。前年度まで計上しておりました共済住宅賃借料の償還が終了したことによるものでございます。

6目企画費、本年度予算額554万6,000円、前年度比較で433万8,000円の増、財源内訳は起債240万円、一般財源314万6,000円となっております。本目のうち、防災対策にかかわります予算につきまして説明をさせていただきます。11節需用費60万円、本年度新たに計上いたします予算でございます。消耗品費、防災対策用35万円につきましては、災害時に避難者が使用する大人用紙おむつ、幼児用紙おむつ、おしりふき用ウエットティッシュ、生理用ナプキンなどの消耗的災害備蓄品を購入するものでございます。印刷製本費、防災ハザードマップ用25万円につきましては、全世帯に配布し、災害時の避難場所や危険箇所、防災情報をお知らせするハザードマップの印刷費でございます。34ページでございますが、18節備品購入費130万円の計上でございます。防災対策用備品といたしまして、災害時の避難者用の毛布200枚、アルミマット製の敷物200枚を購入するものでございます。毛布と敷物につきましては、平成24年度と平成25年度に各200枚ずつ購入し、2カ年で合計400枚の整備をする予定としております。本年度の災害備蓄品は、消耗品費と備品購入費を合わせて165万円の計上となりますが、今後も近隣市町の状況や広域での共同備蓄の状況を見ながら整備を進めてまいります。次に、19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額362万2,000円、前年度比較で243万7,000円の増となっております。本年度の事業といたしまして、北海道総合行政情報ネ

ネットワーク更新整備負担金242万9,000円を計上するものでございます。災害時に北海道と市町村間の防災情報の通信伝達を担います防災無線につきまして、整備後15年を経過したことから、北海道と道内各市町が2分の1ずつ負担し、共同で更新整備を行うための負担金でございます。財源といたしまして、過疎債240万円を充当しております。

次に、7目公平委員会費でございます。本年度予算額7,000円、前年度同額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。公平委員3人分の報酬でございます。

35ページの9目諸費でございます。本年度予算額209万6,000円、前年度同額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。本目は、表彰関係並びに他に属さない予算を計上するものでございます。

39ページをごらんください。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万5,000円、前年度比較で1,000円の減、財源はすべて一般財源でございます。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年度同額で、財源はすべて一般財源でございます。

3目町議会議員選挙費、本年度予算額355万4,000円、財源はすべて一般財源でございます。平成25年2月18日に任期満了となります町議会議員の選挙にかかわります投開票事務の執行経費を計上するものでございます。

40ページでございます。昨年度計上しておりました北海道知事道議会議員選挙費につきましては廃目とするものでございます。

以上で総務費にかかわります総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） それでは次、林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） それでは、2款総務費のうち企画振興課所管事項につきましてご説明いたします。

32ページをお開き願います。1項総務管理費、

2目文書広報費、本年度予算額466万3,000円で、前年度と比較して8万4,000円の減額で、財源内訳はその他特定財源20万円、一般財源446万3,000円でございます。13節委託料の町例規集整備業務委託で8万4,000円の減額となっているほかは前年と同様につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、36ページをごらん願います。11目地域振興費でございますが、本年度予算額586万7,000円で、前年度と比較いたしまして17万1,000円の減額で、財源内訳につきましては起債300万円、その他財源70万円、残り216万7,000円は一般財源でございます。昨年10月に設立いたしましたふるさと会の事業経費として8節報償費に6万円、11節需用費の食糧費に10万円、12節役務費に3万円、合計19万円を計上し、企業誘致活動を推進するものであります。昨年15節工事請負費に計上しておりました開拓の碑改修工事が終了したことにより60万円の減額となったところであります。19節負担金、補助及び交付金につきましては、本年度予算額286万円で、前年度対比20万円の増額となっておりますが、これは本年度鶴本町自治会が創立60年を迎え、記念事業として福井市との交流事業を計画しておりますので、事業費の一部を助成することとし、20万円計上したことによるものでございます。

資料ナンバー16をご参照願います。新年度の新規事業であります地域サポート制度の概要につきましてご説明いたします。この制度の導入の経緯につきましては、本町の場合、各地区で住民懇談会を実施してもごく少数の参加者しか集まらないことから、広く町民の声を聞き町政を進めるということを実践するため本制度を導入するものであります。この制度の目的は、急激な人口減少による過疎化や少子高齢化が進む中で、自治会組織の維持機能や地域活動の活力が低下傾向にあり、住民と行政を結ぶパイプが年々細くなっている状況にあります。このため、町民の多様化する二

ーズに対応し、適切かつ迅速な行政サービスの提供と地域コミュニティの活性化を図るため職員が地域に入り、地域活動をサポートすることを目的としております。具体的には、職員が各担当地域の会合等に参加して地域課題等を把握し、課題解決に向け、担当地域と協議することで地域と一体となったコミュニティ活動を推進するものであります。ただし、あくまでも地域が主体的、自主的に地域活動を展開することが優先されるものであります。町といたしましては4月以降、自治会等の受け入れ態勢が整い次第、地域担当職員が地域に入れるよう現在諸準備を進めているところであります。新年度のサポート事業の一環として、裏面に諸証明おとどけサービス制度の概要を添付しておりますが、詳細につきましては後ほど住民課長からご説明をいたします。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、41ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございますが、本年度予算額20万1,000円、前年度対比2万9,000円の増額となっており、財源内訳は国・道支出金19万9,000円、残り2,000円は一般財源でございます。おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で2款総務費のうち企画振興課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、高木住民課長。

○住民課長（高木則和） それでは、2款総務費のうち住民課所管についてご説明をいたします。

予算書は34ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額503万9,000円、前年度比較5万3,000円の増で、財源内訳はすべて一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名にかかわる経費及び交通安全指導者等にかかわる経費を計上しております。前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、38ページへまいります。38ページでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額184万6,000円の計上で、前年度比較16万2,000円の減、財源内訳につきましては国・道支出金2万円、その他特定財源182万6,000円でございます。11節需用費45万円の計上で20万円の増につきましては、印鑑登録証明書の作成経費で新たにカード式に切りかえるものがございます。そのほかは前年度と同額の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

なお、別冊主要施策13ページ及び資料ナンバー16をご参照いただきたいと思います。先ほども林課長のほうからもお話のあったとおり、本年度から地域サポート制度の一環といたしまして諸証明おとどけサービスを実施いたします。資料ナンバー16の裏面でございます。済みません。高齢者や障害等によりまして1人で外出困難な町民を対象にいたしまして、職員が住民票、戸籍附票の写しや課税、納税証明等を自宅にお届けするもので、交付希望者につきましては電話により住民課戸籍年金係に申し込み、午前中に申請した場合につきましては当日の午後1時から5時までの間に、午後の申請の場合は翌日の午前9時から正午までの間に自宅に届けるもので、土曜、日曜、祭日及び閉庁日を除き対応するものがございます。

また、別冊主要施策14ページに記載の戸籍システムの共同運用につきましては、中空知5市5町によりますコンピューターサーバー共同運用によります戸籍事務の電算化で、平成25年10月供用開始を目指しまして事業に着手することになりますけれども、今後補正予算にて計上をするものがございます。

以上、住民課が所管をしております予算関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、永井教育次長。

○教育次長（永井孝一） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。10目町民センター管理費、本年度予算額2,537万9,000円、前年度と比較いたしまして365万6,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が116万円、起債が1,010万円、その他特定財源が40万円、一般財源が1,371万9,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額56万4,000円、前年度対比1万5,000円の増となっておりますが、町民センター管理人の最低賃金引き上げによるものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額616万円、前年度対比30万円の増となっておりますが、燃料費の単価の増によるものであります。12節役務費の本年度予算額29万4,000円、前年度対比3万円の減は、電話、ファクスの使用料によるものであります。36ページをお開き願います。13節委託料では、本年度予算額1,834万円、前年度対比337万1,000円の増は、日常清掃業務において隔年で実施のガラスサッシ清掃及び照明器具清掃業務の増、昨年実施いたしました町民センター、体育センター耐震診断業務委託の減と耐震補強及び大規模改修工事に係る実施設計委託料1,130万円の相殺によるものでございます。町民センター、体育センターの耐震化、大規模改修で、両施設は昭和53年、54年に建設された各種会議、行事やスポーツなどの会場として多くの町民に利用されております。災害時の避難所としても指定されております。建築後30年以上が経過し、安心で安全な施設として今後も利用していただくため、昨年度は耐震診断業務委託、本年度には実施設計委託、明年度、平成25年度には耐震診断補強及び改修工事を予定しておりますことから、本年度の実実施設計委託料を計上するものとなっております。昨年度に引き続き工事期間中の対応や利用しやすい施設のレイアウトなど、関係団体やご利用いただいております町民の方々と十分に協議を進めていくよう考えております。以下の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は

省略させていただきます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、中島税務出納課長。

○税務出納課長（中島隆行） 総務費のうち所管する税務出納課分について説明させていただきます。

37ページの下段をごらん願います。2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額11万7,000円、財源内訳はすべて国・道支出金でございます。主に固定資産評価審査委員会にかかわる経費を計上しておりますが、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次の38ページをお開き願います。2目賦課徴収費、本年度予算額391万8,000円、前年度比較56万2,000円の減となっております。財源内訳は、すべて国・道支出金でございます。主な増減につきまして説明させていただきます。11節需用費49万円の計上で20万円の減は、印刷製本費の減によるものでございます。13節委託料293万2,000円の計上で31万5,000円の減は、3年に1度の固定資産評価替え処理が本年度は未実施の年に当たることによるものでございます。その他は前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で税務出納課が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、是洞監査事務局長。

○監査事務局長（是洞春輝） それでは、監査委員費について説明いたします。

41ページをお開き願います。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万1,000円で、1,000円の減となります。すべて一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金までは、監査業務にかかわります経常経費となっております。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で2款総務費の説明

が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1 項総務管理費、1 目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2 目文書広報費、3 目財政管理費、4 目会計管理費、5 目財産管理費、6 目企画費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、7 目公平委員会費、8 目交通安全対策費、9 目諸費、10 目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

○2 番（水谷寿彦） 36 ページの町民センター、体育センターの耐震補強及び大規模改修工事実施設計業務1,130 万円計上しております。委員会でもちょっとお聞きしたのですが、中学校の大規模改修のときもそうだったように町民センターは避難場所として今回指定しているわけですから、いろんな住民とのコンセンサスをきちっととられているのかどうか。町内でどのようにするかという話し合いというものが持たれてこの実施設計予算というのが出ているのか、その辺のちょっと具体的なことを教えていただきたいのです。工事費が大体幾らになるかという想像もつかないような今の状況ですので、その割には実施設計予算というのが1,100 万というのはそれなりに大きいものだと思いますので、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○教育次長（永井孝一） 私のほうからお答えさせていただきます。

水谷委員のご質問の内容ですが、まず現在の利

用されている団体がございます。そういったところに23 年度については、いろいろどういふふうにしていったらいいかというようなことのご意見を拝聴したりしております。団体それぞれいろいろあります。大正琴ですとか、ほかにもエアロビの方ですとか、それからあと町の利用としては選挙の関係のときにあそこを投票所として使われております。それから、役場の中では保健予防の各種検診等にも使われております。それとあと、2 階になるのですが、2 階での行事、簡単に言えばビールパーティー等が行われて、その関係の人たちにちょっと意見を、どういふふうにしていったらいいかと。現行今既にかなり老朽化がきておまして、まずエアコンなんかの問題もかなりあります。そういうご指摘も受けております。昨年エアコンは1 基だけ直しているのですが、それとあとボイラーの関係です。それとあと、体育センターにかかわっては、体育センターも利用している方がいます。ミニバレーですとか、冬になればゲートボール、パークゴルフ等に使われております。体育センター関係についてもどのように直していったらいいかと。例えば更衣室の問題、トイレの問題、こういう改修の関係についての内容を個々にそれぞれ意見を求めています。やはり皆さん利用しやすいようにというようなこととさせていただきます。

町民センターは、過去のことを振り返りますと、公民館の機能を一部町民センターのほうに持ってきておりますので、もちろん公民館講座で利用しているような関係、今現在は社交ダンスなんかもやっておりますけれども、そういった機能を持ってきている経過がございますので、どういふふうにか会議室等をうまく利用できるかというようなこともお話を受けております。あと、ロビーについても消費者協会のほうとか、ふれあいサロンとしての利用もしております。そのロビーをどうやって活用するかということもちょっとお話を聞いたりしております。やはりかなりの町民センターは

いろんな種目で利用されておりますので、利用しやすいということがまず第一というふうに我々は考えております。もちろんそれに伴って水谷委員のご指摘のとおり耐震、いわゆる避難所としてどこまでの機能かということで、昨年になるのですが、一応副町長も含めていただいて議論をさせていただいたところです。ですから、それらによって常任委員会の席でも申し上げたように、ちょっといろんな幅が出てくるかなというふうに考えておりますので、それをもう少し24年度は詰めさせていただきたいなというふうに思っています。それに伴って実施設計委託料が1,130万円ですから、その中身が随分ちょっとまた変わってくるかなというふうにも考えて今いるところであります。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○2番（水谷寿彦） 要望になりますけれども、使い勝手のいい、そして避難場所としてもやっぱり住民の皆さんのためになるような形で、ただここがこうだから、あそこがこうだからということをやみくもに直さなければいけないからというだけではちょっと問題あると思うので、その辺真剣にちょっと考えていただきたいなと、そういう要望をしておきます。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

3款民生費に入ります。民生費については、山本福祉課長、清野福祉医療センター参事、高木住民課長に順次説明を求めてまいります。山本福祉課長。

○福祉課長（山本丈夫） それでは、3款民生費の所管分について説明をさせていただきます。

予算書は44ページでございます。44ページをお開きいただきます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億6,219万5,000円、前年度比較2,249万7,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金1億4,889万1,000円、起債750万円、その他特定財源451万2,000円、一般財源1億126万2,000円でございます。8節報償費でございますが、559万2,000円の計上で、前年度比較4万6,000円の減と大きな額での増減ではないものでございますけれども、このうち説明欄の下段に記載の身体・知的障害者相談員につきましては、もともと道の委嘱でございましたけれども、権限移譲によりまして本年度から町が委嘱することになったものでございまして、相談員2人分の報償費について新たに計上したものでございま

す。次に、11節の需用費67万1,000円の計上で、前年度比較13万円の減でございますが、福祉バス燃料費の減額計上でございます。福祉バスの利用者負担を軽減をいたしまして、その利用促進を図るため現行の走行距離に応じました定額での負担金徴収から燃料代のみを利用者が直接スタンド業者に納入する方法に今年度から改めることといたしまして、その相応分を減額したものでございます。バスの小型化により燃費向上もありまして、一例といたしまして札幌往復、走行距離が200キロメートルの場合でございますが、現行は定額で2万5,000円でございますけれども、走行条件に左右されますが、軽油単価、現在は1リットル140円で多分推移をしているのかなと思いますが、こういった試算では1万4,000円とほぼ半分近くまで軽減されると見込んでいるものでございます。次に、13節の委託料617万9,000円の計上でございます。前年度比較397万2,000円の増でございます。

資料のナンバー5、在宅老人等除雪サービスの対象者拡大をご参照願います。資料ナンバー5でございます。1の目的に記載のとおりでございますが、本町の高齢化の進展に伴いまして高齢者全般の地域生活を支援するため、町民税、非課税世帯が対象のこの事業につきまして町民税の課税世帯も対象とするものでございます。2の内容でございますが、(1)が現行の町民税非課税世帯の高齢者などを対象にしたものでございます。この条件のまま(2)の太字で記載のとおり、町が3分の1程度を負担しつつ、3の表の下段、こちらも太字でございますが、この太字のとおり応分の負担をいただきながら町民税課税世帯も含めるものでございます。このことによりまして、予算につきましても120万円ほど増額いたしまして291万6,000円を計上したものでございます。

予算書にお戻り願います。予算書にお戻り願います。次に地域活動支援センター業務でございますが、247万4,000円の計上でございます。主に

精神障害を有する方への相談や地域生活への移行を促す事業につきましては、芦別と雨竜を除く中空知8市町とともに砂川市内の社会福祉法人くるみ会が運営いたします地域活動支援センターぼぼろに委託をいたしまして、運営補助金という形で前年度は163万4,000円を計上していたところでございます。当該センターには北海道から、道から精神障害者の退院、病院からの退院でございますけれども、その促進支援事業補助金が導入されておりまして、23年度でその制度が終了いたしました。その部分を8市町が新たに分担することによりまして、その負担割合に応じまして本町は96万4,000円の負担となるものでございますが、この分を先ほどの運営補助に相当する今年度の150万9,000円、運営補助金に相当する150万9,000円と、それから今の96万4,000円、支出内容を勘案いたしまして19節の負担金、補助及び交付金から組みかえて計上したものでございます。次に、19節の負担金、補助及び交付金685万1,000円の計上で、前年度比較109万7,000円の減でございますが、減額の主な要因でございますが、先ほど説明の地域活動支援センター補助金163万4,000円の委託料への組みかえ、同じく58万8,000円昨年計上しておりました障害者自立支援対策推進補助金、こちらも制度終了によりまして合計で217万3,000円ほどを減額をするということでございます。なお、増額要因といたしましては高齢者等住宅改修費助成事業100万円の新たな計上がございます。

こちらも資料ナンバー6、資料ナンバー6の高齢者等住宅改修費助成事業をご参照願います。1の目的に記載のとおりでございますが、高齢者等の在宅生活を支援するものでございまして、2の対象者は介護保険の介護認定に至らない65歳以上の高齢者と障害者地域活動支援制度の対象とならない障害者の方でございます。町税等の滞納者を除くものでございます。対象工事でございますけれども、手すりの設置を初め記載のとおりで

ございますが、これにつきましては介護保険のこういった住宅改修と同様の内容でございます。助成要件といたしましては4のとおりでございますが、町内事業所が施工の1万円以上の工事でございます、5の助成額でございますけれども、工事費の7割、5万円を限度といたしまして、限度額に至るまで再申請も可能でございます。以上でございます。

予算書にお戻り願います。予算書に戻りまして、20節の扶助費1億8,386万7,000円の計上で、前年度比較1,349万9,000円の増でございます。増額要因でございますけれども、主なものといたしましては、障害者、自立支援費関係の介護給付、訓練給付などの施設入所あるいは通所サービスを中心として新規利用者の増によるものでございます。

次に、46ページをお開きいただきます。46ページ、2目老人福祉費、本年度予算額765万4,000円、前年度比較355万7,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金30万7,000円、起債510万円、一般財源224万7,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。8節報償費558万円の計上でございます、前年度比較351万円の増でございます。こちらも資料ナンバー7の敬老祝い品贈呈事業をご参照願います。資料ナンバー7でございます。こちらの資料にも記載のとおりでございますが、これまで町を支えてこられました高齢者に対する慰労とこれからの長寿を願ひまして、70歳以上の在宅の高齢者に対しまして入浴券やバス券をお渡しをいたしまして外出や交流機会の確保、そして健康の維持増進を図っていただきたいということでございます。対象者は、在宅の高齢者1,200人を見込んでございます。祝い品でございますけれども、資料では入浴券とバス券の組み合わせということになっておりますけれども、利用者のニーズにできるだけ添えるようこの組み合わせも含めまして、あるいはどちらかでも選択をできると、こういった方法、それから各町の共同浴場に限りましては月

額料金という制度もございますので、その月額料金にも充当できるような方法について検討し、現在準備を進めているところでございます。つきましては、この資料では4月中には配付を終えたいというふうにしておりますけれども、配付期間につきましては5月に入ることもございますので、ご理解を願うものでございます。

それから、予算書にお戻りをいただきたいと思ひます。予算書に戻りまして、次に3目の社会福祉施設費、本年度予算額688万3,000円、前年度比較15万3,000円の増で、すべて一般財源でございます。本目でございますが、中央集会所、消防の裏にございます中央集会所、そして東山高齢者住宅、それから生活館など6施設に係る経費を計上しております。7節の賃金でございますけれども、東山の高齢者住宅管理人の処遇見直しで賃金が7万3,000円増額をしております。それ以外につきましては経常的経費、そして昨年同様での計上でございますので、説明は省略をさせていただきます。

50ページへまいります。50ページでございますが、5目複合施設費、本年度予算額356万8,000円、前年度比較22万3,000円の減で、すべて一般財源でございます。こちらの費目でございますが、東鶉児童館、東鶉生活館、東鶉老人寿の家の中央ふれあいセンターに係る経費を計上しております。児童館運営に係る児童厚生員賃金や管理経費及びセンター建物の自治会への管理委託経費が主なものでございます。7節の賃金でございますが、201万9,000円の計上でございます。昨年と比較いたしますと31万7,000円の増でございます。昨年からは児童館の開館時間を延長させていただいております。その延長に伴ひまして、低学年児童の利用がふえてきておりまして、目が行き届かない場合に備えた安全対策と、この1つといたしまして利用がピークとなる時間帯でございますけれども、午後3時から午後5時までの2時間についてパートの児童厚生員を増員をするということでの

増額でございます。次に、11節の需用費16万円の計上でございます。前年度比較54万円の減でございます。前年度計上の児童館の遊び用具更新、それから内装補修に係ります消耗品及び修繕料の減でございます。ほかにつきましては、ほぼ前年同額でございますので、説明を省略をさせていただきます。

次に、54ページ……

○委員長（川上三男） 課長、ここでちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時06分

○委員長（川上三男） 休憩を解きまして休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、先ほど水谷委員からありました資料の提出については、あすの予算委員会前に提出していただきたいと思います。

それでは、引き続き山本課長。

○福祉課長（山本丈夫） それでは、54ページをお開き願います。54ページでございます。

9目の介護予防費、本年度予算額510万円、前年度比較66万4,000円の増でございます。財源内訳はその他特定財源503万4,000円、一般財源6万6,000円でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託によります高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なものでございまして、要介護の可能性のある高齢者の把握、引きこもり防止のための交流会や健康運動指導士による身体の機能維持訓練事業と本年度は地域への普及拡大を目指します高齢者の筋力維持や筋力アップを目的といたしました百歳体操などが主な事業でございます。7節賃金260万9,000円の計上でございます。69万4,000円の増でございます。平成23年度から開始をしております先ほどの百歳体操につきましては、軽度の要介護原因でございますひざや腰の痛みの緩和と閉じこもりを防ぐ効果があるとして、その介護予防の一環

といたしまして高齢化率の高い本町におきましては特に普及拡大を図る必要があるというふうに考えておきまして、この体操の普及のため地区のリーダー的な役割を担います住民によるサポーターを養成してきているところでございます。地域での無理のない安全な普及について支援するためには、臨時的保健師や看護師の雇用増による対応が必要だということでございますので、こういった雇用増による増ということでご理解をいただきたいと思っております。また、このほかに普及拡大に係ります諸経費につきましても他の関係費目において増額計上しているところでございます。ほかは前年同様での計上でございますので、説明を省略させていただきます。

次は、55ページでございます。55ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額4,724万3,000円、前年度比較1,130万3,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金3,534万9,000円、起債130万円、その他特定財源70万円、一般財源989万4,000円でございます。本目は、子育て支援事業のうち双葉保育園で年24回実施のおひさまルーム、町独自で実施の町内医療機関受診に限り中学生までの医療費全額助成を含む医療費助成、そして子どものための手当等の経費を計上しております。8節の報償費148万3,000円の計上で、前年度比較55万円の増でございます。昨年から実施の育児用品購入券の贈呈事業でございますけれども、ご承知のとおり昨年度は出産時だけを対象に計上したところでございますが、この事業につきましては出産時と1歳の誕生日に5万円ずつを贈呈をするというものでございまして、ことはその1歳の誕生日の分も含めますので倍額での計上でございます。次の56ページでございます。56ページは、18節備品購入費50万円の新規の計上でございます。図書等の充実資金といたしまして、北門信用金庫から寄附をされました寄附金の一部を児童用図書の整備に活用させていただきまして計上するものでございますが、児童館、保育園及

び子育て交流室のそれぞれの機能に応じた図書等を購入することとしておりまして、購入経費につきましてはここで一括計上させていただくものでございます。次に、20節の扶助費でございますが、4,434万5,000円の計上で、前年度と比較いたしますと1,221万5,000円の減でございます。子どものための手当でございますが、中学生までの子供が対象でございます。3歳未満と第3子以降分につきましては月額1万5,000円、それ以外は月額1万円で計上したものでございます。前年度当初では、それぞれ月額2万円と月額1万3,000円で計上しておりましたので、こういったことが原因で大きく減額となるものでございます。

次に、2目の保育所費でございます。本年度予算額1,382万6,000円、前年度比較31万2,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源268万3,000円、一般財源1,114万3,000円でございます。本目は、保育所の運営経費を計上しております。7節の賃金でございます。653万3,000円の計上で、前年度比較をいたしますと全体で36万2,000円の増でございます。増額の一つの要因といたしましては、平成20年度から正職員退職後に採用しております臨時の調理員につきましては、ほぼ正職員の業務をお願いをしているということを勘案をいたしまして、月額賃金へ処遇改善を図ったことによるものでございます。11節の需用費635万4,000円の計上でございます。このうち消耗品の46万4,000円でございますが、本年度から実施の保育園児ステップアップ事業という名称をつけてございますけれども、その事業用の教材購入費10万円が含まれております。この保育園児ステップアップ事業でございますけれども、就学前の年長児、4、5歳児でございます。このクラスにおきまして1日20分程度の就学準備時間を設けまして、保育時間の遊びという中で平仮名や数字になれさせると。これは当然無理のない範囲内ということで考えてございますけれども、この平仮名や数字になれさせたり、そして人の話を聞くこと

になれさせる、こういったことを行いまして小学校入学後の学校生活に早くなじめるよう小学校とも連携をしながら取り組むこととしております。教材は、そのための平仮名や数字に関するパネルやカードなどの購入経費でございます。その他は経常的経費でございますので、なおかつほぼ前年同様の考え方の計上でございます。説明は省略をさせていただきます。

次に、3項の生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、それから次の2目扶助費、本年度予算額29万円、いずれも前年度同額、すべて一般財源でございます。前年同額での計上でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、4項の災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年同額でございます。それぞれ生活困窮世帯扶助事業や災害見舞金の経費を計上しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、清野福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（清野勝吉） 3款民生費のうち福祉医療センター所管についてご説明いたします。

47ページをお開き願います。初めに、特別養護老人ホームはるにれ荘関係の予算についてご説明いたします。4目特別養護老人ホーム費、本年度予算額1億3,858万3,000円、前年度対比768万5,000円の増となり、財源内訳は起債120万円、その他財源が1億1,827万3,000円、一般財源1,911万円となるものであります。職員配置の見直しにより給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を合わせた人件費は5,505万8,000円の計上で、前年比473万7,000円の増となります。主な要因は、看護師1名が増となり、介護員1名が減となるものであります。7節賃金3,584万6,000円の計上で、前年比177万1,000円の増は、臨時代替介護員、調理員の配置見直しに伴うものであります。11節需用費3,116万8,000円の計上で、前年比110万9,000

円の増は、燃料費の単価引き上げによるものであります。18節備品購入費120万円の計上で、前年比20万円の増は、平成22年度から年次計画で更新しております備品の更新で、車いす5台、電動ベッド1台、調理台4台、配せん車1台の更新によるものであります。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、デイサービスセンター関係の予算についてご説明いたします。50ページをお開き願います。6目デイサービスセンター費、本年度予算額2,325万4,000円、前年度対比106万4,000円の増となります。財源内訳は、その他財源が2,254万4,000円、一般財源71万円となっております。7節賃金で914万3,000円の計上で、前年比56万円の増は、臨時代替介護員の異動によるものであります。11節需用費707万9,000円の計上で、前年比23万1,000円の増は、燃料費の単価引き上げによるものであります。他の予算につきましては、昨年とほぼ同額となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、地域包括支援センター関係予算についてご説明いたします。53ページとなります。8目地域包括支援センター費、本年度予算額1,150万3,000円、前年度対比395万1,000円の減となります。財源内訳は、すべてその他財源となっております。平成24年3月末で職員1名が退職となり、給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を合わせた人件費は692万1,000円の計上で、前年比665万2,000円の減となります。7節賃金401万6,000円の計上で、前年比238万円の増は、職員1名の退職により社会福祉士の資格を有する臨時職員により対応するものであります。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額となりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、高木住民課長。

○住民課長（高木則和） 3款民生費のうち住民課所管についてご説明いたします。

予算書は46ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金、この関係につきましては国民健康保険特別会計にてご説明いたします。そのほかは、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、53ページをお開き願います。7目介護保険費、本年度予算額8,172万8,000円、前年度比較259万7,000円の増で、財源内訳はすべて一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金で、空知中部広域連合への町負担金8,129万7,000円につきましては、居宅介護サービス費の増により前年度比較で239万8,000円を増ということに計上し、また介護保険活動車両等の車検等によりまして11節需用費、12節役務費、27節公課費で所要額を計上したところでございます。

次に、52ページをお開き願います。10目後期高齢者医療費、本年度予算額7,058万4,000円、前年度比較1,675万円の減で、財源内訳につきましては国・道支出金1,293万1,000円、その他特定財源52万6,000円、一般財源5,712万7,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託の後期高齢者健診に要する費用及び同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計繰出金を計上しております。19節負担金、補助及び交付金4,877万円、前年度比較1,909万円の減につきましては、北海道後期高齢者連合へ支出する医療給付費負担金として定められております割合12分の1での町負担金を計上するもので、入院等の療養給付費等の減によるものでございます。28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかは前年度と同額の計上につき、内容の説明は省略いたします。

次に、56ページをお開き願いたいと思います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費でひとり親家庭等医療費210万3,000円の計上で、前年度比較47万5,000円の減につきましては、

前年度の実績見込額を勘案して計上したものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上、住民課が所管をしております予算関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4目特別養護老人ホーム費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5目複合施設費、6目デイサービスセンター費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、7目介護保険費、8目地域包括支援センター費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、9目介護予防費、10目後期高齢者医療費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

4款衛生費に入ります。内容の説明を求めます。山本福祉課長、高木住民課長に順次説明を求めてまいります。山本福祉課長。

○福祉課長（山本丈夫） 4款衛生費につきまして説明をさせていただきます。

予算書は60ページでございます。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額9,142万8,000円、前年度比較1,805万4,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金57万7,000円、一般財源9,045万1,000円でございます。増額の主な要因は、繰出金の増でございます。本目は、給付医療対策などの各種医療対策に係る負担金や分担金、そして妊婦等の健診費用を計上しており、ほぼ前年同様での計上でございます。説明は省略をさせていただきます。28節繰出金8,640万1,000円の計上につきましても各特別会計にて説明を申し上げます。

次に、2目の予防費、本年度予算額1,306万円、前年度比較468万3,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金205万9,000円、その他特定財源173万7,000円、一般財源926万4,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種、食育推進

事業、健康の里づくり事業にかかわる経費を計上しております。8節報償費41万円の計上でございますが、前年度比較5万円の増でございます。自殺予防普及啓発用5万円の計上がございますが、滝川保健所の重点取り組みといたしまして、自殺予防講演会を経費負担の支援をしながら保健所管内の各市町での開催を進めてきておりまして、本年度は当町での開催として講師料を計上したものでございます。次のページでございます。次のページ、62ページ、13節の委託料856万2,000円の計上でございます。前年度比較178万9,000円の減でございます。説明欄に記載の子宮頸がん予防ワクチンを初め各種ワクチン接種費用の助成につきまして、前年度実績を勘案し、減じての計上でございます。また、インフルエンザワクチン接種費用助成事業230万円でございますが、これにつきましては各種ワクチン接種費用助成と同事業と、同様の事業として統一を図るため前年度は20節の扶助費に計上してございましたけれども、この13節に組みかえたものでございます。よって、本年度は20節扶助費の費目はないものでございます。次に、19節負担金、補助及び交付金の説明欄下段の健康の里づくり事業に係る健康づくり協議会補助金、前年度比較20万7,000円増の122万4,000円の計上でございます。地域社会振興財団の全額助成を受けて行っております温泉施設等を中心に行っておりますけれども、この健康の里づくり事業でございますが、年々見直しをしながら拡充を進めてきております。本年度の新規事業といたしまして、気軽なスポーツとして普及はできるのではないかということでのスナッグゴルフ教室を初め、高齢者の生きがいづくりによる健康増進と子育て支援の両面から保育園児と各町老人クラブ会員が一堂に会したふれあい交流会といたしまして切り紙教室を温泉施設を使いまして実施することとしております。こうした経費が主な増額の要因でございます。なお、保育園児と老人クラブとの交流につきましては、このほかにも各町老人クラ

ブが保育園を訪問いたしまして昔の遊び、ゲーム、本の読み聞かせなどを行うことも別途予定をしているところでございますので、ご承知おきを願うものでございます。他は前年同様の考え方による計上でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 高木住民課長。

○住民課長（高木則和） それでは、4款衛生費のうち住民課所管について説明をいたします。

予算書は62ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、本年度予算額668万9,000円、前年度比較52万円の増で、財源内訳はその他特定財源10万円、一般財源658万9,000円でございます。11節需用費177万1,000円、前年度比較で49万6,000円の増につきましては、消耗品費でハチ駆除用の防護服及び薬剤の噴霧器2台の購入、そのほか下鶉、鶉、東町共同浴場に係ります消火器が耐用年数を超えることにより購入するものでございます。修繕費で、鶉共同浴場の検満量水器の取りかえによりまして26万円増の84万円を計上するものでございます。そのほかは前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額31万4,000円の計上で、すべて一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の経費を計上しておりますけれども、前年度と同額の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額1億167万円、前年度比較で2,233万5,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源1,219万7,000円、一般財源8,947万3,000円でございます。本目は、ごみ収集と処理及び最終処分場の経費を計上しております。11節需用費579万5,000円、前年度比較で15万円の減につきましては、消耗品費で昨年度終了いたしましたじんかい車4トングンプの夏冬タイヤの購入費、じんかい車の修繕費等の

減、本年度実施をいたします一般廃棄物処分場の浄化槽のふたの修理費との相殺によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金8,357万7,000円の計上で、前年度比較2,256万2,000円の増につきましては、砂川保健衛生組合負担金でクリーンプラザくるくるが供用開始から10年を経過したことにより、各施設の更新整備費として1,248万6,000円増の6,866万4,000円を計上するもので、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金につきましては、今年度は施設の建設の最終年度となることから建設工事費等の増によりまして1,007万6,000円増の1,491万3,000円を計上するものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、65ページをお開き願いたいと思います。65ページでございます。次に、3目し尿処理費、本年度予算額2,246万7,000円、前年度比較375万5,000円の減で、財源内訳はその他特定財源862万6,000円、一般財源1,584万1,000円でございます。資料ナンバー8もあわせてご参照いただきたいと思います。し尿収集業務につきましては、これまで業者委託により行ってきたところでございますけれども、平成23年度をもちまして契約の解除の申し出がありまして、平成24年度から雇用対策事業の一環ともいたしまして町直営にて臨時運転手1名及び作業員1名を採用するもので、公的住宅の水洗化等によりましてし尿収集量も減少したことから収集日を現行5日から4日間に変更し、そのほかの1日につきましては雑役作業等を行うというものでございます。7節賃金417万9,000円につきましては、臨時運転手及び作業員各1名分を計上いたします。11節需用費、12節役務費、27節公課費につきましては、し尿収集車の車検整備費にかかわる経費を計上するものでございます。19節負担金、補助及び交付金1,910万2,000円の計上で、前年度比較140万7,000円の減につきましては、し尿収集量の減少によるものでございます。その他は前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明

は省略をさせていただきます。

なお、別冊の主要施策10ページに記載の事項でございますけれども、上砂川町一般廃棄物基本計画につきましては、ごみの減量化等について平成25年度から39年度までの19年間の基本計画を作成するものでございます。予算計上はございませんけれども、自前で作成いたします。そのほか不法投棄ゼロ対策事業につきましては、不法投棄の早期発見及び未然防止のため不法投棄の監視連絡員等を設置をいたしまして、不法投棄撲滅に向けましての広報活動、不法投棄ごみの回収作業、巡回パトロール、警告看板の設置等の取り組みを実施するものでございます。

以上、住民課が所管をしております予算関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

5款労働費、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開き願います。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額892万9,000円、前年度比較184万9,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金520万1,000円、一般財源372万8,000円でございます。資料ナンバー8をご参照願います。本年度におきましては、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、これまでの緊急雇用対策事業に加え、町単独での雇用対策事業を実施し、町内の雇用創出を図っていきたくと考えており、雇用人員につきましては緊急雇用作業員分として夏期間4名、冬期間3名、合計7名、道路除雪作業員分として通年雇用2名、し尿収集直営化によりし尿収集作業員2名、合計11名の雇用の創出を予定しているところでございます。予算書にお戻り願います。労働費におきましては、緊急雇用作業員分として4節共済費で30万4,000円、7節賃金で190万5,000円、11節需用費で9万円、それぞれ増となったところであります。その他につきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、6款農林水産業費に入らせていただきます。70ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額270万1,000円、前年度比較198万1,000円の減額で、財源内訳は国・道支出金251万8,000円、一般財源18万3,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金257万6,000円の計上で、前年度比較198万1,000円の減額につきましては、森林所有者が施業を行うための作業道の整備などを行う森林整備地域活動支援交付金の事業内容が大幅に変更となり、森林所有者であります三美鉱業がこの事業の実施を見送ったことから98万9,000円の減、

また森林所有者が造林や間伐等を行う美しい森林づくり基盤整備交付金につきまして、森林施業面積が33.24ヘクタールから23.76ヘクタールに減少になったことから98万8,000円減となったところであります。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で5款労働費、6款農林水産業費の説明が終わりました。

一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。内容の説明を求めます。林企画振興課長、高木住民課長。林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） それでは、7款商工費のうち企画振興課所管事項につきましてご説明を申し上げます。

72ページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,241万円、前年度比較207万4,000円の増額で、財源内訳につきましてはその他特定財源1,425万2,000円、一般財源815万8,000円でございます。13節委託料につきましては、隔年で実施している産業活性化センターのガラスサッシ清掃業務が本年度実施しないため7万6,000円の減となっております。73ページをお開き願います。21節貸付金につきましては、本年度予算額1,264万2,000円で、前年度比較253万8,000円の増額となっておりますが、これは中小企業融資制度を拡充し、既存企業の経営の安定を図るため原資預託金を300万円増額し、商店街近代化融資につきましては融資総額が減り、原資預託金を46万2,000円減額したことによる相

殺によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,548万5,000円、前年度比較403万円の減額で、財源内訳につきましては起債1,400万円、一般財源148万5,000円でございます。資料ナンバー9をご参照願います。本年度水源公園で水質監視を目的に養殖しておりますニジマスを活用し、特産品の試作研究を行うものであります。事業内容であります、(1)といたしましてニジマス薫製の試作品研究開発で、水源地に薫製設備を設置し、試作品の研究開発を行うものであります。(2)といたしまして、ニジマススモークサーモンの試作品研究開発で、加工業者に試作品製作を委託し、温泉で料理提供できないか研究するものであります。実施時期につきましては、薫製は6月上旬から9月下旬までに試作研究を行い、スモークサーモンにつきましては加工業者を選定し、9月下旬までに試作品の製品製作を行うものであります。ニジマスの特産品化に係る経費につきましては、7節賃金で19万円、11節需用費の消耗品で15万円、13節委託料で10万円、18節備品購入費で45万円、合計89万円予算計上するものであります。また、昨年13節委託料に計上しておりましたジャパンアグリテック社への特産品開発事業につきましては、制度が終了したことに伴い492万円の減額となったところであります。その他につきましては、おおむね前年と同様につき、説明は省略をさせていただきます。

3目観光費、本年度予算額1,025万1,000円、前年度比較543万円の減額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。昨年13節委託料に計上しておりました振興公社への我が町PR大使設置事業につきましても制度終了によりまして513万円の減となったところであります。その他につきまして、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で商工費のうち企画振興課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長(川上三男) 高木住民課長。

○住民課長(高木則和) それでは、商工費のうち住民課所管の関係につきまして説明をいたします。

予算書72ページをお開きいただきたいと思います。1目商工振興費のうち消費者行政にかかわる経費といたしまして、7節賃金、9節旅費、11節需用費、19節負担金、補助及び交付金に総額で128万円を計上するものでございます。前年度比較で35万5,000円の減につきましては、昨年度実施をいたしました消費者協会の40周年記念事業費及び平成21年から3年間実施をいたしました消費者行政活性化事業の終了による減でございます。そのほかは、前年と同額でございますので、内容は説明は省略をさせていただきます。

以上、住民課が所管をしております予算関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長(川上三男) 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上三男) ないようですので、打ち切ります。

次、2目企業開発費、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上三男) ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 零時59分

○委員長(川上三男) 昼食休憩を解きまして、

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 款土木費に入ります。内容の説明を求めます。
林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） 土木費につきまして
ご説明申し上げます。

76ページをお開き願います。8 款土木費、1 項
土木管理費、1 目土木総務費、本年度予算額7,89
5万1,000円、前年度比較375万2,000円の増額で、
財源内訳につきましては国・道支出金7万6,000
円、起債200万円、その他特定財源81万7,000円で、
残り7,605万8,000円は一般財源でございます。本
目は、主に街路灯の維持費と土地開発造成及び下
水道事業特別会計への繰出金にかかわる予算を計
上するものでございます。増額の主な要因といた
しましては、11節需用費で街路灯の電気料の値上
げ分として20万円の増、28節繰出金につきましては
各特別会計にて説明をさせていただきます。そ
のほかにつきましては、おおむね前年と同様につ
き、説明は省略をさせていただきます。

次に、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費に
ついてご説明申し上げます。77ページであります。
本年度予算額4,990万2,000円、前年度比較1,105
万9,000円の増額で、財源内訳につきましては国
・道支出金77万円、一般財源4,913万2,000円でご
ざいます。本年度の除排雪経費につきましては、
賃金、燃料費、委託料、使用料及び賃借料を合わ
せまして総額2,134万4,000円、前年度対比40万1,
000円の増は燃料費の値上がりによるものであり、
現行体制を維持しながら効率的かつ効果的な除排
雪体制を構築していきたいと考えております。ま
た、雇用対策といたしまして道路維持作業員2名
を通年雇用するため7 節賃金で119万8,000円の
増、13節委託料につきましては前年度対比34万円
の減となっておりますが、これは昨年度橋梁点検
が終了したことから150万円を減額し、本年度橋
梁点検の結果をもとに橋梁長寿命化計画策定業務
として110万円計上し、相殺したことによるもの
でございます。資料のナンバー10をご参照願いま

す。15節工事費につきましては1,450万円の計上
で、前年度比較950万円の増額となっております
が、これは資料にありますように町道下鶉学校線
舗装改修工事で400万円、若葉台分譲団地L型擁
壁改修工事で450万円、道路維持舗装補修工事で1
00万円を増額したことによるものでございます。
そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様
の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、3 項住宅費、1 目住宅管理費についてご
説明申し上げます。本年度予算額5,460万円、前
年度比較701万1,000円の増額で、財源内訳につ
きましては起債1,020万円、その他特定財源4,440万
円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経
費を計上するものであります。資料ナンバー11、
12をあわせてご参照願います。11節需用費3,167
万円の計上で、前年度比較1,378万円の増は、こ
れは長寿命化計画に基づき下鶉地区の屋根のふき
かえ6棟32戸、塗装2棟4戸、朝駒地区の屋根の
塗装5棟40戸を計画的に進めることによるもので
あります。14節使用料及び賃借料70万4,000円の
計上で、前年度対比21万4,000円の減で、これは
公営住宅管理システム借り上げ終了によるもので
ございます。19節負担金、補助及び交付金399万
円の計上で、前年度比較91万円の減額につきま
しては、下水道受益者分担金で平成20年度に供用開
始となった緑が丘地区が納入完了となることによ
るものでございます。23節償還金、利子及び割引
料1,281万7,000円の計上で、前年度比較565万8,0
00円の減額につきましては、駒が台単身者住宅の
償還が24年度上期で終了することによるものでご
ざいます。そのほかにつきましては、おおむね前
年と同様につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、2 目公営住宅建設費についてご説明申し
上げます。本年度予算額2,849万5,000円、前年度
比較3億5,517万円の減額で、財源内訳につ
きましては国・道支出金540万円、起債540万円、一般
財源1,769万5,000円でございます。本目は、職員

2名の人件費と町営住宅の水洗化事業などに関する経費を計上するものであります。給与、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は1,582万2,000円で、前年度比較187万7,000円の増は給与の見直しによるものでございます。12節役務費4万円の計上で、前年度比較17万7,000円の減額は、昨中央地区の公営住宅建設に係る建築確認手数料の減によるもので、15節工事請負費1,200万円の計上で、前年度対比3億5,690万円の減は、中央地区公営住宅建設事業終了によるものであります。資料ナンバー13をご参照願います。本年度水洗化する地区につきましては、資料にピンク色で表示しております鶉若葉台改良住宅5棟20戸であります。そのほかにつきましては、おおむね前年と同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で土木費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項住宅費、1目住宅管理費、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切りま

す。

9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。川下消防長。

○消防長（川下 清） それでは、9款消防費につきましてご説明をいたします。

82ページでございます。1項消防費につきましては、本年度より砂川地区広域消防組合に加入することから、1目常備消防費、19節負担金、補助及び交付金におきまして組合負担金として砂川消防本部共通経費、上砂川支署費、消防団費分を合わせ負担金での計上となりますことから、非常備費、消防施設費につきましては廃目となるものでございます。したがって、消防費予算、計欄で本年度予算額1億6,265万2,000円、前年度と比較いたしまして3,048万8,000円の増で、財源内訳はすべて一般財源でございます。増額の主な要因といたしましては、本年度組合加入の初年度でございまして、組合本部経費、人件費、投資的経費など組合と統一するに伴います予算増によるものでありまして、詳細につきましてはお手元の資料ナンバー14をご参照願います。

砂川地区広域消防組合負担金の資料によりましてご説明を申し上げます。2番目の上砂川町の負担金でございます。(1)、本部共通経費では議会費、監査委員費のほか、本部8名分の人件費、事務費など1番目の構成市町の負担割合にて算出し、上砂川町の負担金は1,316万2,000円となるものでございます。次の(2)、上砂川支署費の経費の負担金では支署費が1億4,208万2,000円で、人件費で15名分の給与、手当につきましては組合給与条例の規定により算出されており、共済、退職手当組合におきましては負担率の改定によりまして1,400万円の増となっており、人件費総額1億3,008万1,000円となったものでございます。また、維持管理経費の1,200万1,000円につきましては、組合統一に要します防火衣等の購入の初年度経費368万3,000円のほか、これまで消防施設で計上の庁舎、消防車両の修繕料等を含め計上されて

おります。消防団費では740万8,000円となり、消防団員の報酬、費用弁償等の462万円はこれまで同様の計上でございます、その他の経費278万8,000円では組合統一に要しますネクタイ、雨具の購入等を含めて計上されております。支署費合計が1億4,949万円となるものでございます。(3)、負担金合計では共通経費分、支署費分、消防団費分、合計で1億6,265万2,000円が負担金となるものでございます。

続きまして、資料裏面の組合加入後の消防体制につきましてご説明を申し上げます。消防本部、消防団の名称につきましては、砂川地区広域消防組合の上砂川支署、上砂川消防団となるものでございます。次の消防団長の任命につきましては、これまで町長が任命しておりましたが、加入後は町長の承認により組合長が任命することに変更となるものでございます。消防関係団体の消防運営委員会につきましては、このたびの条例改正に伴い廃止となりますが、消防後援会は町の組織でございます、婦人防火クラブにつきましても家庭からの火災を防止することを目的に組織されておりますので、引き続きこれまでどおり上砂川支署、消防団と連携してまいります。消防関係行事では、出初め式、消防演習につきましては議員皆様にもこれまで同様にご案内し、開催いたしますが、4年ごとに組合連合消防演習として開催することとなるものでございます。また、議会関係ではこれまで消防長として出席いたしましたが、加入後は組合職員のため地元議会対応はできませんが、庁内会議におきましては地元との連携を図るため支署長として今後も出席するものでございます。災害時の対応では、防災対策は重要なことでございますので、これまでどおり町の災害対策本部の指揮のもとに支署職員、消防団員が活動するとともに、組合との連携も図りながら被害の軽減に努めるものでございます。

以上、9款消防費、加入後の消防体制につきまして説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○委員長(川上三男) 以上で9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

消防費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上三男) ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。永井教育次長。

○教育次長(永井孝一) それでは、教育費関係についてご説明申し上げます。

84ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましては、すべて前年度同額でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額561万8,000円、前年度と比較いたしまして2万5,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が50万5,000円、一般財源が511万3,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。8節報償費でございますが、本年度予算額126万7,000円、前年度対比21万円の増になっておりますが、平成22年度から実施の放課後子ども教室ですが、子供たちの放課後や週末などに小学校や中央ふれあいセンターを活用して安心、安全な活動拠点を設け、地域の方々の参加を得て勉強やスポーツを実施することにより健やかにはぐくまれる環境づくりを事業の目的としており、道補助金3分の2を受けて通年で開催しているもので、学習は小学校1年生から6年生を対象に金曜日の午後3時から、土曜日は午前10時から、スポーツは小学校4年生から6年生を対象に木曜日の午後3時からとしており、夏休み及び冬休みにも実施してお

ります。平日は、継続として実施し、本年度は夏、冬、春休みに集中的に学習に力点を置いて学年別指導により学力の向上に努めていくため、アドバイザーなどの増員や開設増によるものを計上しております。また、小学校の学び応援事業といたしまして、専門性の高い職業従事者を講師として招き、児童生徒の学習意欲の向上や将来を見据えて学習に取り組む姿勢を養うために児童生徒の自発的な提案による講演会を開催するもので10万円を計上するものであります。85ページへまいります。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額137万6,000円、前年度対比11万6,000円の減となっております。学習指導要領の改訂が終了いたしましたので、教科用図書採択事務負担金がなくなったものによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、86ページをお開き願います。2項小学校費、1目学校管理費へまいります。本年度予算額2,239万9,000円、前年度と比較いたしまして206万8,000円の増額となっております。財源内訳は全額一般財源でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額1,085万円、前年度対比230万円の増となっておりますが、これは燃料費の単価上昇によるものと小学生の安全対策として玄関にマットを修繕料として180万円を計上するものでございます。87ページをごらんください。13節委託料では、本年度予算額161万7,000円、前年度対比6万6,000円の減となっておりますが、昨年実施の地下タンク漏えい検査を3年に1回のため今年度は実施しないことと学校環境検査項目の減によるものとなっております。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へまいります。2目教育振興費、本年度予算額727万8,000円、前年

度と比較いたしまして143万2,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が9万8,000円、起債が180万円、一般財源が538万円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。88ページをお開きください。あわせて資料ナンバー15をごらんいただきたいと存じます。19節負担金、補助及び交付金では、本年度予算額203万8,000円、前年度対比187万6,000円の増となっております。本年度から児童生徒の給食費を半額助成し、子育てに取り組む保護者の負担を軽減し、安心して子供を産み育てる環境の向上を図ることを目的に実施し、生活保護や準要保護世帯は既に無料となっており、特別支援学級の児童2名と中学生徒1名は半額となっておりますことから、その半額の4分の3並びに小学校の一般児童79名と中学校の一般生徒35名を対象にその保護者へ半額を助成するものであります。給食費は、小学校のPTAの私会計となっておりますことから町から補助金として助成し、要綱等を定めて適切に努めてまいります。予算書にお戻りください。20節扶助費でございますが、本年度予算額307万円、前年度対比44万4,000円の減となっておりますが、これは準要保護の対象児童数の減によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費へまいります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,801万9,000円、前年度と比較いたしまして500万7,000円の増額となっております。財源内訳は全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額1,419万5,000円、前年度対比510万円の増となっておりますが、燃料費の単価の上昇によるものと校舎修繕といたしまして小学校と同様に中学生の安全対策として玄関にマットを修繕料として140万円、また老朽化による雑菌の繁殖を防ぐために給食室の床面を補修するため270万円を計上

することによるものでございます。89ページの中
段をごらんいただきたいと存じます。13節委託料
でございますが、本年度予算額129万8,000円、前
年度対比11万3,000円の減となっておりますが、
これは学校環境検査項目の減によるものとなって
おります。その他の項目につきましては、おおむね
前年度と同様でございますので、説明は省略さ
せていただきます。

90ページをお開きください。2目教育振興費へ
まいります。2目教育振興費、本年度予算額795
万円、前年度と比較いたしまして98万8,000円の
増額となっております。財源内訳は、国・道支出
金が18万3,000円、起債が90万円、一般財源が686
万7,000円でございます。主な項目についてご説
明いたします。19節負担金、補助及び交付金では、
本年度予算額158万9,000円、前年度対比95万6,00
0円の増となっておりますが、小学校費での説明
同様に本年度から児童生徒の給食を半額助成し、
子育てに取り組む保護者の負担を軽減し、安心し
て子供を産み育てる環境の向上を図ることを目的
に実施するものであります。20節扶助費でござい
ますが、本年度予算額362万3,000円、前年度対比
14万3,000円の増となっておりますが、これは準
要保護の対象生徒数の増によるものでございま
す。その他の項目につきましては、おおむね前年
度と同様でございますので、説明は省略させてい
ただきます。

続きまして、4項社会教育費へまいります。1
目社会教育総務費、本年度予算額189万円、前年
度と比較いたしまして2万1,000円の減額となっ
ております。財源内訳は、国・道支出金が56万2,
000円、一般財源が132万8,000円でございます。
主な項目につきましてはご説明いたします。8節報
償費でございますが、本年度予算額67万2,000円、
前年度対比2万1,000円の減となっておりますが、
成人式用記念品について対象者の減によるもの
で、学校支援地域本部事業につきましては前年度
と同様の経費を計上しております。その他の項目

につきましては、おおむね前年度と同様でござい
ますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目公民館費へまいります。本年
度予算額459万5,000円、前年度と比較いたしまし
て6万8,000円の増額となっております。財源内
訳は、その他特定財源が1万円、一般財源が458
万5,000円でございます。主な項目につきましては
ご説明いたします。7節賃金において最低賃金確
保によります臨時職員の単価増によるものと11節
需用費では燃料費の単価上昇によるもので、その
他の項目につきましてはおおむね前年度と同様で
ございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、92ページの3目青少年対策費へま
まいります。本年度予算額110万6,000円、前年度と
同額となっております。財源内訳は全額一般財源
でございます。本予算は、子ども会並びに子供に
関する行事関係を計上する予算となっております。前
年度と同様でございますので、説明は省略させて
いただきます。

続きまして、93ページをごらん願います。4目
社会教育施設費でございます。本年度予算額85万
円、前年度と同額となっております。財源内訳は
全額一般財源でございます。本予算は趣芸館に関
する予算を計上するもので、前年度と同様でござ
いますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総
務費、本年度予算額330万8,000円、前年度と比較
いたしまして13万6,000円の増額となっております。
財源内訳は、全額一般財源でございます。主な
項目につきましてはご説明いたします。94ページ
をごらん願います。12節役務費でございますが、
本年度予算額73万2,000円、前年度と比較いたし
まして14万8,000円の増額となっておりますが、
健康診断手数料におけるリブ健診対象者数の増に
よるものでございます。その他の項目につきましては、
おおむね前年度と同様でございますので、
説明は省略させていただきます。

続きまして、2目体育施設費、本年度予算額86

3万1,000円、前年度と比較いたしまして134万7,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が100万円、一般財源が763万1,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額87万4,000円、前年度と比較いたしまして22万5,000円の減となっておりますが、主に昨年度体育センターの水銀灯修繕料として30万円を計上したことよっての減であります。12節役務費では、昨年度5年に1度のパークゴルフ場の公認コース更新を行ったことによる減でございます。13節委託料でございますが、本年度予算額431万7,000円、前年度対比49万9,000円の増となっておりますが、パークゴルフ場管理委託の3年契約が終了し、新たに3年契約の1年目となりますので、肥料や目土等を投入して整備を行うためによる増でございます。15節工事請負費110万円でございますが、野球場の利用者がほとんどなく老朽化しております危険回避のためスタンドなどを撤去する経費でございまして、跡地につきましては多目的広場など活用方法を検討してまいりますし、工事期間中、終了後の使用につきまして危険がないよう十分管理をしております。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言を願います。はい、どうぞ。

○6番（大内兆春） 質問ではないのですが、参

考のために1つお聞きしたいのですが、ことしから特別支援学級支援員として1人小学校に配置するとなっておりますが、今まで小中学校に支援員という方がいなかったのですか。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○教育次長（永井孝一） 特別支援学級支援員につきましては、平成22年度から配置になっておりまして、24年度ということになりますと本年度で3年目を迎えます。小学校につきましては、特に低学年のことがございますので、やはり支援が必要ということで配置をしまして、中学生になりますとまた少し聞き分けがよくなるのかなということもございまして中学校には配置してございません。よろしいでしょうか。

○6番（大内兆春） それと、特別な資格を持った方が支援員に当たっているのですか。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○教育次長（永井孝一） 現在特別支援学級支援員につきましては、教職の免許を持っている方、町内に住んでいる方に来ていただいております。

○6番（大内兆春） はい、わかりました。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい、どうぞ。

○5番（高橋成和） 済みません。質問ではないのですけれども、要望で実はこの間中学校の卒業式行ってきたのですけれども、暖房のほうがちよっと故障しているところがあるらしくて、すごく寒い思いを来賓もそうですし、あと保護者もそうだったと思うのです、結構終わった後に言っていた方いるので。壊れているのだったら壊れているのでいいのですけれども、当日だけでも何かジェットヒーターみたいなのであれば、たいていいただければ快く送り出せるのかななんて思ったので、ちよっと要望で済みませんけれども、いいですか。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○教育次長（永井孝一） 大変申しわけございません。かなり燃料等が高騰しておりまして、経費を節減するよう教育委員会から強く指導しているものですから、そのようなことになってしまいました大変申しわけございません。これからも注意するようにいたしますので、よろしくご承知おきください。

〔発言する者あり〕

○5番（高橋成和） そういう面ではいいかもしれないですけども。

〔発言する者あり〕

○教育次長（永井孝一） 申しわけございません。

○5番（高橋成和） よろしくお願いします。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目青少年対策費、4目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14

款予備費に入ります。内容の説明を林企画振興課長、西村総務課長に順次説明を求めてまいります。林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） それでは、災害復旧費につきましてご説明を申し上げます。

98ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円で、前年度と同額となっており、財源内訳は全額一般財源でございます。この賃金は災害が発生した場合の賃金で、前年と同額につき内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、西村総務課長。

○総務課長（西村英世） それでは、公債費につきまして説明をいたします。

100ページをお開き願います。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億9,418万8,000円、前年度比較で921万5,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源が1億4,903万4,000円、一般財源が2億4,515万4,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、平成元年度から平成21年度借入れの長期債101件の償還元金で平成3年度借入れの公住債など7件の償還が終了したことによる減となっております。

2目利子、本年度予算額5,650万3,000円、前年度比較で338万6,000円の減、財源内訳はその他特定財源1,976万円、一般財源3,674万3,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、平成元年度から平成23年度借入れの111件の長期債償還利子5,450万3,000円並びに一時借入金利子200万円の計上でございますが、元金同様長期債の償還終了による減となっております。

公債諸費につきましては、元利支払手数料が発生する長期債の償還が終了したことから廃目とな

るものでございます。

次に、102ページをお開き願います。職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額4億2,011万2,000円で、前年度比較285万3,000円の減、財源内訳は国・道支出金115万7,000円、その他特定財源1,849万7,000円、一般財源が4億45万8,000円となっております。本目は、砂川地区広域消防組合へ加入する消防職員15名を除いた職員77名から広域連合への派遣、各特別会計、一般会計のうち福祉医療センター、公営住宅建設費に計上の29人分を除きました一般職48人に特別職3人分を含めた51人分の人件費を計上するものでございます。2節給料2億414万8,000円、前年度比較で65万円の減となっております。特別職につきましては、町長20%、副町長、教育長15%の独自削減をしております。また、一般職につきましては3%の独自削減をしております。3節職員手当等9,531万2,000円、前年度比較で11万9,000円の減となっております。4節共済費6,907万8,000円、前年度比較で287万1,000円の減となっております。職員数の減による減額と共済組合の負担率引き上げによる増と相殺でございます。19節負担金、補助及び交付金5,157万4,000円、前年度比較で78万7,000円の増となっております。退職手当組合の負担率引き上げによる増でございます。

次に、104ページをお開き願います。予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で前年度同額、財源内訳は全額一般財源となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長（西村英世） それでは、歳入につきまして一括ご説明いたします。前年度と比較いたしまして増減の大きいものにつきましての説明とさせていただきます。前年度同額や異動の小さいものにつきましては説明を省略させていただきますので、よろしく願います。

16ページをお開き願います。初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算額6,108万2,000円、前年度比較で268万2,000円の減額となっております。転出等による均等割対象者並びに所得割の減少によるものでございます。

2目法人、本年度予算額901万1,000円、前年度比較で185万3,000円の減額となっております。誘致企業等の法人税割の減が主な要因となっております。

固定資産税でございます。1目固定資産税、本年度予算額4,694万6,000円、前年度比較で612万5,000円の減額は、主に家屋の評価替えによる減でございます。

軽自動車税、1目軽自動車税588万4,000円、前年度比較で23万9,000円の増額で、自家用の車両台数の増が主なものとなっております。

町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額2,022万円、前年度比較で75万3,000円の増額となっております。実績見込みにより計上するものでございます。

入湯税から18ページの地方特例交付金までは前年度同額の計上としてございます。

次に、地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額14億4,000万円、前年度比較で1億円の増額で、地方財政計画に基づく増額と近年の交付実績を勘案いたしまして、普通交付税におきまして1億円の増、特別交付税は前年度同額を見込むものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。分

担金及び負担金、負担金、1目民生費負担金、本年度予算額1,106万1,000円、前年度比較46万7,000円の減で、1節社会福祉費負担金、老人施設入所負担金の減によるものであります。

使用料及び手数料、使用料でございますが、4目土木使用料、本年度予算額1億7,089万7,000円、前年度比較92万2,000円の減額で、2節住宅使用料におきまして単身者住宅使用料の引き下げによるものであります。

20ページをお開き願います。証紙収入、1目証紙収入、本年度予算額2,074万3,000円、前年度比較で218万3,000円の減額は、し尿処理の証紙売り払いにおきまして下水道の普及などによりましてし尿処理量が減となったものであります。

国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億1,140万円、前年度比較で569万5,000円の減額となっております。

1節社会福祉費負担金で障害者自立支援法に基づきます該当者の増加による増額と3節児童福祉費負担金で前年度の子ども手当から制度改正によります子どものための手当の国庫負担金の減を見込んだものでございます。

国庫補助金、1目総務費補助金、本年度予算額116万円、前年度比較304万円の減額は、町民センター、体育センター耐震補強事業の国庫補助金におきまして前年度の耐震診断から本年度実施設計分を計上するものでございます。

4目土木費補助金、本年度予算額617万円、前年度比較1億3,039万円の減額は、2節公営住宅建設費補助金で前年度実施いたしました中央地区公営住宅建設補助金の減によるものでございます。

続きまして、21ページでございます。道支出金、道負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額6,467万7,000円、前年度比較で350万7,000円の増額となっております。1節社会福祉費負担金におきまして、国庫支出金と同様、障害者自立支援費が増となったことによるものでございま

す。

次に、道補助金でございますが、2目民生費補助金、本年度予算額717万1,000円、前年度比較152万3,000円の減額で、障害者自立支援対策推進費補助金が平成23年度で終了したことによるものでございます。

22ページでございます。3目衛生費補助金、本年度予算額215万3,000円、前年度比較162万7,000円の減額で、子宮頸がん等ワクチン接種費用助成事業費の減によるものでございます。

4目労働費補助金、本年度予算額520万1,000円、前年度比較130万1,000円の増額で、国の緊急雇用対策事業として実施いたします緊急雇用創出推進事業費の増によるものでございます。

5目農林水産業費補助金、本年度予算額251万8,000円、前年度比較172万9,000円の減につきましては、美しい森林づくり基盤整備事業の歳出増に伴うものであります。

商工費補助金につきましては、ふるさと雇用再生事業の平成23年度終了により廃目となるものでございます。

続きまして、道委託金でございます。1目総務費委託金、本年度予算額429万6,000円、前年度比較336万4,000円の減額は、昨年実施の北海道知事道議会議員選挙費委託金の減によるものでございます。

財産収入、財産運用収入でございます。1目財産貸付収入、本年度予算額1,967万4,000円、前年度比較27万1,000円の減額は、建物及び土地の貸付減によるものでございます。

財産売払収入と寄附金は前年度同額でございます。

次に、繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額120万円、前年度比較60万円の増額は、平成23年度に北門信用金庫から寄附を受けまして地域振興基金に積み立てていた額の一部を取り崩し、児童用図書等の購入費に充当するため増額となったものでございます。

諸収入であります。延滞金、加算金及び過料と町預金利子は前年度同額でございます。

次に、24ページでございます。貸付金元利収入の中小企業融資資金と商店街近代化特別融資につきましては、歳出同額の計上でございます。

次に、雑入でございます。5目雑入、本年度予算額2億2,251万2,000円、前年度比較で302万4,000円の減となっております。減額の主な要因は、介護サービス収入のうち特別養護老人ホームにかかります収入につきまして、介護職員処遇改善交付金の終了等により減額となったものでございます。

最後になりますが、25ページの町債でございます。1目総務債、本年度予算額1億5,150万円、前年度比較2,250万円の減額は、臨時財政対策債の減額が主な要因でございます。

2目土木債、本年度予算額540万円、前年度比較1億7,620万円の減額は、前年度実施の中央地区公営住宅建設に係る公営住宅債の減によるものでございます。

以上を申し上げ、歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成24年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（川上三男） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日16日は午前10時から委員会を再開しますので、出席方よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時46分）

予 算 特 別 委 員 会

(第 2 号)

平成24年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月16日（金曜日）午前10時00分 開議
午前10時45分 閉会

○議事日程 第2号

議案第18号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第19号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算

議案第21号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計予算

議案第22号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算

議案第23号 平成24年度上砂川町土地取得事業特別会計予算

議案第24号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計予算

議案第25号 平成24年度上砂川町水道事業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） おはようございます。ただいまの出席委員は、柳川委員からの欠席届があり、7名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎資料請求について

○委員長（川上三男） これより会議に入りますが、昨日水谷委員から資料請求があり、それぞれのお手元に配られております。

なお、資料の説明は求めませんが、この提出資料でよろしいかご確認をお願いします。よろしい

でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 資料請求についてはこれで打ち切ります。

◎議案第18号

○委員長（川上三男） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第18号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木住民課長。

○住民課長（高木則和） それでは、平成24年度国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

歳出からまいります。124ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1億8,448万8,000円、前年度比較1,386万2,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1億1,064万7,000円、一般財源7,384万1,000円でございます。12節役務費32万1,000円の減につきましては、昨年度の被保険者証の切りかえ等の関係で郵便料の減になったことによるものでありまして、19節負担金、補助及び交付金1億8,443万8,000円の計上で、前年度比較1,419万2,000円の増でございます。空知中部広域連合に支払います分賦金につきましては、高齢者受給者該当者70歳から74歳の入院等の増によるものでございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額95万1,000円、前年度同額で、すべてその他特定財源でございます。前年度と同額につき、内容の説明を省略をさせていただきます。

次の2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年度同額につき、内容の説明を省略をさせていただきます。

歳入にまいります。戻りまして122ページでございます。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額6,566万9,000円、前年度比較1,010万8,000円の減でございますが、医療給付費分、現年度課税分で後期高齢者医療制度への移行等によりまして被保険者数が111人、世帯数で82世帯が減少するとともに、所得の減少によるものがございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額831万円、前年度比較100万2,000円の増につきましては、国保加入後に厚生年金や各種共済年金などの年金を受けられるようになった被保険者が一般被保険者から退職被保険者に移行したことによる増で、保険税全体では前年度比較910万6,000円減の7,397万9,000円を計上するものがございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、前年度同額につき内容の説明を省略をさせていただきます。

3款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額5,720万円、前年度比較1,670万円の増でございますが、本年度も連合に支払います分賦金がふえております。国民健康保険基金から5,720万円全額を繰り入れするものがございます。

同じく1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額5,439万8,000円で、前年度比較626万8,000円の増でございます。一般会計繰入金につきましては、保険税の低所得者軽減に伴います減収分を補てんする保険基盤安定分2,427万5,000円、低所得者や高齢者が多いことで財政安定化支援分1,243万円、後期高齢者職員給与費等881万8,000円を初めとしたルール分で総額4,552万3,000円、保険税の減少等による歳入不足分887万5,000円の合計5,439万8,000円、前年度比較で626万8,

000円の増となりますけれども、繰入金全体では2,296万8,000円増の1億1,598万円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4款諸収入につきましては、前年度同額につき内容の説明を省略をさせていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第18号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号

○委員長（川上三男） 議案第19号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木住民課長。

○住民課長（高木則和） それでは、平成24年度後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

歳出からまいります。132ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額10万6,000円、前年度比較で25万7,000円の減で、財源内訳はすべてその他特定財源でございます。需用費8万1,000円の計上で5万3,000円の増につきましては、低所得者へ保険料軽減措置等に伴います広報経費として印刷製本費で6万円を計上するものでございます。

2項徴収費、2目徴収費、本年度予算額88万4,000円、財源内訳はすべてその他特定財源でございます。前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,972万9,000円、前年度比較658万1,000円の増で、財源内訳はその他特定財源2,032万6,000円、一般財源5,940万3,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料で北海道後期高齢者連合の試算では医療給付費や被保険者数の増加等によりまして、本来でありますと保険料の大幅な増加は避けられないところでありますけれども、余剰金や財政安定化基金の活用等によりまして抑制政策を講じたことから587万6,000円増の7,674万1,000円、事務費負担金につきましては事務処理システム等の機器の更新によりまして70万5,000円増の298万8,000円を計上するものでございます。

次に、133ページでございますけれども、3款諸支出金と4款予備費につきましては前年度同額につき、内容の説明を省略をさせていただきます。

歳入にまいります。130ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収

保険料、本年度予算額4,157万9,000円、前年度比較274万7,000円の増でございます。

2目普通徴収保険料1,791万9,000円の計上で、前年度比較117万7,000円の増でございます。保険税全体では5,749万8,000円の計上で、前年度比較392万4,000円の増でありますけれども、本年度の保険料率の改正及び被保険者数の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度予算と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3款広域連合支出金、1項広域連合支出金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特別交付金、本年度予算額6万円の計上で、毎年補正予算にて計上していたものを本年度から当初予算にて計上するもので、歳出の低所得者に対する広報経費に連動する交付金であります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額401万4,000円、前年度比較38万9,000円の増は、北海道広域連合への事務負担金の増によるもので、2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,724万2,000円、前年度比較195万1,000円の増につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分を補てんするもので、繰入金全体では230万4,000円増の2,125万6,000円を繰り入れし、収支の均衡を図ったものでございます。

5款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略をさせていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第19号について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号

○委員長（川上三男） 議案第20号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。林企画振興課長。

○企画振興課長（林 智明） それでは、平成24年度土地開発造成事業特別会計についてご説明いたします。

予算書の138ページをお開き願います。初めに、歳出です。3、歳出、1款宅地造成費、1項宅地造成費、1目宅地造成費、本年度予算額279万7,000円、前年度比較265万円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源85万6,000円、一般財源194万1,000円でございます。資料ナンバー17をご参照願います。15節工事請負費265万円の計上につきましては、平成21年度に造成いたしました鶴本町第2期分譲団地が昨年完売したことによりまして、本年度新たに第2期分譲団地の北側に2区画造成することとし、排水整備工事として15

0万円、上下水道整備工事として115万円を計上したところであります。

2款公債費、2項公債費につきましては、平成12年度に借り入れした中町分譲地の起債償還が平成23年度をもって終了したことにより廃目となるものでございます。

続きまして、歳入であります。2、歳入、1款財産収入、1項財産売払収入、1目宅地売払収入、本年度予算額194万1,000円、前年度比較294万3,000円の減額は、本年度分譲する1区画の売払収入を見込み、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額85万6,000円、前年度比較29万1,000円の増で、歳入不足分を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところであります。

以上で土地開発造成事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第20号について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第21号

○委員長（川上三男） 議案第21号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、町立診療所事業特別会計についてご説明いたします。

予算書の145ページをお開きください。歳出からご説明いたします。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,409万円、前年度比較65万円の増となり、財源内訳はその他財源3,334万9,000円、一般財源3,074万1,000円となっております。主な増減につきましてご説明いたします。職員給与等の見直しにより人件費、給料、職員手当、共済費、退職組合手当、退職組合負担金を合わせて133万2,000円の増となったものでございます。次のページをお開きください。11節需用費の燃料費で単価引き上げにより11万円が増となり、修繕費では昨年度予算計上しておりました非常用照明設備等取りかえの80万円が減となったものでございます。他の予算につきましては昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

2款医業費、3款諸支出金、4款公債費、5款予備費につきましても前年とほぼ同額の計上につき、説明は省略させていただきます。

歳入にまいります。144ページをお開きください。2、歳入、1款医療収入、2款分担金及び負担金、3款諸収入につきましては、前年度同額につき説明は省略させていただきます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,438万円、前年度比較65万1,000円の増となり、歳入不足分を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第21号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第22号

○委員長（川上三男） 次、議案第22号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） それでは、老人保健施設事業特別会計についてご説明いたします。

予算書の161ページをお開きください。歳出からご説明いたします。3、歳出、1款老人保健施設費、1項総務費、1目一般管理費、本年度予算

額 1 億5,836万円、前年度比較694万5,000円の増となり、財源内訳はその他財源1,951万3,000円、一般財源 1 億3,884万7,000円となっております。主な増減につきましてご説明いたします。職員給料の見直し等により人件費で676万7,000円の増となりましたが、7 節賃金で職員の異動等によりまして71万2,000円の減となったものでございます。次のページをお開きください。11節需用費の燃料費で単価引き上げにより100万円の増、修繕費で昨年度予算計上しておりました浄化槽点検ふた取りかえの40万円が減、13節委託料では隔年で実施しておりますガラス、照明器具清掃18万9,000円が増となったものでございます。

164ページをお開きください。2 款公債費、1 項公債費、1 目元金と2 目利子の前年度比較36万2,000円の減は、平成22年度に実施いたしました大規模改修の過疎債の償還金額が確定したことによるものでございます。財源はすべて一般財源となっております。

3 款予備費につきましては、前年度同額につき説明は省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。160ページをお開きください。2、歳入、1 款施設サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目施設介護サービス費収入、本年度予算額 1 億4,727万1,000円、前年度比較842万7,000円の増は介護度の変動によるもので、2 目居宅介護サービス費収入、本年度予算額148万9,000円、前年度比較34万7,000円の増は、前年度の実績見込みによるものでございます。

2 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入、本年度予算額1,412万2,000円、前年度比較44万1,000円の増は、介護度の変動等によるものでございます。

3 款利用料、1 項利用料、1 目利用料、本年度予算額1,951万3,000円、前年度比較49万6,000円の減は、食費、居住費の利用者負担区分の変動によるものでございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度予算額14万円、前年度比較213万6,000円の減は、介護職員処遇改善交付金が平成23年度末で廃止されたことによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○6 番（大内兆春） 161ページの賃金の部分ですが、臨時代替介護員、臨時代替看護師、この臨時というのは本当に一時的、いつきですよ。それにしても何か金額が大き過ぎるので、その辺聞かせてください。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○福祉医療センター参事（高橋 良） 嘱託の看護師の賃金をここで計上しておりますので、常勤の嘱託の看護師、それと介護員と、その給料をここで計上しております。

○6 番（大内兆春） よくわからないけれども、その計上の仕方悪いのでない、そうしたら。臨時というのはちょっと変に感じるよ。

○福祉医療センター参事（高橋 良） 済みません。嘱託と臨時がおりまして、それを合わせてここで計上しております。月額嘱託職員と日額の臨時職員とおりまして、それを合わせてこの賃金で計上しております。

○委員長（川上三男） はい、どうぞ。

○6 番（大内兆春） わかりました。本当は臨時と言ったから、いつき1,600万も、いつきすぐく入れかわったのかなとか何とか思ったりしたわけですよ。今説明聞いてわかりましたからよろしいです。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第22号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号

○委員長（川上三男） 議案第23号 平成24年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長（西村英世） それでは、平成24年度土地取得事業特別会計につきましてご説明をいたします。

175ページをごらんいただきたいと思います。歳出から説明をいたします。1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額337万7,000円、前年度比較3万4,000円の増、財源内訳はすべてその他特定財源となつてございます。23節償還金、利子及び割引料337万7,000円は、平成8年度に借入れをいたしました本町地区炭鉱跡地購入の長期償還元金でございます。

2目利子、本年度予算額35万4,000円、前年度比較3万3,000円の減、財源内訳はすべてその他特定財源となっております。23節償還金、利子及び割引料35万4,000円は、元金同様1件分の長期

償還利子でございます。

次に、歳入でございます。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額373万1,000円、前年度比較1,000円の増、歳出同額を一般会計繰入金をもって収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第23号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成24年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第24号

○委員長（川上三男） 議案第24号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（佐藤康弘） それでは、平成24年度下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、183ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整

備費、1目総務管理費、本年度予算額1,064万円、前年度対比で171万1,000円の減となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主なものについてご説明いたします。14節使用料及び賃借料41万1,000円の計上は、受益者分担金システムを借り上げるもので、19節負担金、補助及び交付金755万6,000円の計上で39万6,000円の減につきましては、流域下水道組合の水量負担分の減によるものでございます。27節公課費256万7,000円の計上で131万5,000円の減は、前年度施工事業により納付すべき消費税が減額となるものでございます。

次に、2目下水道建設費、本年度予算額3,060万1,000円、前年度対比で356万円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金680万円、起債1,010万円、その他特定財源1,370万1,000円となっております。人件費は772万3,000円の計上で53万5,000円の増は、給与規定見直し等によるものでございます。次のページをお開き願います。13節委託料、前年度対比350万円の増は、石狩川流域下水道奈井江浄化センターのし尿前処理施設建設に伴い、下水道計画に変更が生じることによるものでございます。15節工事請負費の説明をいたしますので、資料ナンバー18をあわせてご覧ください。1,160万円の計上で820万円の減は建設作業費の減によるもので、鶉若葉台地区の污水管布設60メートルと緑が丘地区にマンホールポンプの施工にかかわる経費を計上いたしました。19節負担金、補助及び交付金645万3,000円の計上で62万円の増は、石狩川流域下水道事業建設負担金として奈井江浄化センター等の整備にかかわります経費として計上するものでございます。

次に、予算書185ページ、2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額413万2,000円、前年度対比21万1,000円の減となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。13節委託料213万4,000円の計上で13万5,000円の減は、下水道台帳整備費の減によるものでございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額9,649万円、前年度対比302万7,000円の減となっております。財源内訳は、起債4,880万円、その他特定財源4,769万円で、平成12年度借り入れの特例債償還が終了したための起債償還元金の減によるものでございます。

2目利子、本年度予算額2,628万3,000円、前年度対比57万9,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源1,163万6,000円、一般財源1,464万7,000円で、平成8年度から平成23年度までの起債借り入れにかかわります103件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、181ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額411万2,000円、前年度対比106万8,000円の減は、公営住宅で前年度より2戸減の228戸と一般住宅で9戸減の3戸分の合計231戸分を計上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額2,951万7,000円、前年度対比124万9,000円の増となっておりますが、公的住宅、一般住宅を合わせ前年度より21戸増の1,098戸分を計上するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金、本年度予算額680万円、前年度対比210万円の減は、補助対象事業費の減によるものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額6,891万5,000円、前年度対比323万1,000円の増は、人件費等の増と受益者分担金収入等の減によるもので、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

次のページをお開き願います。6款町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額5,890万円、前年度対比1,040万円の減となっております。

1節特定環境保全公共下水道事業債500万円の計

上で390万円の減は、補助対象事業費の減によるもので、2節流域下水道事業債510万円の計上で70万円の増は、処理場等の建設負担金事業分の増によるものでございます。3節資本費平準化債4,880万円の計上で720万円の減は、元金に対する減価償却相当額がふえたことによるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第24号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第25号

○委員長（川上三男） 次、議案第25号 平成24年度上砂川町水道事業会計予算について議題いたします。

内容の説明を求めます。佐藤企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（佐藤康弘） それでは、水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明申し上げますので、201ページをお開き願います。収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,764万6,000円、前年度対比で107万7,000円の増となっております。主なものについてご説明申し上げます。委託料223万4,000円の計上で91万9,000円の増は、浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年実施の年に当たることによるものでございます。

次のページをお開き願います。2目配水及び給水費、本年度予算額1,454万5,000円、前年度対比で73万6,000円の減となっております。委託料26万4,000円の計上で73万6,000円の減は、配水管の夜間排泥作業が隔年実施の休止の年に当たることによるものでございます。修繕費1,310万円の計上で前年同額は、検満を迎える量水器取りかえ件数を前年同様見込み、計上しております。

3目業務費、本年度予算額154万5,000円、前年度対比で1万5,000円の減となっておりますが、検針業務委託の件数減によるもので、本年度は40件減の2,100件を見込み、計上しております。

4目総係費、本年度予算額2,466万8,000円、前年度対比170万8,000円の増となっております。人件費等は、職員と嘱託員分として2,068万円の計上で、171万8,000円の増は異動及び給与抑制見直し等によるものでございます。

5目減価償却費、本年度予算額5,380万円、前年度対比74万6,000円の減ですが、簡易水道等施設整備事業に伴う償却資産の減によるもので、6目資産減耗費、本年度予算額76万円、前年度対比76万円の増は、更新事業に伴う固定資産の除却が生じることによるものでございます。

次のページ、204ページをお開き願います。2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費、本年度予算額4,414万8,000円、前年度対比334万3,

000円の減は償還利息の減少によるもので、本年度は昭和57年度から平成23年度までの借り入れにかかわります企業債26件分4,264万8,000円を計上するものでございます。

2目雑支出、本年度予算額60万3,000円、前年度対比14万6,000円の減は、料金の不納欠損で28件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額373万9,000円、前年度対比70万1,000円の減は、建設改良事業費の控除対象消費税と料金収入が減少しているため納付すべき消費税が減となるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、200ページをお開き願います。収益的収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額1億1,090万9,000円、前年度対比1,425万5,000円の減で計上しております。内訳は、家事用が前年度対比15万1,000円増の6,616万8,000円を計上し、このうち一般分として30件減の1,460件、福祉料金該当分として10件増の390件、合計1,850件を見込んでおります。業務用につきましては使用水量の減少を見込み、前年度対比1,438万8,000円減の4,317万4,000円を計上しております。

次に、2項営業外収益、2目繰入金は収支不足補てんのための一般会計からの繰入金で、本年度予算額4,878万9,000円、前年度対比1,211万5,000円の増で計上しておりますが、人件費などの増や給水収益の減少によるものでございます。

3目他会計負担金、本年度予算額165万4,000円、前年度対比1,000円の減は、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、前年同様の戸数を見込むものでございます。

次に、資本的支出についてご説明をいたしますので、206ページをお開き願います。1款資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額7,442万3,000円、前年度対比324万7,000円の増は償還元金の増によるもので、昭和57年

度から20年度までの企業債18件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額7,006万円、前年度対比324万8,000円の減は、建設改良費の減によるものでございます。1節工事請負費6,556万円の内訳は、前年に引き続き浄水施設の電気計装、機械整備の更新工事として薬品注入コントローラー等の更新整備を行いますとともに、資料ナンバー19に記載しておりますが、老朽化が著しい鶉本町南団地の配水管布設がえ430メートルの更新にかかわる費用として計上いたしますとともに、2節委託料は配水管の布設がえにかかわります実施設計及び測量調査費として450万円を計上するものでございます。

最後に、資本的収入についてご説明申し上げますので、予算書205ページをお開き願います。1款資本的収入、2項企業債、1目企業債、本年度予算額4,600万円、前年度対比520万円の減、3項国庫補助金、1目国庫補助金として2,069万2,000円、前年度対比14万4,000円の減は建設改良費の減によるもので、4項他会計補助金、1目他会計補助金として本年度予算額336万8,000円、前年度対比209万6,000円の増は単独事業費の増によるものでございます。

また、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額1,986万4,000円、前年度対比323万4,000円の増は、企業債償還元金7,442万3,000円のうち内部留保資金にて補てんし、さらに不足する額を一般会計出資金として補てんを受けるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。
○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第25号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成24年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

この際ですので、全体を通じて何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（川上三男） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査がすべて終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。大変ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時45分）

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3. 9	3.14	3.19	3.15	3.16
1	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	—
2	水 谷 寿 彦	○	○	○	○	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○	○	○	○	○
4	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
5	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
6	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	○
7	川 上 三 男	○	○	○	○	○	○
8	横 溝 一 成	○	○	○	○	○	○
9	柳 川 暉 雄	×	×	×	×	×	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3. 9	3.14	3.19	3.15	3.16
町 長	貝 田 喜 雄	○	○	○	○	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○	○	○	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○	○	○	—	—
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○	—	—	—	—
監 査 委 員	横 林 典 夫	—	—	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○	○
監 査 事 務 局 長							
総 務 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○	○	○	○	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○	×	○	○	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	○	○	○	○	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	○	○	○	○	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○	○	○	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 主 幹	斉 藤 昭 彦	—	—	—	—	—	○
企 画 振 興 課 主 幹	佐 藤 康 弘	—	—	—	—	—	○
財 務 係 長	浅 利 基 行	—	—	—	—	○	○
水 道 係 長	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○
医 療 保 険 係 長	山 崎 数 浩	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3. 9	3.14	3.19	3.15	3.16
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○	○	○	○	○